

# 資料2-2

## 風水害等対策計画

現 行	修 正 案																				
<p>第1編 総則</p> <p>第1節 計画の趣旨</p> <p>1 (略)</p> <p>2 計画の基本的な考え方</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進</p> <p>その際、男女共同参画の視点から、男女共同参画センター等とも連携し、地域防災計画修正や避難所（災害対策基本法第49条の7に規定する「指定避難所」。以下同じ。）や避難場所（災害対策基本法第49条の4に規定する「指定緊急避難場所」。以下同じ。）の設置・運営等の応急対策、復旧・復興対策など、災害対策のあらゆる場・組織における女性の参画を促進することとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者（災害対策基本法第8条）の参画を促進することとする。</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第1節 計画の趣旨</p> <p>1 (略)</p> <p>2 計画の基本的な考え方</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進</p> <p>その際、男女共同参画の視点から、<u>男女共同参画担当部局</u>や男女共同参画センター等とも連携し、地域防災計画修正や避難所（災害対策基本法第49条の7に規定する「指定避難所」。以下同じ。）や避難場所（災害対策基本法第49条の4に規定する「指定緊急避難場所」。以下同じ。）の設置・運営等の応急対策、復旧・復興対策など、災害対策のあらゆる場・組織における女性の参画を促進することとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者（災害対策基本法第8条）の参画を促進することとする。</p>																				
<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機 関 名</th> <th style="width: 20%;">災 害 予 防</th> <th style="width: 20%;">災 害 応 急 対 策</th> <th style="width: 20%;">災 害 復 旧</th> <th style="width: 30%;">災 害 復 興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿地方整備局</td> <td>1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 4 港湾施設(直轄)の整備と防災管理</td> <td>1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害応急対策の技術指導 5 緊急を要すると認められる場合の緊急対応(TEC-FORCE)</td> <td>1 直轄公共土木施設の復旧 2 被災港湾施設(直轄)の復旧</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興	近畿地方整備局	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 4 港湾施設(直轄)の整備と防災管理	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害応急対策の技術指導 5 緊急を要すると認められる場合の緊急対応(TEC-FORCE)	1 直轄公共土木施設の復旧 2 被災港湾施設(直轄)の復旧		<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機 関 名</th> <th style="width: 20%;">災 害 予 防</th> <th style="width: 20%;">災 害 応 急 対 策</th> <th style="width: 20%;">災 害 復 旧</th> <th style="width: 30%;">災 害 復 興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿地方整備局</td> <td>1 被災公共土木施設(直轄)の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 4 港湾施設(直轄)の整備と防災管理</td> <td>1 被災公共土木施設(直轄)の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害応急対策の技術指導 5 緊急を要すると認められる場合の緊急対応(TEC-FORCE)</td> <td>1 被災公共土木施設(直轄)の復旧 2 被災港湾施設(直轄)の復旧</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興	近畿地方整備局	1 被災公共土木施設(直轄)の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 4 港湾施設(直轄)の整備と防災管理	1 被災公共土木施設(直轄)の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害応急対策の技術指導 5 緊急を要すると認められる場合の緊急対応(TEC-FORCE)	1 被災公共土木施設(直轄)の復旧 2 被災港湾施設(直轄)の復旧	
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興																	
近畿地方整備局	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 4 港湾施設(直轄)の整備と防災管理	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害応急対策の技術指導 5 緊急を要すると認められる場合の緊急対応(TEC-FORCE)	1 直轄公共土木施設の復旧 2 被災港湾施設(直轄)の復旧																		
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興																	
近畿地方整備局	1 被災公共土木施設(直轄)の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 4 港湾施設(直轄)の整備と防災管理	1 被災公共土木施設(直轄)の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害応急対策の技術指導 5 緊急を要すると認められる場合の緊急対応(TEC-FORCE)	1 被災公共土木施設(直轄)の復旧 2 被災港湾施設(直轄)の復旧																		

風水害等対策計画

現 行	修 正 案																				
<p>第2～4 (略)                      第5 指定公共機関                      (機関名) <u>西日本旅客鉄道(株)(大阪支社)(神戸支社)(福知山支社)</u>                      第6 指定地方公共機関                      (機関名) <u>(一財)神戸住環境整備公社</u></p> <table border="1" data-bbox="170 464 1106 603"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> <th>災 害 復 興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路管理者 兵庫県道路公社 神戸ドライブウェイ 株式会社</td> <td>有料道路(所管)の整備 と防災管理</td> <td>有料道路(所管)の応急 対策の実施</td> <td>被災有料道路(所管)の 復旧</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興	道路管理者 兵庫県道路公社 神戸ドライブウェイ 株式会社	有料道路(所管)の整備 と防災管理	有料道路(所管)の応急 対策の実施	被災有料道路(所管)の 復旧		<p>第2～4 (略)                      第5 指定公共機関                      (機関名) <u>西日本旅客鉄道(株)(兵庫支社)</u>                      第6 指定地方公共機関                      (機関名) <u>(株)こうべ未来都市機構</u></p> <table border="1" data-bbox="1173 464 2136 603"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> <th>災 害 復 興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路管理団体 兵庫県道路公社 神戸ドライブウェイ 株式会社</td> <td>有料道路(所管)の整備 と防災管理</td> <td>有料道路(所管)の応急 対策の実施</td> <td>被災有料道路(所管)の 復旧</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興	道路管理団体 兵庫県道路公社 神戸ドライブウェイ 株式会社	有料道路(所管)の整備 と防災管理	有料道路(所管)の応急 対策の実施	被災有料道路(所管)の 復旧	
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興																	
道路管理者 兵庫県道路公社 神戸ドライブウェイ 株式会社	有料道路(所管)の整備 と防災管理	有料道路(所管)の応急 対策の実施	被災有料道路(所管)の 復旧																		
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興																	
道路管理団体 兵庫県道路公社 神戸ドライブウェイ 株式会社	有料道路(所管)の整備 と防災管理	有料道路(所管)の応急 対策の実施	被災有料道路(所管)の 復旧																		
<p>第1編 総則                      第4節 風水害等の危険性と被害の特徴                      第1 (略)                      第2 内容                      1 (略)                      2 風水害の危険性                      (1) (略)                      (2) 台風による風水害                      台風は、<u>1981年～2010年の平均</u>で年に約 <u>26個</u>発生し、うち約3個が<u>本土</u>                      に上陸している。</p>	<p>第1編 総則                      第4節 風水害等の危険性と被害の特徴                      第1 (略)                      第2 内容                      1 (略)                      2 風水害の危険性                      (1) (略)                      (2) 台風による風水害                      台風は、<u>1991年～2020年の平均</u>で年に約 <u>25個</u>発生し、うち約3個が<u>近畿</u>                      地方に上陸している。</p>																				

風水害等対策計画

現 行	修 正 案																																																						
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第5節 情報通信機器・施設の整備・運用 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 災害時非常通信体制の充実強化 (略) また、非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に<u>水害</u>のおそれがなく耐震性のある堅固な場所への設置を図ることとする。 4 市町防災行政無線の整備促進 (略) ○市町防災行政無線等の整備状況(令和3年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>整備数</th> <th>整備率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">同報系</td> <td>防災行政無線</td> <td>34 市町</td> <td>82.9%</td> </tr> <tr> <td>その他同報系</td> <td>28 市町</td> <td>68.2%</td> </tr> <tr> <td>ひょうご防災ネット</td> <td>41 市町</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>41 市町</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">移動系</td> <td>防災行政無線</td> <td>22 市町</td> <td>53.6%</td> </tr> <tr> <td>その他移動系</td> <td>4 市町</td> <td>9.7%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>26 市町</td> <td>63.4%</td> </tr> </tbody> </table>			整備数	整備率	同報系	防災行政無線	34 市町	82.9%	その他同報系	28 市町	68.2%	ひょうご防災ネット	41 市町	100.0%	全体(重複除く)	41 市町	100.0%	移動系	防災行政無線	22 市町	53.6%	その他移動系	4 市町	9.7%	全体(重複除く)	26 市町	63.4%	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第5節 情報通信機器・施設の整備・運用 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 災害時非常通信体制の充実強化 (略) また、非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に<u>風水害等</u>のおそれがなく耐震性のある堅固な場所への設置を図ることとする。 4 市町防災行政無線の整備促進 (略) ○市町防災行政無線等の整備状況(令和5年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>整備数</th> <th>整備率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">同報系</td> <td>防災行政無線</td> <td>33 市町</td> <td>80.5%</td> </tr> <tr> <td>その他同報系</td> <td>28 市町</td> <td>68.2%</td> </tr> <tr> <td>ひょうご防災ネット</td> <td>41 市町</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>41 市町</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">移動系</td> <td>防災行政無線</td> <td>18 市町</td> <td>43.9%</td> </tr> <tr> <td>その他移動系</td> <td>2 市町</td> <td>4.8%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>20 市町</td> <td>48.7%</td> </tr> </tbody> </table>			整備数	整備率	同報系	防災行政無線	33 市町	80.5%	その他同報系	28 市町	68.2%	ひょうご防災ネット	41 市町	100.0%	全体(重複除く)	41 市町	100.0%	移動系	防災行政無線	18 市町	43.9%	その他移動系	2 市町	4.8%	全体(重複除く)	20 市町	48.7%
		整備数	整備率																																																				
同報系	防災行政無線	34 市町	82.9%																																																				
	その他同報系	28 市町	68.2%																																																				
	ひょうご防災ネット	41 市町	100.0%																																																				
	全体(重複除く)	41 市町	100.0%																																																				
移動系	防災行政無線	22 市町	53.6%																																																				
	その他移動系	4 市町	9.7%																																																				
	全体(重複除く)	26 市町	63.4%																																																				
		整備数	整備率																																																				
同報系	防災行政無線	33 市町	80.5%																																																				
	その他同報系	28 市町	68.2%																																																				
	ひょうご防災ネット	41 市町	100.0%																																																				
	全体(重複除く)	41 市町	100.0%																																																				
移動系	防災行政無線	18 市町	43.9%																																																				
	その他移動系	2 市町	4.8%																																																				
	全体(重複除く)	20 市町	48.7%																																																				
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第6節 防災拠点の整備 第1 (略) 第2 内容 1 広域防災拠点の整備 (1) (略) (2) 配置計画</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第6節 防災拠点の整備 第1 (略) 第2 内容 1 広域防災拠点の整備 (1) (略) (2) 配置計画</p>																																																						

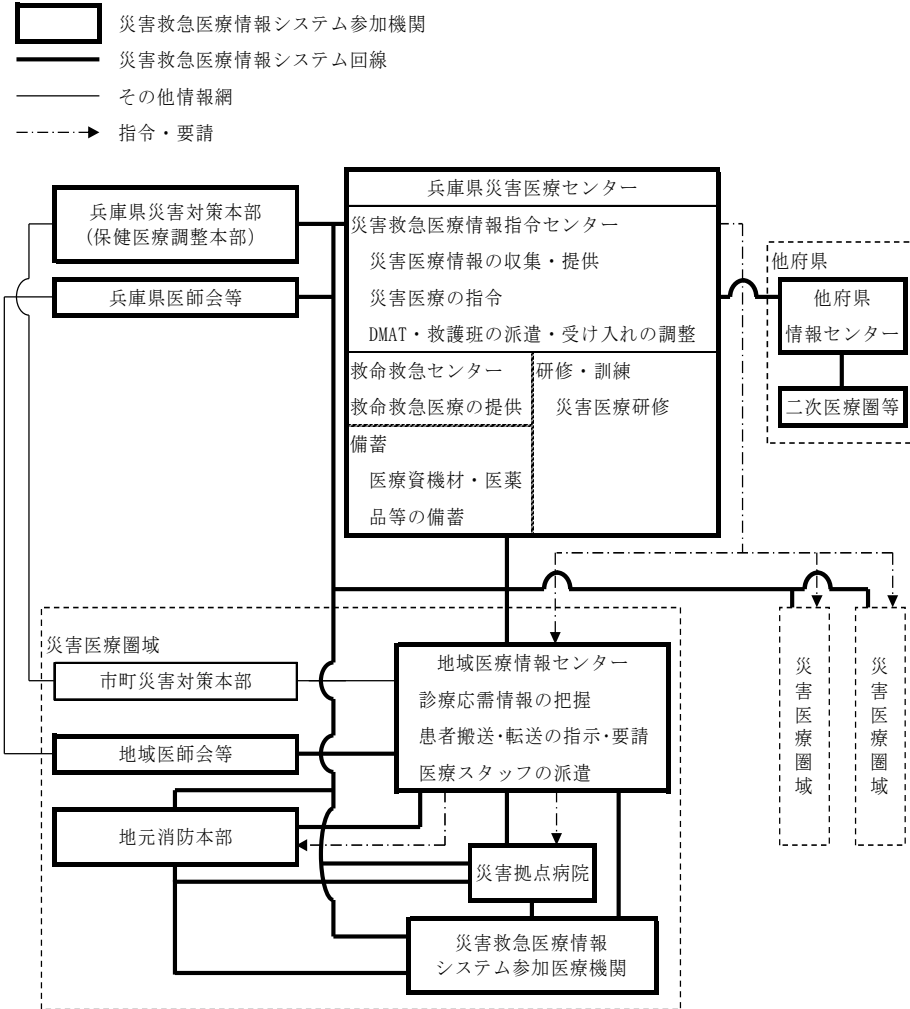
風水害等対策計画

現 行				修 正 案			
地域	所在地	拠点のタイプ	広域防災拠点名	地域	所在地	拠点のタイプ	広域防災拠点名
丹波	丹波市	ブロック	丹波の森公苑・丹波県民局内	丹波	丹波市	ブロック	丹波広域防災拠点 丹波の森公苑・丹波県民局内
第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第7節 火災予防対策の推進 第1款 出火防止・初期消火体制の整備 [実施機関：県危機管理部、県まちづくり部、 <u>県県土整備部住宅建築局、消防本部</u> ]				第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第7節 火災予防対策の推進 第1款 出火防止・初期消火体制の整備 [実施機関：県危機管理部、県まちづくり部、 <u>[削除]消防本部</u> ]			
第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第8節 防災資機材の整備 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 救助資機材 (1) (略) (2) 救助要員用資機材 ①～② (略) ③ 県警察本部は、 <u>交番・駐在所単位で破壊用具フォース(レスキューユニット)を整備することとする。</u>				第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第8節 防災資機材の整備 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 救助資機材 (1) (略) (2) 救助要員用資機材 ①～② (略) ③ 県警察本部は、 <u>交番・駐在所単位で破壊用具(レスキューユニット)を整備することとする。</u>			
第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第9節 災害救急医療システムの整備 第1 (略) 第2 内容 1 災害救急医療情報システムの整備 (1) 災害救急医療情報指令センターの整備 県は、保健医療部長を本部長とする保健医療調整本部を立ち上げるとともに、医療機関、マンパワー、ライフライン、道路状況等総合的な情報をもとに、救護班の派遣や患者搬送等を指示・要請する災害救急医療情報指令センターを災害医療センター内に整備することとする。 ※保健医療調整本部・・・保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動				第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第9節 災害救急医療システムの整備 第1 (略) 第2 内容 1 災害救急医療情報システムの整備 (1) 災害救急医療情報指令センターの整備 県は、保健医療部長を本部長とする保健医療福祉調整本部を立ち上げるとともに、医療機関、マンパワー、ライフライン、道路状況等総合的な情報をもとに、救護班の派遣や患者搬送等を指示・要請する災害救急医療情報指令センターを災害医療センター内に整備することとする。 ※保健医療福祉調整本部・・・保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健			

現 行	修 正 案
<p>に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅延なく行うための本部</p> <p>2 (略)</p> <p>3 災害救急医療システムの充実 (略) 県、市町等は、各災害医療圏域における災害救急医療体制の充実・強化を図るとともに、各災害医療圏域ごとに、医療機関相互の応援体制や発災直後の医療対応の具体的手順、市町の役割である救護所予定場所の設定や医薬品及び飲料水等の備蓄及び市町単位の拠点医療機関から災害拠点病院への患者搬送の流れ等の災害時保健医療マニュアルを定め、特に初動期に迅速に対応できる体制を整備することとする。</p> <p>4 機動性のある医療チーム（兵庫DMAT）等の整備 (1) 県は、兵庫DMAT指定病院のDMAT（以下、「兵庫DMAT」という。）の運用方法を定めるとともに、<u>通信用機器、医療資機材などの資機材の整備を促進するとともに訓練を実施することとする。</u></p>	<p>医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅延なく行うための本部</p> <p>2 (略)</p> <p>3 災害救急医療システムの充実 (略) 県、市町等は、<u>地域保健医療情報センターを設置する各災害医療圏域における災害救急医療体制の充実・強化を図るために、平時より医療機関等の業務継続基盤（耐震性、電源、水、地域における役割等）の把握に努め、医療機関相互の応援体制や発災直後の医療対応の具体的手順、市町の役割である救護所予定場所の設定や医薬品及び飲料水等の備蓄及び市町単位の拠点医療機関から災害拠点病院への患者搬送の流れ等の災害時保健医療マニュアルを定め、特に初動期に迅速に対応できる体制を整備することとする。</u></p> <p>4 機動性のある医療チーム（兵庫DMAT）等の整備 (1) 県は、兵庫DMAT指定病院のDMAT（以下、「兵庫DMAT」という。）の運用方法を定め、<u>通信機器・手段、医療資機材などの整備を促進するとともに訓練を実施することとする。</u></p>

現 行

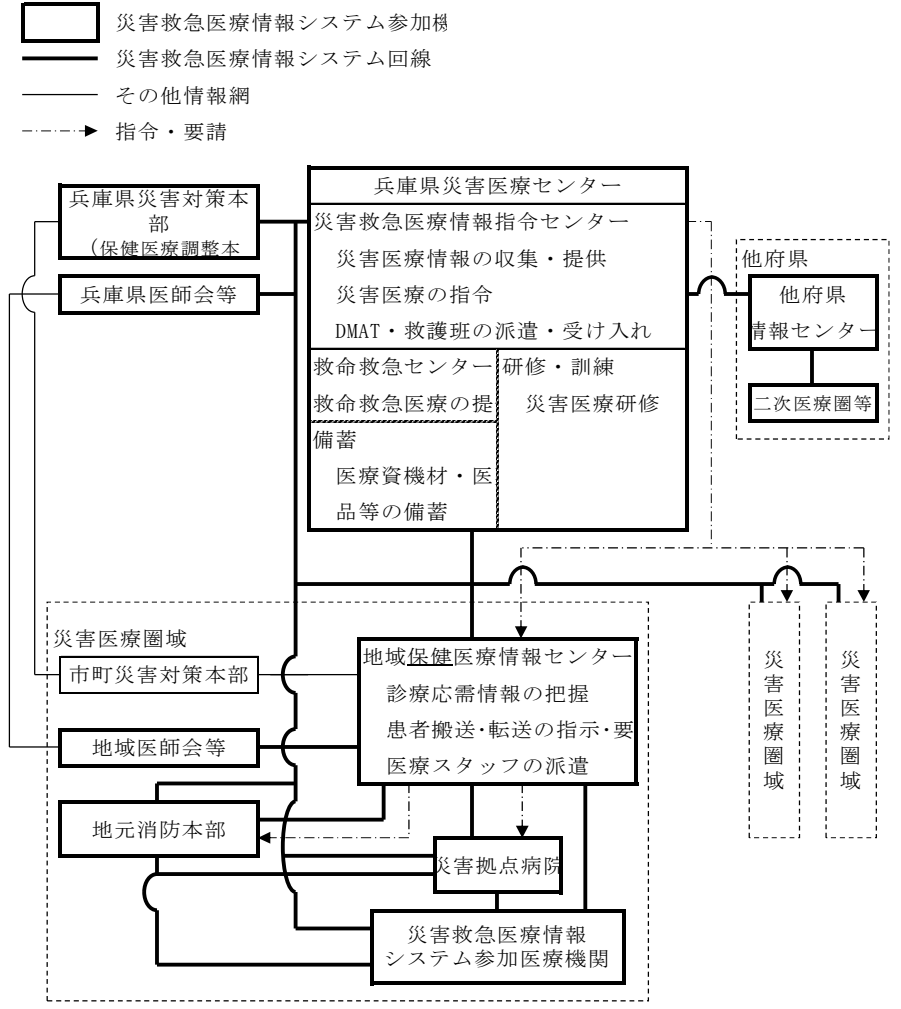
災害救急医療システム概念図



5 兵庫源こころのケアチーム「ひょうごDPAT」等の整備  
(1)～(4) (略)

修 正 案

災害救急医療システム概念図



5 兵庫源こころのケアチーム「ひょうごDPAT」等の整備  
(1)～(4) (略)

現 行	修 正 案
<p>&lt;参考&gt; [新設]</p> <p>[新設]</p> <p>6 兵庫県災害医療センターの運営 (略)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>施設内容</p> <p>所在地：神戸東部新都心（神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1）</p> <p>鉄筋コンクリート造・地下1階、地上4階建、</p> <p>延床面積：6,300 m<sup>2</sup>、病床数：30床</p> <p>診療科目：内科、外科、整形外科、循環器内科、神経内科など計11科</p> </div>	<p>&lt;参考&gt;</p> <p>○JMAT（Japan Medical Association Team）兵庫とは  <u>医師、看護師、薬剤師、事務（ロジ）等でチーム編成する兵庫県医師会災害医療チームで、被災者の生命及び健康を守り、被災地の公衆衛生を回復し、地域医療や地域包括ケアシステムの再生・復興を支援することを目的とする組織。</u></p> <p>○災害支援ナースとは  <u>新興感染症及び災害の発生時に、他の医療機関等への応援派遣に的確に対応できる看護職員</u></p> <p>6 兵庫県災害医療センターの運営 (略)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>施設内容</p> <p>所在地：神戸東部新都心（神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1）</p> <p>鉄筋コンクリート造・地下1階、地上4階建、</p> <p>延床面積：6,300 m<sup>2</sup>、病床数：30床</p> <p>診療科目：内科、外科、整形外科、循環器内科、神経内科など<u>救急部を中心とする</u>計11科</p> </div>

風水害等対策計画

現 行		修 正 案									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">兵庫県災害医療センター</th> </tr> <tr> <th>病院機能</th> <th>病院以外の機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>高度救命救急センターとして、3次救命救急医療を提供</li> <li>ドクターカーによる病院前医療</li> </ol> </td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>災害救急医療情報指令センターを設置し、救急医療情報の収集・提供、救急救命士に対する特定行為の指示</li> <li>災害時に備えた医薬品等の備蓄</li> <li>医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>被災地からの重症患者等の受入れ</li> <li>30床から100床に増床</li> <li>救護班等の派遣</li> </ol> </td> <td>           保健医療調整本部の補助・強化機能            兵庫県DMAT調整本部等の設置            災害医療情報の収集・提供、医療機関や搬送機関への患者の受入れ、搬送、救護班派遣等の指示・要請         </td> </tr> </tbody> </table>	兵庫県災害医療センター		病院機能	病院以外の機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>高度救命救急センターとして、3次救命救急医療を提供</li> <li>ドクターカーによる病院前医療</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>災害救急医療情報指令センターを設置し、救急医療情報の収集・提供、救急救命士に対する特定行為の指示</li> <li>災害時に備えた医薬品等の備蓄</li> <li>医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>被災地からの重症患者等の受入れ</li> <li>30床から100床に増床</li> <li>救護班等の派遣</li> </ol>	保健医療調整本部の補助・強化機能 兵庫県DMAT調整本部等の設置 災害医療情報の収集・提供、医療機関や搬送機関への患者の受入れ、搬送、救護班派遣等の指示・要請		
兵庫県災害医療センター											
病院機能	病院以外の機能										
<ol style="list-style-type: none"> <li>高度救命救急センターとして、3次救命救急医療を提供</li> <li>ドクターカーによる病院前医療</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>災害救急医療情報指令センターを設置し、救急医療情報の収集・提供、救急救命士に対する特定行為の指示</li> <li>災害時に備えた医薬品等の備蓄</li> <li>医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施</li> </ol>										
<ol style="list-style-type: none"> <li>被災地からの重症患者等の受入れ</li> <li>30床から100床に増床</li> <li>救護班等の派遣</li> </ol>	保健医療調整本部の補助・強化機能 兵庫県DMAT調整本部等の設置 災害医療情報の収集・提供、医療機関や搬送機関への患者の受入れ、搬送、救護班派遣等の指示・要請										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">兵庫県災害医療センター</th> </tr> <tr> <th>病院機能</th> <th>病院以外の機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>高度救命救急センターとして、3次救命救急医療を提供</li> <li>ドクターカーによる病院前医療</li> </ol> </td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>災害救急医療情報指令センターを設置し、救急医療情報の収集・提供、救急救命士に対する特定行為の指示</li> <li>災害時に備えた医薬品等の備蓄</li> <li>医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>被災地からの重症患者等の受入れ</li> <li>30床から60床に増床</li> <li>救護班等の派遣</li> </ol> </td> <td>           保健医療調整本部の補助・強化機能            兵庫県DMAT調整本部等の設置            災害医療情報の収集・提供、医療機関や搬送機関への患者の受入れ、搬送、救護班派遣等の指示・要請         </td> </tr> </tbody> </table>	兵庫県災害医療センター		病院機能	病院以外の機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>高度救命救急センターとして、3次救命救急医療を提供</li> <li>ドクターカーによる病院前医療</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>災害救急医療情報指令センターを設置し、救急医療情報の収集・提供、救急救命士に対する特定行為の指示</li> <li>災害時に備えた医薬品等の備蓄</li> <li>医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>被災地からの重症患者等の受入れ</li> <li>30床から60床に増床</li> <li>救護班等の派遣</li> </ol>	保健医療調整本部の補助・強化機能 兵庫県DMAT調整本部等の設置 災害医療情報の収集・提供、医療機関や搬送機関への患者の受入れ、搬送、救護班派遣等の指示・要請	<p>8 災害拠点精神科病院の整備</p> <p>県及び災害拠点精神科病院（県下3精神科病院）は、災害時の精神医療体制を確保し、精神疾患を有する患者への医療提供、及び地域の精神医療機能を支援する。</p> <p>9 兵庫県こころのケアセンターの運営 （略）</p> <p>10 医薬品等の確保 （略）</p> <p>11 医療マンパワーの確保 （略）</p> <p>12 住民に対する啓発 （略）</p> <p>13 市町における災害医療体制等の整備 （略）</p> <p>14 兵庫県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の整備等 （略）</p> <p>15 実習船の活用 （1）県は、県立香住高等学校が保有する実習船「但州丸」を活用し、災害時における物資の搬送及び水の提供、患者や医療従事者の搬送、医療行為（人工透析等）</p>
兵庫県災害医療センター											
病院機能	病院以外の機能										
<ol style="list-style-type: none"> <li>高度救命救急センターとして、3次救命救急医療を提供</li> <li>ドクターカーによる病院前医療</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>災害救急医療情報指令センターを設置し、救急医療情報の収集・提供、救急救命士に対する特定行為の指示</li> <li>災害時に備えた医薬品等の備蓄</li> <li>医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施</li> </ol>										
<ol style="list-style-type: none"> <li>被災地からの重症患者等の受入れ</li> <li>30床から60床に増床</li> <li>救護班等の派遣</li> </ol>	保健医療調整本部の補助・強化機能 兵庫県DMAT調整本部等の設置 災害医療情報の収集・提供、医療機関や搬送機関への患者の受入れ、搬送、救護班派遣等の指示・要請										

[新設]



風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>工透析等)の提供等について、医師会・医療関係機関等と連携し、訓練等を行う。</p> <p>(略)</p> <p>15 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(略)</p>	<p>の提供等について、医師会・医療関係機関等と連携し、訓練等を行う。</p> <p>(略)</p> <p>16 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第10節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 緊急輸送道路ネットワークの設定</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 通行の確保</p> <p>県は、県外からの救援物資等を広域防災拠点等を経由して各市町ごとに定めた地域防災拠点等に輸送し、また、被災者を救助し災害拠点病院等に搬送するため、緊急輸送道路ネットワークに基づき、県内いずれの地点で災害が発生した場合でも、迅速な物資輸送や救援活動ができるよう、その通行確保に努めることとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第10節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 緊急輸送道路ネットワークの設定</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 通行の確保</p> <p>県は、県外からの救援物資等を広域防災拠点等を経由して各市町ごとに定めた地域防災拠点等に輸送し、また、被災者を救助し災害拠点病院等に搬送するため、緊急輸送道路ネットワークに基づき、県内いずれの地点で災害が発生した場合でも、迅速な物資輸送や救援活動ができるよう、その通行確保に努めることとする。</p> <p><u>道路管理者は、緊急輸送道路における新設の電柱等による道路占用を原則として禁止するとともに、一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</u></p>

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画                      第2章 災害応急対策への備えの充実                      第11節 避難対策の充実                      第1 (略)                      第2 内容                      1～3 (略)                      4 避難所等の指定                      (1) (略)                      (2)指定避難所                      ①～③ (略)                      ④ 留意事項                      (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所において感染者が発生した場合や濃厚接触者の避難等の適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局（保健所）が連携することとする。また、市町は、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めることとする。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、<u>コロナ禍での自宅療養者等の避難先として活用する可能性</u>もあることから、地域の実情を踏まえ、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる地域では、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく必要がある。</li> </ul>	<p>第2編 災害予防計画                      第2章 災害応急対策への備えの充実                      第11節 避難対策の充実                      第1 (略)                      第2 内容                      1～3 (略)                      4 避難所等の指定                      (1) (略)                      (2)指定避難所                      ①～③ (略)                      ④ 留意事項                      (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。<u>特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u></li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所において感染者が発生した場合や有症状者の避難等の適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局（保健所）が連携することとする。また、市町は、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めることとする。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、<u>新型コロナウイルス感染症等感染者等の避難先として活用する可能性</u>もあることから、地域の実情を踏まえ、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる地域では、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく必要がある。</li> </ul>

現 行	修 正 案
<p>5 (略)</p> <p>6 施設、設備の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難所には、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備等（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器、非常用発電機等）計画的な整備の推進を図ることとする。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>10 新型コロナウイルス感染症に対応した適切な避難対策</p> <p>(1) 市町は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保やレイアウト・導線の確認、避難者の健康チェック・検温、換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進することとする。</p> <p>また、市町は、避難所管理運営マニュアルに新型コロナウイルス感染症への対応を適宜反映することとする。</p> <p>(2) 県・保健所設置市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の<u>自宅療養者等の被災に備えて</u>、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、<u>自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認</u>を行うよう努めるものとする。また、市町の防災担当部局との連携の下、<u>自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整</u>を行うとともに、必要に応じて、<u>自宅療養者等</u>に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</p>	<p>5 (略)</p> <p>6 施設、設備の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難所には、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備等（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器、<u>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた非常用発電機等</u>）計画的な整備の推進を図ることとする。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>10 <u>新型コロナウイルス感染症等感染症</u>に対応した適切な避難対策</p> <p>(1) 市町は、県が作成した「<u>新型コロナウイルス感染症等感染症</u>に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保やレイアウト・導線の確認、避難者の健康チェック・検温、換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進することとする。</p> <p>また、市町は、避難所管理運営マニュアルに<u>新型コロナウイルス感染症等感染症</u>への対応を適宜反映することとする。</p> <p>(2) 県・保健所設置市の保健所は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症患者の被災に備えて</u>、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、<u>対象者等が危険エリアに居住しているか確認</u>を行うよう努めるものとする。また、市町の防災担当部局との連携の下、<u>対象者の避難の確保に向けた具体的な検討・調整</u>を行うとともに、必要に応じて、<u>対象者</u>に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>(新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン(令和2年6月作成)の主な内容)</p> <p>① フェーズ0 事前準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染対策を考慮した収容人員の確認</li> <li>・ 十分な避難所数の確保</li> <li>・ 体調不良者(発熱・咳などの症状者)等を分離した別室の専用スペース又は専用避難所の確保</li> <li>・ 物資や衛生資材などの必要数の把握及び事前準備</li> <li>・ 適切な避難所運営を行うための体制の構築</li> <li>・ 住民への事前周知</li> </ul> <p>② フェーズ1 避難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切な避難先の提示</li> <li>・ 避難情報発令時の留意事項</li> </ul> <p>③ フェーズ2 避難所開設・受入れ・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所の開設</li> <li>・ 避難所の受入れ</li> <li>・ 避難所運営</li> </ul> <p>④ フェーズ3 避難所解消 等</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した避難所運営ガイドライン(令和2年6月策定、令和5年5月改訂)の主な内容)</p> <p>① フェーズ0 事前準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染対策を考慮した収容人員の確認</li> <li>・ 十分な避難所数の確保</li> <li>・ 体調不良者(発熱・咳などの症状者)等を分離した別室の専用スペース又は専用避難所の確保</li> <li>・ 物資や衛生資材などの必要数の把握及び事前準備</li> <li>・ 適切な避難所運営を行うための体制の構築</li> <li>・ 住民への事前周知</li> </ul> <p>② フェーズ1 避難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切な避難先の提示</li> <li>・ 避難情報発令時の留意事項</li> </ul> <p>③ フェーズ2 避難所開設・受入れ・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所の開設</li> <li>・ 避難所の受入れ</li> <li>・ 避難所運営</li> </ul> <p>④ フェーズ3 避難所解消 等</p>

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画                      第2章 災害応急対策への備えの充実                      第15編 要配慮者支援対策の充実                      第1 (略)                      第2 内容                      1 要配慮者支援体制の整備                      (1)～(2) (略)                      (3) 避難行動要支援者名簿の共有                      市町は、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた機関・団体等に対して、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は災害対策基本法に規定する特別の定めを設ける条例の制定等法制上の措置その他の必要な措置を講じることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図ることとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じることとする。</p> <p>(4) 個別避難計画作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備                      市町は、災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿をもとに、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の適切な管理に努めるものとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画                      第2章 災害応急対策への備えの充実                      第15編 要配慮者支援対策の充実                      第1 (略)                      第2 内容                      1 要配慮者支援体制の整備                      (1)～(2) (略)                      (3) 避難行動要支援者名簿の共有                      市町は、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた機関・団体等に対して、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は災害対策基本法に規定する特別の定めを設ける条例の制定等法制上の措置その他の必要な措置を講じることにより、<u>あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、</u>多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図ることとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じることとする。</p> <p>(4) 個別避難計画作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備                      市町は、災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、地域住民、<u>NPO</u>等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿をもとに、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。<u>この場合、コミュニティの希薄化や担い手の高齢化、都市部と山間部の違い、積雪や凍結といった地域特性等に留意するものとする。</u>なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の適切な管理に努めるものとする。</p> <p><u>市町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p>

現 行	修 正 案
<p>(略)</p> <p>県は、自主防災組織等と連携して<u>個別避難計画の作成に取り組む居宅介護支援事業所、相談支援事業所等を支援し、防災と福祉の連携の促進を図ることとする。</u>また、市町や地域の取組を支援するとともに、情報発信や人材育成を実施することとする。</p> <p>2 情報伝達体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急通報システムの整備</p> <p>県、市町は高齢者、障害者等と消防本部の間に緊急通報システムを整備し、その周知に努めることとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 障害者への情報伝達体制の整備</p> <p>県、市町は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障害者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムを整備することとする。</p>	<p>(略)</p> <p>県は、自主防災組織等や福祉事業所等と連携して防災と福祉の連携の促進を図ることとする。また、市町や地域の多様な取組を支援するとともに、<u>取組事例等の情報発信や地域特性を考慮した実践型の人材育成、ポスター・チラシ等を活用した一体的な普及啓発等</u>を実施することとする。</p> <p>2 情報伝達体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急通報システムの整備</p> <p>県、市町は高齢者、障害者等と消防本部の間に緊急通報システムを整備し、その周知に努めることとする。</p> <p><u>なお、障害者については、県、市町は、緊急の通報を迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずることとする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 障害者への情報伝達体制の整備</p> <p>県、市町は、通常の音声・言語による手段では適切に情報を入手できない障害者が、<u>防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムの整備など、体制の整備充実、設備または機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずることとする。</u></p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第16編 災害ボランティア活動の支援体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 感染症の拡大が懸念される状況下における対応</p> <p>感染症の拡大が懸念される状況下では、県及び市町は、<u>感染予防措置を徹底することとする。</u>ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図り、<u>また、県は、災害ボランティアのPCR検査費用を支援するなど派遣環境を整備することとする。</u></p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第16編 災害ボランティア活動の支援体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 感染症の拡大が懸念される状況下における対応</p> <p>感染症の拡大が懸念される状況下では、県及び市町は、<u>感染予防措置を徹底し、ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図ることとする。</u></p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>第17節 水防対策等の充実            第1 (略)            第2 内容            1 浸水想定区域            (1) 浸水想定区域の指定・公表等            ① 洪水浸水想定区域            国土交通大臣または知事は、水防法に基づく、洪水予報河川、水位情報周知河川、及び国土交通省令で定める基準に該当する河川について、洪水浸水想定区域の指定を行う。            ② 雨水出水浸水想定区域            知事または市町長は、雨水出水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した排水施設等について、雨水出水浸水想定区域の指定を行う。</p>	<p>第17節 水防対策等の充実            第1 (略)            第2 内容            1 浸水想定区域            (1) 浸水想定区域の指定・公表等            ① 洪水浸水想定区域            国土交通大臣または知事は、水防法に基づく、洪水予報河川、水位周知河川、及び国土交通省令で定める基準に該当する河川について、洪水浸水想定区域の指定を行う。            ② 雨水出水浸水想定区域            知事または市町長は、<u>水防法に基づく</u>、雨水出水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した排水施設等について、雨水出水浸水想定区域の指定を行う。</p>
<p>第2編 災害予防計画            第2章 災害応急対策への備えの充実            第18節 土砂災害対策の充実            第1 (略)            第2 内容            1～4 (略)            5 その他の対策            (1)～(6) (略)            (7) 建築物の土砂災害対策への支援            県は、土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転・改修又は建築物（ホテル・旅館）の改修に対し助成を行う市町に対し、助成を行うこととする。</p>	<p>第2編 災害予防計画            第2章 災害応急対策への備えの充実            第18節 土砂災害対策の充実            第1 (略)            第2 内容            1～4 (略)            5 その他の対策            (1)～(6) (略)            (7) 建築物の土砂災害対策への支援            県は、土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転・改修等又は建築物（ホテル・旅館）の改修等に対し助成を行う市町に対し、助成を行うこととする。</p>
<p>第2編 災害予防計画            第3章 県民参加による地域防災力の向上            第1節 防災に関する学習等の充実            第1 (略)            第2 内容            1～2 (略)            3 災害教訓の伝承支援            県、市町は、災害教訓の伝承について啓発を行うほか、大規模災害に関する</p>	<p>第2編 災害予防計画            第3章 県民参加による地域防災力の向上            第1節 防災に関する学習等の充実            第1 (略)            第2 内容            1～2 (略)            3 災害教訓の伝承支援            県、市町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>る調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、県民が災害教訓を伝承する取組を支援することとする。</p>	<p><u>伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとし、県民が災害教訓を伝承する取組を支援することとする。</u></p>
<p>第2編 災害予防計画            第3章 県民参加による地域防災力の向上            第3節 消防団の充実強化            第1 (略)            第2 内容            1 (略)            2 充実強化対策            (1) 県の取り組み            県は、広域的な観点から、消防団の育成強化を支援するため、次の事業を推進することとする。            ①～③ (略)            ④女性消防団員の加入促進の支援            ⑤～⑨ (略)            (2) 市町の取り組み            市町は、消防団の充実強化を図るため、次の事業を推進することとする。            ①～⑤ (略)            ⑥女性消防団員の加入促進</p>	<p>第2編 災害予防計画            第3章 県民参加による地域防災力の向上            第3節 消防団の充実強化            第1 (略)            第2 内容            1 (略)            2 充実強化対策            (1) 県の取り組み            県は、広域的な観点から、消防団の育成強化を支援するため、次の事業を推進することとする。            ①～③ (略)            ④女性消防団員の確保に向けた加入促進活動・環境整備への支援            ⑤～⑨ (略)            (2) 市町の取り組み            市町は、消防団の充実強化を図るため、次の事業を推進することとする。            ①～⑤ (略)            ⑥女性消防団員の確保に向けた加入促進活動・環境整備</p>
<p>第2編 災害予防計画            第4章 治山・治水対策の推進            第1節 治山・治水対策の総合的推進            第1 (略)            第2 内容            1～2 (略)            3 自然災害に備える(ソフト対策)            (略)            ○災害危険情報等の情報発信</p>	<p>第2編 災害予防計画            第4編 治山・治水対策の推進            第1節 治山・治水対策の総合的推進            第1 (略)            第2 内容            1～2 (略)            3 自然災害に備える(ソフト対策)            (略)            ○災害危険情報等の情報発信</p>



風水害等対策計画

現 行				修 正 案				
区分	情報の種別	対象	内 容	区分	情報の種別	対象	内 容	
防炎	CGVドキュメント(地域の風水害対策情報)	県民	災害時に役立つ洪水、高潮や津波やため池のハザードマップや観測情報等を集約しHPで提供	防炎	CGVドキュメント(地域の風水害対策情報)	県民	災害時に役立つ洪水、高潮や津波やため池のハザードマップや観測情報等を集約しHPで提供	
	水位・雨量		HPやテレビ放送で提供		水位・雨量		HPやテレビ放送で提供	
	河川水位標(現地)		夜間も識別可能な水位標を70河川88箇所に設置		河川水位標(現地)		夜間も識別可能な水位標を88河川88箇所に設置	
	河川ライブカメラ画像		全332箇所の画像をHPで提供		河川ライブカメラ画像		全332箇所の画像をHPで提供	
	洪水予報(洪水注意報・洪水警報)		主要3水系(市川、武庫川、千種川)の予報を気象台と共同発表。報道機関を通じた周知とHPで提供		洪水予報(洪水注意報・洪水警報)		主要3水系(市川、武庫川、千種川)の予報を気象台と共同発表。報道機関を通じた周知とHPで提供	
川	氾濫予測(河川の区間単位)	市町	県下全680河川で運用中	川	氾濫予測(河川の区間単位)	市町	県下全680河川で運用中	
	土砂災害警戒情報	県民	テレビのフロアや携帯メール等で提供		山	土砂災害警戒情報	県民	テレビのフロアや携帯メール等で提供
	地域別土砂災害危険度	市町	HP、携帯サイト、ケーブルテレビで提供			地域別土砂災害危険度	市町	HP、携帯サイト、ケーブルテレビで提供
箇所別土砂災害危険度	市町	表六甲山系等で情報提供中 順次エリア拡大	箇所別土砂災害危険度	市町	表六甲山系等で情報提供中 順次エリア拡大			
山	潮位・風	県民	潮位、風向風速の観測情報をHPで提供	海	潮位・風	県民	潮位、風向風速の観測情報をHPで提供	
	海内カメラ画像		福良港、尼崎西宮芦屋港の画像をHPで提供		海内カメラ画像		福良港、尼崎西宮芦屋港の画像をHPで提供	
道	道路アンダーパス部の冠水情報	市町	アンダーパス部の冠水情報を現地・HPで提供	道	道路アンダーパス部の冠水情報	市町	アンダーパス部の冠水情報を現地・HPで提供	

第2編 災害予防計画  
 第4章 治山・治水対策の推進  
 第2節 水害の防止施設等の整備  
 第3款 海岸施設の整備  
 第1 (略)  
 第2 内容  
 1 事業計画  
 (1) 県(土木部) 所管事業分

事業名	事業内容
高潮対策事業	福良港海岸(湾口防波堤、防潮堤)、尼崎西宮芦屋港海岸(護岸(改修))他 計5海岸
侵食対策事業	鳥飼海岸(人工リーフ) 計1海岸
海岸メンテナンス事業	姫路港海岸(大江島排水機場更新)、淡港海岸(淡排水機場更新) 淡路海岸(護岸補強)、東播磨港海岸(護岸補強) 他 計8海岸
津波・高潮危機管理対策緊急事業	阿万港海岸(陸間新設・自動化) 他 計2海岸

(2) 県(農政環境部) 所管事業分

第2編 災害予防計画  
 第4章 治山・治水対策の推進  
 第3節 地盤災害の防止施設等の整備  
 第6款 宅地造成等の規制  
 第1 趣旨  
 災害に伴う宅地の被害を防止するため、宅地造成等の規制について定める。

第2編 災害予防計画  
 第4章 治山・治水対策の推進  
 第2節 水害の防止施設等の整備  
 第3款 海岸施設の整備  
 第1 (略)  
 第2 内容  
 1 事業計画  
 (1) 県(土木部) 所管事業分

事業名	事業内容
高潮対策事業	福良港海岸(湾口防波堤、防潮堤)、尼崎西宮芦屋港海岸(護岸(改修))他 計5海岸
侵食対策事業	鳥飼海岸(人工リーフ)、内田海岸(礫養浜) 計2海岸
海岸メンテナンス事業	姫路港海岸(大江島排水機場更新)、淡港海岸(淡排水機場更新) 淡路海岸(護岸補強)、東播磨港海岸(護岸補強) 他 計8海岸
津波・高潮危機管理対策緊急事業	阿万港海岸(陸間新設・自動化) 他 計2海岸

(2) 県(農林水産部) 所管事業分

第2編 災害予防計画  
 第4章 治山・治水対策の推進  
 第3節 地盤災害の防止施設等の整備  
 第6款 宅地造成等の規制  
 第1 趣旨  
 災害に伴う宅地及び農地等の被害を防止するため、宅地造成等の規制について定める。

現 行	修 正 案
<p>第2 内容</p> <p>1 宅地造成工事規制区域等の指定</p> <p>県は、宅地造成に伴う災害が生じるおそれのある地域を再調査し、必要と認めるときは宅地造成工事規制区域の追加指定を行うこととする。</p> <p>また、造成された宅地の耐震性向上を図るため、造成宅地防災区域の指定に向けた調査を行うこととする。</p> <p>また、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p> <p>2 宅地防災パトロールと措置</p> <p>(1) 県は、今後行われる宅地造成工事に対し、<u>宅地造成等規制法</u>に定める技術的基準を確実に履行させるとともに、パトロールを強化し、無許可工事等の違反工事の発見に努めることとする。</p> <p>(2) 県、市町は、造成された宅地について、必要に応じ、警察署・消防機関の協力を得て、梅雨及び台風期に備えた宅地防災パトロールを実施し、災害のおそれのある宅地については関係者に対し防災措置を指導するなど必要な措置を行うこととする。</p> <p>ア 防災措置についての文書による指導</p> <p>イ 宅地所有者等関係者の聴聞、勧告</p> <p>ウ <u>宅地造成等規制法第14条の規定</u>に基づく工事の停止、<u>宅地の使用禁止及び必要措置の命令</u></p> <p>エ <u>宅地造成等規制法第17条</u>に基づく改善命令</p> <p>(3) 県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを公開し、宅地防災パトロールの点検箇所を選定に活用するとともに、マップの周知により県民の防災意識の向上を図る。</p> <p>3 宅地防災相談所の設置</p> <p>県は、宅地造成等規制法の周知を図るとともに、<u>宅地造成工事規制区域内</u></p>	<p>て定める。</p> <p>第2 内容</p> <p>1 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく区域等の指定</p> <p>県は、宅地造成等に伴う災害が生じるおそれのある地域を<u>宅地造成等工事規制区域に、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害が生じるおそれのある地域を特定盛土等規制区域に指定し、基礎調査の結果、必要と認めるときは区域の見直し</u>を行うこととする。</p> <p>また、<u>宅地造成又は特定盛土等による災害で相当数の居住者等に危害を生ずるおそれがあると見込まれる地域は、基礎調査において造成宅地防災区域の指定を検討することとする。</u></p> <p>また、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p> <p>2 宅地防災パトロールと措置</p> <p>(1) 県は、今後行われる宅地造成等の工事に対し、<u>法令</u>に定める技術的基準を確実に履行させるとともに、パトロールを強化し、無許可工事等の違反工事の発見に努めることとする。</p> <p>(2) 県、市町は、造成された宅地について、必要に応じ、警察署・消防機関の協力を得て、梅雨及び台風期に備えた宅地防災パトロールを実施し、災害のおそれのある宅地については関係者に対し防災措置を指導するなど必要な措置を行うこととする。</p> <p>ア 防災措置についての文書による指導</p> <p>イ 宅地所有者等関係者の聴聞、勧告</p> <p>ウ <u>法令</u>に基づく工事の停止、<u>土地の使用禁止及び必要措置の命令</u></p> <p>エ <u>法令</u>に基づく改善命令</p> <p>(3) 県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを公開し、宅地防災パトロールの点検箇所を選定に活用するとともに、マップの周知により県民の防災意識の向上を図る。</p> <p>3 宅地防災相談所の設置</p> <p>県は、宅地造成及び<u>特定盛土等規制法</u>の周知を図るとともに、適正な宅地</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>外における適正な宅地造成工事を指導し、また、既存宅地の保全についての県民の相談窓口を開設することとする。</p> <p>(1) 常設相談所 県まちづくり部建築指導課、各県民局（西播磨県民局を除く。）及び中播磨県民センターのまちづくり建築課</p> <p>(2) 現地巡回相談所 梅雨及び台風時期の前に必要に応じて設置</p> <p>4 宅地造成等規制法の権限を有する市との連携 県内の宅地造成等規制法の権限を有する市と連携し、上記2・3について県内統一的な実施を図る。</p>	<p>造成等の工事を指導し、また、既存宅地の保全についての県民の相談窓口を開設することとする。</p> <p>(1) 常設相談所 県まちづくり部建築指導課、各県民局（西播磨県民局を除く。）及び中播磨県民センターのまちづくり建築課</p> <p>(2) 現地巡回相談所 梅雨及び台風時期の前に必要に応じて設置</p> <p>4 法令の権限を有する市との連携 県内の権限を有する市と連携し、上記2・3について県内統一的な実施を図る。</p>
<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第3節 地盤災害の防止施設等の整備 第7款 災害危険区域対策の実施 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 危険住宅の除去又は移転 (1) (略) (2) 危険住宅に代わる移転先住宅の建設又は購入に要する経費 補助限度額 4,210千円（土地を取得しない場合 3,250千円） 年利8.5%を限度に金融機関からの借入利息相当額について助成</p>	<p>第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第3節 地盤災害の防止施設等の整備 第7款 災害危険区域対策の実施 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 危険住宅の除去又は移転 (1) (略) (2) 危険住宅に代わる移転先住宅の建設又は購入に要する経費 補助限度額 6,210千円（土地を取得しない場合 5,250千円） 年利8.5%を限度に金融機関からの借入利息相当額等について助成</p>
<p>第2編 災害予防計画 第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第1節 防災基盤・施設等の整備 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 事業の実施 県、市町は、地域防災計画等に基づき、防災基盤整備事業の計画的執行に努めることとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第1節 防災基盤・施設等の整備 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 事業の実施 県、市町は、地域防災計画等に基づき、防災基盤整備事業の計画的執行に努めることとする。また、所有者不明土地を活用した備蓄倉庫の整備等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を検討するものとする。</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画                      第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備                      第3節 交通関係施設の整備                      第1款 道路施設の整備                      第1 (略)                      第2 内容                      1 (略)                      2 緊急輸送道路等の整備                      (1) 県(県土整備部)所管事業分</p>	<p>第2編 災害予防計画                      第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備                      第3節 交通関係施設の整備                      第1款 道路施設の整備                      第1 (略)                      第2 内容                      1 (略)                      2 緊急輸送道路等の整備                      (1) 県(土木部)所管事業分</p>
<p>第2編 災害予防計画                      第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備                      第4節 ライフライン関係施設の整備                      第3款 電気通信施設の整備等                      [実施機関：県危機管理部、県農政環境部、県土木部、市町、西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)]</p>	<p>第2編 災害予防計画                      第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備                      第4節 ライフライン関係施設の整備                      第3款 電気通信施設の整備等                      [実施機関：県危機管理部、<u>県農林水産部</u>、県土木部、市町、西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)]</p>
<p>第2編 災害予防計画                      第6章 調査研究体制等の強化                      第1節 気象観測態勢の整備                      第1 (略)                      第2 内容                      1 神戸地方気象台                      神戸地方気象台のほか、県内各地に6箇所の地域雨量観測所や15箇所の地域気象観測所〔観測種目：気温、雨量、風向・風速、日照時間、積雪の深さ(※1)、湿度(※2)〕、1箇所(神戸空港)の航空気象観測所〔観測種目：気温、雨量、風向・風速〕及び3箇所(姫路、洲本、豊岡)の特別地域気象観測所〔観測種目：気圧(現地・海面)、気温、蒸気圧、露点温度、相対湿度、風向、風速、降水量、日照時間、視程、降雪の深さ(※3)、積雪の深さ(※3)、現在天気、大気現象〕を設置し、観測を行っている。                      ※1 地域気象観測所で積雪の深さを観測しているのは、兔和野高原、香住、和田山地域気象観測所である(令和4年7月1日現在)。                      ※2 地域気象観測所で湿度を観測しているのは、<u>兔和野高原、香住、郡家地域気象観測所である(令和4年7月1日現在)。</u></p>	<p>第2編 災害予防計画                      第6章 調査研究体制等の強化                      第1節 気象観測態勢の整備                      第1 (略)                      第2 内容                      1 神戸地方気象台                      神戸地方気象台のほか、県内各地に6箇所の地域雨量観測所や15箇所の地域気象観測所〔観測種目：気温、雨量、風向・風速、日照時間、積雪の深さ(※1)、湿度〕、1箇所(神戸空港)の航空気象観測所〔観測種目：気温、雨量、風向・風速〕及び3箇所(姫路、洲本、豊岡)の特別地域気象観測所〔観測種目：気圧(現地・海面)、気温、蒸気圧、露点温度、相対湿度、風向、風速、降水量、日照時間、視程、降雪の深さ(※2)、積雪の深さ(※2)、現在天気、大気現象〕を設置し、観測を行っている。                      ※1 地域気象観測所で積雪の深さを観測しているのは、兔和野高原、香住、和田山地域気象観測所である(令和4年7月1日現在)。</p>

風水害等対策計画

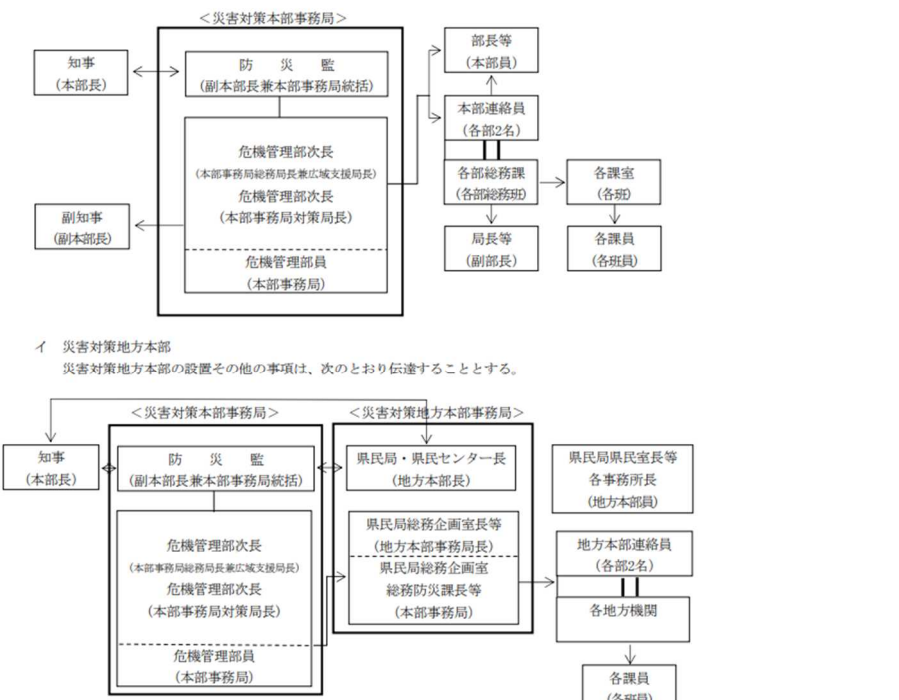
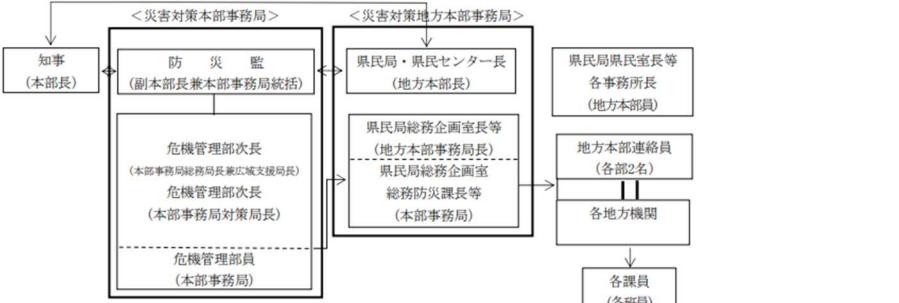
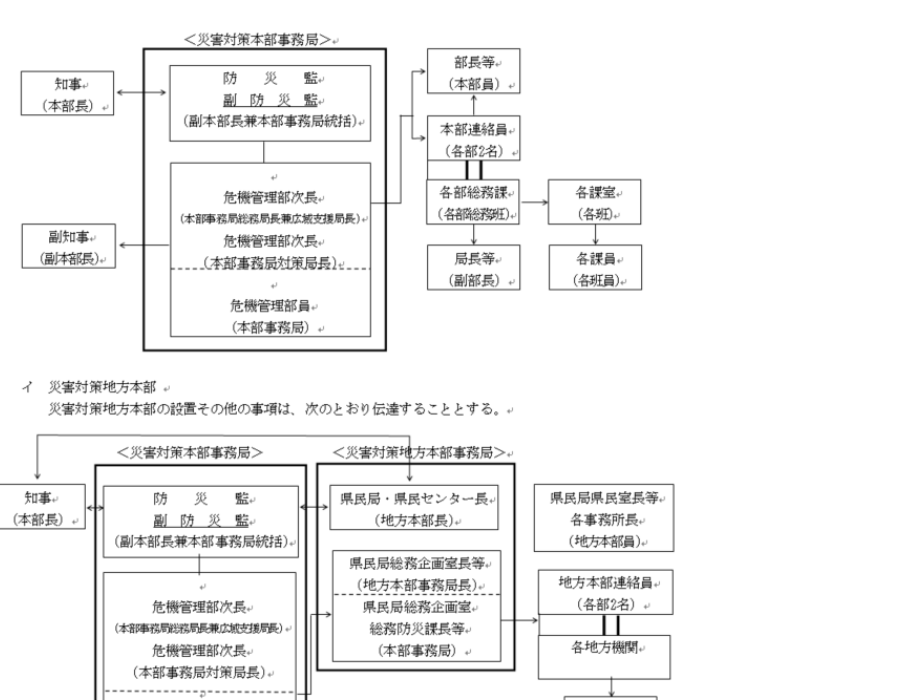
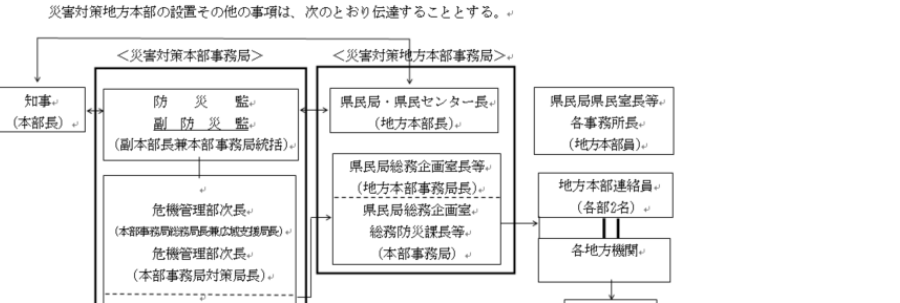
現 行	修 正 案
<p>※3 特別地域気象観測所で降雪の深さ、積雪の深さを観測しているのは、豊岡のみ</p>	<p>※2 特別地域気象観測所で降雪の深さ、積雪の深さを観測しているのは、豊岡のみ</p>
<p>第2編 災害予防計画 第6章 調査研究体制等の強化 第2節 風水害等に関する調査研究の推進 第1 (略) 第2 内容 1～4 (略) 5 防災関係機関による調査研究 (1)～(2) (略) (3) 国連防災機関 (UNDRR) 駐日事務所</p>	<p>第2編 災害予防計画 第6章 調査研究体制等の強化 第2節 風水害等に関する調査研究の推進 第1 (略) 第2 内容 1～4 (略) 5 防災関係機関による調査研究 (1)～(2) (略) (3) 国連防災機関 (UNDRR) 神戸事務所</p>
<p>第2編 災害予防計画 第7章 その他の災害の予防対策の推進 第1節 雪害の予防対策の推進 第1 (略) 第2 内容 1～4 (略) 5 警報等の伝達 (略) また、県、近畿地方整備局、市町、高速道路会社、県道路公社等は、集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第7章 その他の災害の予防対策の推進 第1節 雪害の予防対策の推進 第1 (略) 第2 内容 1～4 (略) 5 警報等の伝達 (略) また、県、近畿地方整備局、市町、高速道路会社、県道路公社等は、集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であること、<u>雪道を運転する場合の心がけ(スタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内に飲食料や毛布等の備え)</u>について、周知に努めるものとする。</p>
<p>第2編 災害予防計画 第7章 その他の災害の予防対策の推進 第2節 危険物等の事故の予防対策の推進 第1款 危険物の保安対策の実施 第1 (略) 第2 内容 1 危険物製造所等</p>	<p>第2編 災害予防計画 第7章 その他の災害の予防対策の推進 第2節 危険物等の事故の予防対策の推進 第1款 危険物の保安対策の実施 第1 (略) 第2 内容 1 危険物製造所等</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 危険物製造所等の所有者等は、次の保安対策を実施することとする。</p> <p>①自主保安体制の確立</p> <p>防災訓練、保安教育等を実施し、防災意識の高揚と防災に関する知識・技術の向上を図り、火災、爆発等の災害発生を防止するための自主保安体制の確立に努めることとする。</p> <p>また、施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のための必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めることとする。</p>	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 危険物製造所等の所有者等は、次の保安対策を実施することとする。</p> <p>①自主保安体制の確立</p> <p>防災訓練、保安教育等を実施し、防災意識の高揚と防災に関する知識・技術の向上を図り、火災、爆発等の災害発生を防止するための自主保安体制の確立に努めることとする。</p> <p>また、施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のための必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めることとする。<u>この場合において、危険物施設の風水害対策ガイドライン（ver2）（総務省消防庁通知 令和3年3月30日付け消防災第41号・消防危第49号の別添1）を活用するものとする。</u></p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第7章 その他の災害の予防対策の推進</p> <p>第2節 危険物等の事故の予防対策の推進</p> <p>第3款 火薬類の保安対策の実施</p> <p>〔実施機関：県危機管理部（神戸市内においては神戸市）、県警察本部、火薬類関係事業者〕</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第7章 その他の災害の予防対策の推進</p> <p>第2節 危険物等の事故の予防対策の推進</p> <p>第3款 火薬類の保安対策の実施</p> <p>〔実施機関：県危機管理部（神戸市内においては神戸市消防局）、県警察本部、火薬類関係事業者〕</p>

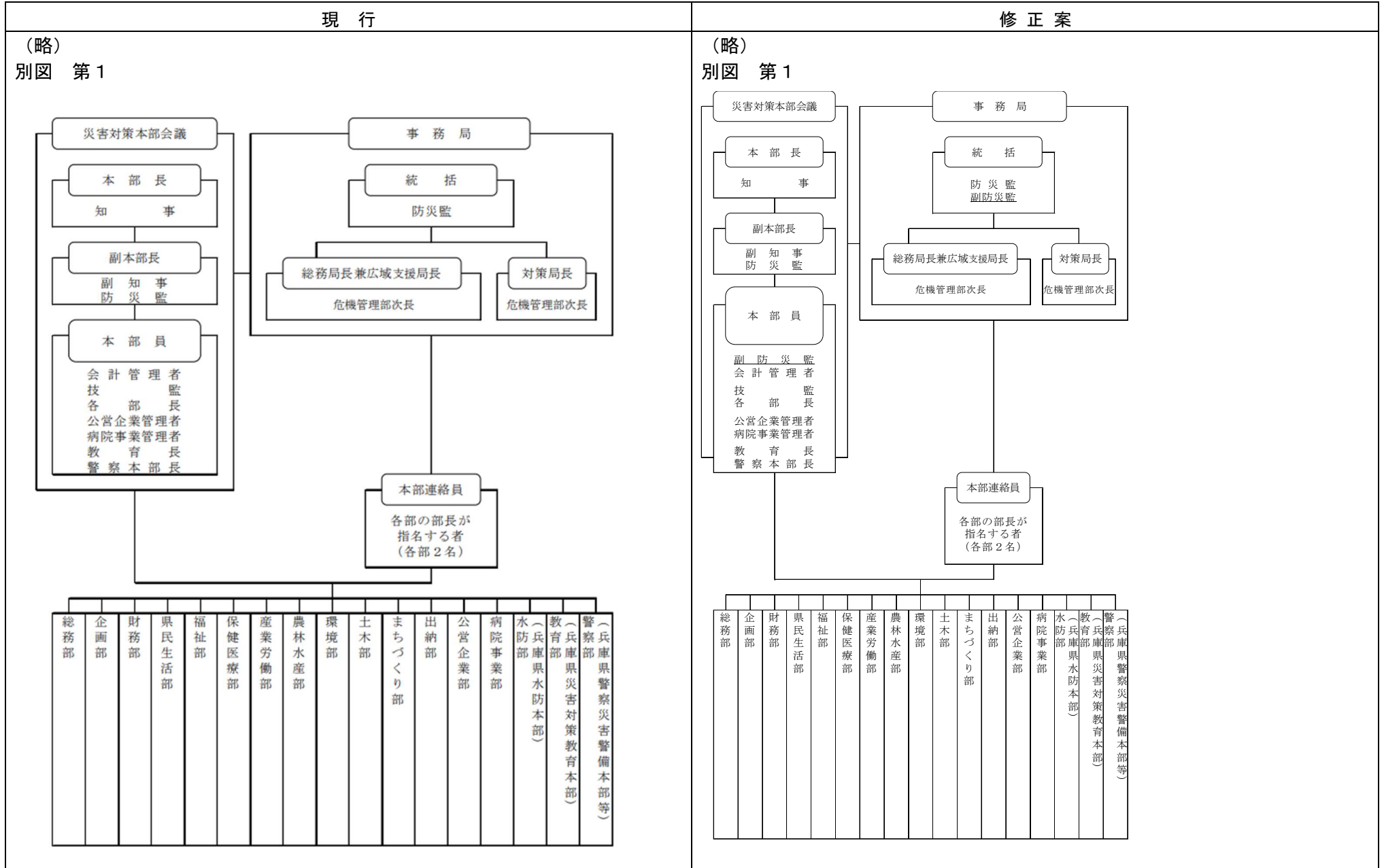
現 行	修 正 案								
<p>第3編 災害応急対策計画                      第2章 迅速な災害応急活動体制の確立                      第1節 組織の設置                      第1 (略)                      第2 内容                      1 県の組織                      (1)兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部                      ①組織の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名 称</th> <th style="width: 85%;">兵庫県災害対策本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>そ の 他</td> <td>1 災害対策本部が設置されたときは、兵庫県水防本部、兵庫県警察災害警備本部（又は兵庫県警察災害警備連絡本部）、兵庫県災害対策教育部本部を、それぞれ災害対策本部の水防部、警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	兵庫県災害対策本部	そ の 他	1 災害対策本部が設置されたときは、兵庫県水防本部、兵庫県警察災害警備本部（又は兵庫県警察災害警備連絡本部）、兵庫県災害対策教育部本部を、それぞれ災害対策本部の水防部、警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。	<p>第3編 災害応急対策計画                      第2章 迅速な災害応急活動体制の確立                      第1節 組織の設置                      第1 (略)                      第2 内容                      1 県の組織                      (1)兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部                      ①組織の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名 称</th> <th style="width: 85%;">兵庫県災害対策本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>そ の 他</td> <td>1 災害対策本部が設置されたときは、兵庫県水防本部、兵庫県警察災害警備本部（又は兵庫県警察災害警備対策室）、兵庫県災害対策教育部本部を、それぞれ災害対策本部の水防部、警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	兵庫県災害対策本部	そ の 他	1 災害対策本部が設置されたときは、兵庫県水防本部、兵庫県警察災害警備本部（又は兵庫県警察災害警備対策室）、兵庫県災害対策教育部本部を、それぞれ災害対策本部の水防部、警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。
名 称	兵庫県災害対策本部								
そ の 他	1 災害対策本部が設置されたときは、兵庫県水防本部、兵庫県警察災害警備本部（又は兵庫県警察災害警備連絡本部）、兵庫県災害対策教育部本部を、それぞれ災害対策本部の水防部、警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。								
名 称	兵庫県災害対策本部								
そ の 他	1 災害対策本部が設置されたときは、兵庫県水防本部、兵庫県警察災害警備本部（又は兵庫県警察災害警備対策室）、兵庫県災害対策教育部本部を、それぞれ災害対策本部の水防部、警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。								

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>②伝達方法 ア 災害対策本部 災害対策本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。</p>  <p>イ 災害対策地方本部 災害対策地方本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。</p> 	<p>②伝達方法 ア 災害対策本部 災害対策本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。</p>  <p>イ 災害対策地方本部 災害対策地方本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。</p> 



風水害等対策計画



風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>別図 第3</p> <p>※ 警報などの種類に応じて、関係課長等を防災監が指名する者を加える。</p>	<p>別図 第3</p> <p>※ 警報などの種類に応じて、関係課長等を防災監が指名する者を加える。</p>
<p>第3編 災害応急対策計画                  第2章 迅速な災害応急活動体制の確立                  第3節 情報の収集・伝達                  第1款 気象予警報等の発表                  第1 (略)                  第2 内容                  1 気象予警報                  (1)～(3) (略)                  (4) 特別警報・警報・注意報基準                  (略)                  警報・注意報発表基準一覧表</p>	<p>第3編 災害応急対策計画                  第2章 迅速な災害応急活動体制の確立                  第3節 情報の収集・伝達                  第1款 気象予警報等の発表                  第1 (略)                  第2 内容                  1 気象予警報                  (1)～(3) (略)                  (4) 特別警報・警報・注意報基準                  (略)                  警報・注意報発表基準一覧表</p>

風水害等対策計画

現行

修正案

支庁別	大雨特別警戒区 警戒基準		大雨特別警戒区 警戒基準		河川名	大雨特別警戒区 警戒基準		警戒区域
	1. 1時間降雨量	1. 1時間降雨量	1. 1時間降雨量	1. 1時間降雨量		2. 連続降雨量		
						連続降雨量	連続降雨量	
神奈川県	123	22	88	12	箱根川 32.4 奥平川 3.0 新藤川 12.9 相模川 20.0 早川 14.2 江戸川 14.7	—	—	—
茨城県	—	22	88	12	—	—	—	—
栃木県	124	22	88	9	荒川 11	—	—	—
群馬県	127	22	88	11	利根川 2.2	—	—	—
埼玉県	143	22	88	11	荒川 44.7 荒川 44.2	—	—	—
千葉県	124	22	88	8	荒川 11.4	—	—	—
東京都	143	22	88	10	荒川 2.2	—	—	—
三重県	142	22	88	9	濃・木黒川 24.6	—	—	—
滋賀県	143	22	88	9	荒川 27.9	—	—	—
岐阜県	151	22	88	9	荒川 16.0	—	—	—
静岡県	143	22	88	8	荒川 1.6	—	—	—
愛知県	143	22	88	9	荒川 17.2 荒川 12.7 荒川 25.9 荒川 11.3 荒川 12.4	—	—	—
兵庫県	126	16	66	7	荒川 12.7 荒川 25.9 荒川 11.3	—	—	—
徳島県	143	22	88	9	荒川 12.4	—	—	—
香川県	143	22	88	8	荒川 20.4	—	—	—
愛媛県	143	22	88	8	荒川 22.4	—	—	—
高知県	143	22	88	8	荒川 19.6	—	—	—
福岡県	143	22	88	8	荒川 19.6	—	—	—
佐賀県	143	22	88	8	荒川 19.6	—	—	—
熊本県	143	22	88	8	荒川 19.6	—	—	—
鹿児島県	143	22	88	8	荒川 19.6	—	—	—

警報・注意報発表基準一覧表

※大雨特別警戒区(管内) 令和5年6月1日現在

発表区域	神戶地方気象台				長狭			
	神戶市		長狭		神戶市		長狭	
	1. 1時間降雨量	2. 連続降雨量	1. 1時間降雨量	2. 連続降雨量	1. 1時間降雨量	2. 連続降雨量	1. 1時間降雨量	2. 連続降雨量
大雨	区域内の市町村で前表の基準に到達することが予想される場合 区域内の市町村で前表の基準に到達することが予想される場合							
注意	区域内の市町村で前表の基準に到達することが予想される場合 区域内の市町村で前表の基準に到達することが予想される場合							
暴風	区域内の市町村で前表の基準に到達することが予想される場合 区域内の市町村で前表の基準に到達することが予想される場合							
大雪	区域内の市町村で前表の基準に到達することが予想される場合 区域内の市町村で前表の基準に到達することが予想される場合							
濃霧	区域内の市町村で前表の基準に到達することが予想される場合 区域内の市町村で前表の基準に到達することが予想される場合							
雷	区域内の市町村で前表の基準に到達することが予想される場合 区域内の市町村で前表の基準に到達することが予想される場合							
豪雨	区域内の市町村で前表の基準に到達することが予想される場合 区域内の市町村で前表の基準に到達することが予想される場合							
高温	最高気温が40℃以上							
低温	最低気温が4℃以下							
大雪	24時間降雪量の深さ30cm以上 奥山: 2cm以下							
暴風	10m/s以上							

※大雨特別警戒区(管内) 令和5年6月1日現在  
 \*1 気温は神戶地方気象台、長狭特別地域気象観測所、神本特別地域気象観測所、香川特別地域気象観測所、大分特別地域気象観測所の値。  
 \*2 気温は香川特別地域気象観測所の値。  
 \*3 波高(暴風)とは「波高(暴風)を指すC値」は海上。

風水害等対策計画

現 行

市町村	大雨警報（土砂災害）基準		大雨警報（浸水害）基準		大雨注意報基準		洪水警報基準		
	土壌雨量指数基準	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	表面雨量指数基準	河川名	複合基準			
						流域雨量指数基準	流域雨量指数	表面雨量指数	
加西市	126	12	93	6	万福寺川	25.1	16.9	11	
加東市	135	18	99	7	下里川	16.6	11.2	5	
					加古川	—	42.4	5	
					寒免川	24.3	—	—	
					千鳥川	15.5	11.8	6	
					三草川	9.4	9.3	6	
稲美町	128	14	94	9	香瀬川	3.6	—	—	
播磨町	—	17	111	9	基川	6.7	—	—	
					香瀬川	8.2	—	—	
姫路市	138	16	86	9	市川	—	40.4	7	
					天川	13	—	—	
					船場川	10.1	—	—	
					水尾川	11.8	—	—	
					夢前川	25.4	—	—	
					菅生川	14.6	—	—	
					大津茂川	11.6	—	—	
					林田川	16.4	—	—	
					矢野川	14.4	—	—	
					千種川	—	38.8	4.7	
相生市	168	17	105	9	長谷川	10	9	4.7	
赤穂市	167	16	105	8	矢野川	15.6	—	—	
					林田川	18.6	—	—	
たつの市	154	19	97	6	栗橋川	11.9	10.7	7	
太子町	154	18	97	10	大津茂川	9.9	—	—	
					林田川	18.2	—	—	
上郡町	168	13	105	9	安室川	15.4	—	—	
洲本市	138	18	97	9	鞆野川	12.6	11.3	7	
					都志川	12.6	12.5	7	
					洲本川	29.9	—	—	
南あわじ市	143	17	101	10	三原川	53.1	—	—	
					大日川	20.1	17.9	5	
淡路市	132	21	93	8	都家川	14.8	13.3	6	
					宝珠川	8.7	—	—	
					円山川	—	32.2	7	
					出石川	—	24.2	7	
豊岡市	132	19	101	9	竹野川	19.6	—	—	
					稲葉川	20.2	18.1	7	
					六方川	14.4	12.6	7	
					家佐川	13.8	—	—	
					八代川	7.9	—	—	
					太田川	18	14.3	7	
					矢田川	33.4	29.8	13	
					佐津川	13.1	13	7	
新温泉町	180	19	138	7	浦井川	18.1	—	—	
					岸田川	28.5	—	—	
					久斗川	14.7	—	—	
					大郡川	9.3	—	—	
養父市	143	13	110	6	円山川	53.5	48.5	5	
					八木川	23	21.3	5	
					大屋川	31.6	27.6	5	
					小徳川	10.9	9.8	5	
					建康川	18.1	—	—	
					明鏡川	14.5	—	—	
					市川	17.5	—	—	
朝来市	135	14	103	7	円山川	32.2	28.9	6	
					神子畑川	15.7	14.1	6	
					馬布土川	16.7	—	—	

修 正 案

(別表1)大雨警報基準

令和5年6月8日現在

市町村等 または地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
阪神	神戸市	23	123
	尼崎市	23	—
	西宮市	23	134
	芦屋市	23	137
	伊丹市	23	163
	宝塚市	23	134
	川西市	23	162
	三田市	23	155
	播磨川町	23	161
	北播丹波	西脇市	13
丹波篠山市		16	128
丹波市		16	156
多可町		13	155
播磨北西部	宍粟市	16	150
	市川町	14	136
	福崎町	15	130
	神河町	16	148
	佐用町	16	130
播磨南東部	明石市	19	124
	加古川市	18	126
	三木市	17	124
	高砂市	20	131
	小野市	13	128
	加西市	12	126
	加東市	18	135
	稲美町	14	128
	播磨町	17	—
	播磨南西部	姫路市	16
相生市		17	168
赤穂市		16	167
たつの市		19	154
太子町		18	154
上郡町		13	168
洲本市		19	138
淡路島	南あわじ市	22	143
	淡路市	21	132
	豊岡市	19	132
但馬北部	養父市	23	168
	新温泉町	19	180
	朝来市	14	135

風水害等対策計画

現 行										修 正 案									
市町村	洪水注意警報基準				指定河川洪水予報による基準	高潮警報基準 (単位:m)	高潮注意警報基準 (平均流速) 単位:m/s	高潮警報 (平均流速) 単位:m/s	高潮警報 (平均流速) 単位:m/s	高潮注意警報 (平均流速) 単位:m/s	市町村等 指定された地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準				
	河川名	流域雨量指数基準	標準高	流域雨量指数															
神戸市	武庫川	26.8	—	—	—	1.6m	1.2	—	—	—	—	—	—	—					
	有馬川	18.4	—	—															
	新湊川	11	11	5															
	福山川	10.2	—	—															
	猪名川	10	—	—															
伊丹	11.4	—	—	猪名川【小戸】、有馬川西岸 出水急激時【甲武橋】	1.6m	1.2	—	—	—	—	—	—	—						
伊丹川	11.3	—	—																
西宮市	高川	8.8	—	—	兵庫県箕面川水系武庫川【甲武橋】	1.8m	1.2	—	—	—	—	—	—	—					
	箕面川	—	16.9	9															
芦屋市	芦屋川	7.3	—	—	—	2.2m	1.2	—	—	—	—	—	—	—					
伊丹市	武庫川	35.7	35.7	9	猪名川【小戸】	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
	武庫川	35.4	35.4	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
家理市	波豆川	9.1	—	—	猪名川【小戸】	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
	猪名川	—	24.4	6															
川西市	塩川	7.4	—	—	猪名川【小戸】	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
	一庫・大津次川	19.6	—	—															
三田市	武庫川	22.2	17.8	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
	猪名川	12.7	12.7	5															
	新湊川	12.7	12.7	5															
	猪名川	12.2	12.2	5															
高槻市	加古川	41.6	33.3	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
	野洲川	16.2	16.2	5															
丹波篠山市	杉原川	19.6	18.1	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
	箕島川	13.7	—	—															
	武庫川	9.7	9.7	5															
丹波市	猪山川	20.6	20.6	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
	笠野川	8.8	—	—															
	猪名川	9.9	—	—															
	加古川	24.3	24.3	5															
多可町	猪山川	25.9	20.7	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
	猪名川	7.6	7.6	5															
	竹田川	20.2	20.2	5															
丹波市	猪山川	12.5	12.5	5	猪保川上流【山崎第二】、猪保川下流【猪野】	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
	大和川	7	7	5															
	猪名川	18.5	18.5	5															
	猪名川	—	28.6	6															
	笠野川	8	—	—															
西川町	猪名川	11.5	—	—	猪保川上流【山崎第二】、猪保川下流【猪野】	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
	笠野川	18.7	15	6															
	千種川	16.5	12.4	6															
	志文川	8.4	6.7	6															
福崎町	市川	31.6	25.3	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
	猪名川	9.7	9.7	5															
	小畑川	6.1	—	—															
猪野川	市川	32	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
	七種川	6	—	—															
神戸市	猪山川	22.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
	猪名川	17.1	13.7	6															
	小畑川	10.2	10.2	5															
	千種川	28.4	22.7	5															
猪野川	猪名川	22.5	18.5	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
	大目山川	8.3	6	5															
	志文川	14.4	11.5	5															
	江川川	8.8	8.8	5															
猪野川	猪名川	19.5	19.9	5	—	2m	1.2	—	—	—	—	—	—	—					
	猪名川	6.4	6.4	5															
	猪名川	8	7.7	5															
	猪名川	—	14	—															
加古川市	加古川	11.5	11.9	5	加古川下流【猪野】	2.3m	1.2	—	—	—	—	—	—	—					
	猪川	5.2	4.2	6															
	箕島川	7.3	5.8	6															
	武庫川山崎川	12.9	8.5	5															
三木市	加古川	—	38.4	5	加古川上流【猪野】	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
	猪名川	25.3	20.2	6															
高砂市	志文川	20	—	—	加古川下流【猪野】	2.3m	1.2	—	—	—	—	—	—	—					
	猪名川	13.6	—	—															
小野市	加古川	—	34.6	5	加古川上流【猪野】	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
	万願寺川	7.2	—	—															
	万願寺川	11.9	9.5	5															
	箕島川	16.4	13.3	5															
加古川市	万願寺川	20	19.2	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
	千種川	13.2	10.1	5															
加古川市	加古川	—	27.1	5	加古川上流【猪野】	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
	箕島川	19.4	16.5	6															
	平島川	12.4	10.4	6															
	志文川	7.8	7.6	6															
猪野川	猪名川	2.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
	猪川	5.3	—	—															

\*1 兵庫県が定める基準水位観測における高潮特別警報水位への順位の状態を考慮して、これにより高潮警報を発生する場合があります。

(別表2)洪水警報基準

令和5年6月8日現在

市町村等 指定された地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
阪神	神戸市	武庫川流域=33.9、有馬川流域=23.5、新湊川流域=13.9、福山川流域=13.1、明石川流域=20、伊川流域=14.7	新湊川流域=(9, 12.5)	—
	尼崎市	庄下川流域=14.5	—	猪名川【小戸】、兵庫県武庫川水系武庫川【甲武橋】
	西宮市	夙川流域=11.3	—	兵庫県武庫川水系武庫川【甲武橋】
	芦屋市	芦屋川流域=9.2	—	—
	伊丹市	武庫川流域=45.1	—	猪名川【小戸】、兵庫県武庫川水系武庫川【甲武橋】
	宝塚市	武庫川流域=44.7、波豆川流域=11.4	—	—
	川西市	塩川流域=9、一庫・大津次川流域=25.3	—	猪名川【小戸】
	三田市	武庫川流域=28.3、青野川流域=16.8、羽束川流域=16.3	—	—
	猪名川町	猪名川流域=18.3	—	—
	北播丹波	西脇市	加古川流域=52.3、野間川流域=20.3、杉原川流域=24.5	杉原川流域=(5, 22)
丹波篠山市		箕島川流域=17.6、武庫川流域=12.6、猪山川流域=26.1、宮田川流域=11、猪井川流域=12.7	—	—
丹波市		加古川流域=30.9、猪山川流域=32.6、猪原川流域=9.5、竹田川流域=25.5	猪原川流域=(5, 8.5)、竹田川流域=(5, 22.5)	—
多可町		野間川流域=16、大和川流域=8.9、杉原川流域=23.3	野間川流域=(5, 14.4)、大和川流域=(5, 6)、杉原川流域=(5, 20.9)	—
播磨北西部	宍粟市	菅野川流域=10、伊沢川流域=14.2、引原川流域=23.3、千種川流域=18.4、志文川流域=10.6	猪保川流域=(6, 36)、引原川流域=(6, 20.9)、千種川流域=(6, 17.4)、志文川流域=(6, 9.5)	猪保川上流【山崎第二】、猪保川下流【猪野】
	市川町	市川流域=39.3、筒部川流域=12.2、小畑川流域=7.7	市川流域=(9, 35)、筒部川流域=(5, 10.9)	—
	福崎町	市川流域=39.7、七種川流域=7.3	—	—
	神河町	市川流域=27.8、越知川流域=21.3、小田原川流域=12.8	越知川流域=(5, 19.1)	—
	佐用町	千種川流域=35.5、佐用川流域=27.9、大目山川流域=10.4、志文川流域=18.1、江川川流域=10.7	千種川流域=(5, 31.9)、佐用川流域=(11, 20.5)、大目山川流域=(5, 6.7)、志文川流域=(9, 14)	—
	—	—	—	—

風水害等対策計画

現 行	修 正 案																																																																																																																																																																																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">市町村</th> <th colspan="4">洪水予報標準</th> <th rowspan="3">高野野線標準 (単位: cm)</th> <th rowspan="3">高野山線標準 (単位: cm)</th> <th rowspan="3">高野山線標準 (単位: cm)</th> <th rowspan="3">高野山線標準 (単位: cm)</th> <th rowspan="3">高野山線標準 (単位: cm)</th> <th rowspan="3">高野山線標準 (単位: cm)</th> <th rowspan="3">高野山線標準 (単位: cm)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th colspan="2">流域雨量指数標準</th> <th rowspan="2">流域雨量予報(2.5.5.8.8.8.8)</th> </tr> <tr> <th>流域雨量指数</th> <th>流域雨量指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊豆市</td> <td>川俣川</td> <td>20.0</td> <td>20.0</td> <td>20.0</td> <td>1.0m</td> <td>1.2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">伊豆市</td> <td>川俣川</td> <td>20.0</td> <td>20.0</td> <td>20.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>川俣川</td> <td>20.0</td> <td>20.0</td> <td>20.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>川俣川</td> <td>20.0</td> <td>20.0</td> <td>20.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>川俣川</td> <td>20.0</td> <td>20.0</td> <td>20.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>川俣川</td> <td>20.0</td> <td>20.0</td> <td>20.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>川俣川</td> <td>20.0</td> <td>20.0</td> <td>20.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	市町村	洪水予報標準				高野野線標準 (単位: cm)	高野山線標準 (単位: cm)	高野山線標準 (単位: cm)	高野山線標準 (単位: cm)	高野山線標準 (単位: cm)	高野山線標準 (単位: cm)	高野山線標準 (単位: cm)	河川名	流域雨量指数標準		流域雨量予報(2.5.5.8.8.8.8)	流域雨量指数	流域雨量指数	伊豆市	川俣川	20.0	20.0	20.0	1.0m	1.2						伊豆市	川俣川	20.0	20.0	20.0								川俣川	20.0	20.0	20.0								川俣川	20.0	20.0	20.0								川俣川	20.0	20.0	20.0								川俣川	20.0	20.0	20.0								川俣川	20.0	20.0	20.0								<p>(別表2) 洪水警報基準</p> <p style="text-align: right;">令和5年6月8日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>市町村等を 定めた地域</th> <th>市町村等</th> <th>流域雨量指数基準</th> <th>複合基準**1</th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">伊豆南東部</td> <td>明石市</td> <td>明石川流域=25.2, 赤根川流域=7.9, 瀬戸川流域=10</td> <td>瀬戸川流域=(5, 8.6)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>加古川市</td> <td>別府川流域=14.8, 西川流域=6.1, 草谷川流域=9.2, 法華山谷川流域=15.3</td> <td>西川流域=(6, 5.4), 草谷川流域=(6, 8.2)</td> <td>加古川下流【園包】</td> </tr> <tr> <td>三木市</td> <td>美濃川流域=31.7, 志染川流域=25.4</td> <td>美濃川流域=(6, 28.5)</td> <td>加古川上流【板波】</td> </tr> <tr> <td>高砂市</td> <td>法華山谷川流域=17, 天川流域=14.2</td> <td>—</td> <td>加古川下流【園包】</td> </tr> <tr> <td>小野市</td> <td>万壽寺川流域=8.9, 万願寺川流域=15.2, 東条川流域=20.8</td> <td>万願寺川流域=(9, 14.4), 東条川流域=(5, 18.7)</td> <td>加古川上流【板波】</td> </tr> <tr> <td>加西市</td> <td>万願寺川流域=20.3, 下屋川流域=16.6</td> <td>—</td> <td>加古川上流【板波】</td> </tr> <tr> <td>加東市</td> <td>東条川流域=24.6, 千鳥川流域=15.3, 三草川流域=9.4</td> <td>加古川流域=(5, 48.5), 千鳥川流域=(5, 11.6), 三草川流域=(5, 9.3)</td> <td>加古川上流【板波】</td> </tr> <tr> <td>稲美町</td> <td>喜瀬川流域=3.5, 墨川流域=6.8</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>播磨町</td> <td>喜瀬川流域=8.1</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">伊豆南西部</td> <td>姫路市</td> <td>天川流域=12.7, 船場川流域=9.9, 水尾川流域=11.5, 夢前川流域=25.4, 寶生川流域=14.4, 大津渡川流域=11.6, 林田川流域=16.5</td> <td>市川流域=(7, 40.4)</td> <td>揖保川下流【龍野】, 兵庫県市川水系市川【砥塚】</td> </tr> <tr> <td>相生市</td> <td>矢野川流域=14.2</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>赤穂市</td> <td>長谷川流域=10, 矢野川流域=15.3</td> <td>千種川流域=(6, 38.8), 長谷川流域=(6, 9)</td> <td>兵庫県千種川水系千種川【上郡】</td> </tr> <tr> <td>たつの市</td> <td>林田川流域=18.6, 栗橋川流域=11.9</td> <td>栗橋川流域=(5, 10.7)</td> <td>揖保川下流【龍野】</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">淡路島</td> <td>太子町</td> <td>大津渡川流域=9.8, 林田川流域=18.2</td> <td>—</td> <td>揖保川下流【龍野】</td> </tr> <tr> <td>上郡町</td> <td>安室川流域=15.1, 鞍馬川流域=12.6</td> <td>鞍馬川流域=(7, 11.3)</td> <td>兵庫県千種川水系千種川【上郡】</td> </tr> <tr> <td>洲本市</td> <td>都志川流域=12.5, 洲本川流域=29.4</td> <td>都志川流域=(7, 12.5)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">伊豆北部</td> <td>南あわじ市</td> <td>三原川流域=32.6, 大日川流域=19.8</td> <td>大日川流域=(6, 18)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>淡路市</td> <td>都家川流域=14.9, 室塚川流域=8.5</td> <td>都家川流域=(6, 13.4)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">伊豆南部</td> <td>豊岡市</td> <td>竹野川流域=19.5, 稲葉川流域=20.1, 大方川流域=14.6, 奈佐川流域=13.8, 八代川流域=7.9, 太田川流域=18</td> <td>円山川流域=(7, 32.2), 出石川流域=(7, 24.2), 稲葉川流域=(7, 18), 大方川流域=(7, 12.6), 奈佐川流域=(7, 12.3), 太田川流域=(7, 14.3)</td> <td>円山川【笠野】, 出石川【弘原】</td> </tr> <tr> <td>香美町</td> <td>矢田川流域=33.4, 佐津川流域=13.2, 湯舟川流域=18.2</td> <td>矢田川流域=(14, 28.3), 佐津川流域=(12, 12.4)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">伊豆南部</td> <td>新温泉町</td> <td>藤田川流域=28.4, 久斗川流域=14.6, 大郡川流域=9.2</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>箕父市</td> <td>円山川流域=54.1, 八木川流域=23.3, 大屋川流域=32, 小佐川流域=11, 鎌屋川流域=18.2, 明延川流域=14.6</td> <td>円山川流域=(5, 48.5), 八木川流域=(5, 21.3), 大屋川流域=(5, 27.7), 小佐川流域=(5, 9.8)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">伊豆南部</td> <td>朝来市</td> <td>市川流域=17.5, 円山川流域=31.9, 神子畑川流域=15.7, 与市土川流域=16.8</td> <td>円山川流域=(5, 28.7), 神子畑川流域=(5, 14.1)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	市町村等を 定めた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準**1	指定河川洪水予報による基準	伊豆南東部	明石市	明石川流域=25.2, 赤根川流域=7.9, 瀬戸川流域=10	瀬戸川流域=(5, 8.6)	—	加古川市	別府川流域=14.8, 西川流域=6.1, 草谷川流域=9.2, 法華山谷川流域=15.3	西川流域=(6, 5.4), 草谷川流域=(6, 8.2)	加古川下流【園包】	三木市	美濃川流域=31.7, 志染川流域=25.4	美濃川流域=(6, 28.5)	加古川上流【板波】	高砂市	法華山谷川流域=17, 天川流域=14.2	—	加古川下流【園包】	小野市	万壽寺川流域=8.9, 万願寺川流域=15.2, 東条川流域=20.8	万願寺川流域=(9, 14.4), 東条川流域=(5, 18.7)	加古川上流【板波】	加西市	万願寺川流域=20.3, 下屋川流域=16.6	—	加古川上流【板波】	加東市	東条川流域=24.6, 千鳥川流域=15.3, 三草川流域=9.4	加古川流域=(5, 48.5), 千鳥川流域=(5, 11.6), 三草川流域=(5, 9.3)	加古川上流【板波】	稲美町	喜瀬川流域=3.5, 墨川流域=6.8	—	—	播磨町	喜瀬川流域=8.1	—	—	伊豆南西部	姫路市	天川流域=12.7, 船場川流域=9.9, 水尾川流域=11.5, 夢前川流域=25.4, 寶生川流域=14.4, 大津渡川流域=11.6, 林田川流域=16.5	市川流域=(7, 40.4)	揖保川下流【龍野】, 兵庫県市川水系市川【砥塚】	相生市	矢野川流域=14.2	—	—	赤穂市	長谷川流域=10, 矢野川流域=15.3	千種川流域=(6, 38.8), 長谷川流域=(6, 9)	兵庫県千種川水系千種川【上郡】	たつの市	林田川流域=18.6, 栗橋川流域=11.9	栗橋川流域=(5, 10.7)	揖保川下流【龍野】	淡路島	太子町	大津渡川流域=9.8, 林田川流域=18.2	—	揖保川下流【龍野】	上郡町	安室川流域=15.1, 鞍馬川流域=12.6	鞍馬川流域=(7, 11.3)	兵庫県千種川水系千種川【上郡】	洲本市	都志川流域=12.5, 洲本川流域=29.4	都志川流域=(7, 12.5)	—	伊豆北部	南あわじ市	三原川流域=32.6, 大日川流域=19.8	大日川流域=(6, 18)	—	淡路市	都家川流域=14.9, 室塚川流域=8.5	都家川流域=(6, 13.4)	—	伊豆南部	豊岡市	竹野川流域=19.5, 稲葉川流域=20.1, 大方川流域=14.6, 奈佐川流域=13.8, 八代川流域=7.9, 太田川流域=18	円山川流域=(7, 32.2), 出石川流域=(7, 24.2), 稲葉川流域=(7, 18), 大方川流域=(7, 12.6), 奈佐川流域=(7, 12.3), 太田川流域=(7, 14.3)	円山川【笠野】, 出石川【弘原】	香美町	矢田川流域=33.4, 佐津川流域=13.2, 湯舟川流域=18.2	矢田川流域=(14, 28.3), 佐津川流域=(12, 12.4)	—	伊豆南部	新温泉町	藤田川流域=28.4, 久斗川流域=14.6, 大郡川流域=9.2	—	—	箕父市	円山川流域=54.1, 八木川流域=23.3, 大屋川流域=32, 小佐川流域=11, 鎌屋川流域=18.2, 明延川流域=14.6	円山川流域=(5, 48.5), 八木川流域=(5, 21.3), 大屋川流域=(5, 27.7), 小佐川流域=(5, 9.8)	—	伊豆南部	朝来市	市川流域=17.5, 円山川流域=31.9, 神子畑川流域=15.7, 与市土川流域=16.8	円山川流域=(5, 28.7), 神子畑川流域=(5, 14.1)	—
市町村		洪水予報標準												高野野線標準 (単位: cm)	高野山線標準 (単位: cm)		高野山線標準 (単位: cm)	高野山線標準 (単位: cm)	高野山線標準 (単位: cm)	高野山線標準 (単位: cm)	高野山線標準 (単位: cm)																																																																																																																																																																																					
		河川名	流域雨量指数標準		流域雨量予報(2.5.5.8.8.8.8)																																																																																																																																																																																																					
	流域雨量指数		流域雨量指数																																																																																																																																																																																																							
伊豆市	川俣川	20.0	20.0	20.0	1.0m	1.2																																																																																																																																																																																																				
伊豆市	川俣川	20.0	20.0	20.0																																																																																																																																																																																																						
	川俣川	20.0	20.0	20.0																																																																																																																																																																																																						
	川俣川	20.0	20.0	20.0																																																																																																																																																																																																						
	川俣川	20.0	20.0	20.0																																																																																																																																																																																																						
	川俣川	20.0	20.0	20.0																																																																																																																																																																																																						
	川俣川	20.0	20.0	20.0																																																																																																																																																																																																						
市町村等を 定めた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準**1	指定河川洪水予報による基準																																																																																																																																																																																																						
伊豆南東部	明石市	明石川流域=25.2, 赤根川流域=7.9, 瀬戸川流域=10	瀬戸川流域=(5, 8.6)	—																																																																																																																																																																																																						
	加古川市	別府川流域=14.8, 西川流域=6.1, 草谷川流域=9.2, 法華山谷川流域=15.3	西川流域=(6, 5.4), 草谷川流域=(6, 8.2)	加古川下流【園包】																																																																																																																																																																																																						
	三木市	美濃川流域=31.7, 志染川流域=25.4	美濃川流域=(6, 28.5)	加古川上流【板波】																																																																																																																																																																																																						
	高砂市	法華山谷川流域=17, 天川流域=14.2	—	加古川下流【園包】																																																																																																																																																																																																						
	小野市	万壽寺川流域=8.9, 万願寺川流域=15.2, 東条川流域=20.8	万願寺川流域=(9, 14.4), 東条川流域=(5, 18.7)	加古川上流【板波】																																																																																																																																																																																																						
	加西市	万願寺川流域=20.3, 下屋川流域=16.6	—	加古川上流【板波】																																																																																																																																																																																																						
	加東市	東条川流域=24.6, 千鳥川流域=15.3, 三草川流域=9.4	加古川流域=(5, 48.5), 千鳥川流域=(5, 11.6), 三草川流域=(5, 9.3)	加古川上流【板波】																																																																																																																																																																																																						
	稲美町	喜瀬川流域=3.5, 墨川流域=6.8	—	—																																																																																																																																																																																																						
	播磨町	喜瀬川流域=8.1	—	—																																																																																																																																																																																																						
	伊豆南西部	姫路市	天川流域=12.7, 船場川流域=9.9, 水尾川流域=11.5, 夢前川流域=25.4, 寶生川流域=14.4, 大津渡川流域=11.6, 林田川流域=16.5	市川流域=(7, 40.4)	揖保川下流【龍野】, 兵庫県市川水系市川【砥塚】																																																																																																																																																																																																					
相生市		矢野川流域=14.2	—	—																																																																																																																																																																																																						
赤穂市		長谷川流域=10, 矢野川流域=15.3	千種川流域=(6, 38.8), 長谷川流域=(6, 9)	兵庫県千種川水系千種川【上郡】																																																																																																																																																																																																						
たつの市		林田川流域=18.6, 栗橋川流域=11.9	栗橋川流域=(5, 10.7)	揖保川下流【龍野】																																																																																																																																																																																																						
淡路島	太子町	大津渡川流域=9.8, 林田川流域=18.2	—	揖保川下流【龍野】																																																																																																																																																																																																						
	上郡町	安室川流域=15.1, 鞍馬川流域=12.6	鞍馬川流域=(7, 11.3)	兵庫県千種川水系千種川【上郡】																																																																																																																																																																																																						
	洲本市	都志川流域=12.5, 洲本川流域=29.4	都志川流域=(7, 12.5)	—																																																																																																																																																																																																						
伊豆北部	南あわじ市	三原川流域=32.6, 大日川流域=19.8	大日川流域=(6, 18)	—																																																																																																																																																																																																						
	淡路市	都家川流域=14.9, 室塚川流域=8.5	都家川流域=(6, 13.4)	—																																																																																																																																																																																																						
伊豆南部	豊岡市	竹野川流域=19.5, 稲葉川流域=20.1, 大方川流域=14.6, 奈佐川流域=13.8, 八代川流域=7.9, 太田川流域=18	円山川流域=(7, 32.2), 出石川流域=(7, 24.2), 稲葉川流域=(7, 18), 大方川流域=(7, 12.6), 奈佐川流域=(7, 12.3), 太田川流域=(7, 14.3)	円山川【笠野】, 出石川【弘原】																																																																																																																																																																																																						
	香美町	矢田川流域=33.4, 佐津川流域=13.2, 湯舟川流域=18.2	矢田川流域=(14, 28.3), 佐津川流域=(12, 12.4)	—																																																																																																																																																																																																						
伊豆南部	新温泉町	藤田川流域=28.4, 久斗川流域=14.6, 大郡川流域=9.2	—	—																																																																																																																																																																																																						
	箕父市	円山川流域=54.1, 八木川流域=23.3, 大屋川流域=32, 小佐川流域=11, 鎌屋川流域=18.2, 明延川流域=14.6	円山川流域=(5, 48.5), 八木川流域=(5, 21.3), 大屋川流域=(5, 27.7), 小佐川流域=(5, 9.8)	—																																																																																																																																																																																																						
伊豆南部	朝来市	市川流域=17.5, 円山川流域=31.9, 神子畑川流域=15.7, 与市土川流域=16.8	円山川流域=(5, 28.7), 神子畑川流域=(5, 14.1)	—																																																																																																																																																																																																						
	<p>**1 (表内雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。</p>																																																																																																																																																																																																									

風水害等対策計画

現行

修正案

市町村	浸水危険度		大雨警報		大雨注意警報		浸水警報	避難注意警報	浸水注意警報	浸水注意警報	浸水注意警報	浸水注意警報	浸水注意警報
	(河川浸水) 危険度	(海嘯浸水) 危険度	(129mm超過の浸水) 危険度	(129mm超過の浸水) 危険度	浸水警報	浸水注意警報							
神戸市	30m	1.5m	129mm超過の浸水 危険度	129mm超過の浸水 危険度	浸水警報	浸水注意警報	浸水警報 40% 浸水注意警報 60%	浸水警報 40% 浸水注意警報 60%	浸水警報 40% 浸水注意警報 60%	浸水警報 40% 浸水注意警報 60%	浸水警報 40% 浸水注意警報 60%	浸水警報 40% 浸水注意警報 60%	浸水警報 40% 浸水注意警報 60%
三木市			100cm	50cm	浸水警報	浸水注意警報							
高砂市			100cm	50cm	浸水警報	浸水注意警報							
小野市			100cm	50cm	浸水警報	浸水注意警報							
加西市			100cm	50cm	浸水警報	浸水注意警報							
加東市			100cm	50cm	浸水警報	浸水注意警報							
稲美町			100cm	50cm	浸水警報	浸水注意警報							
加東市			100cm	50cm	浸水警報	浸水注意警報							
加東市			100cm	50cm	浸水警報	浸水注意警報							
加東市			100cm	50cm	浸水警報	浸水注意警報							
加東市			100cm	50cm	浸水警報	浸水注意警報							
加東市			100cm	50cm	浸水警報	浸水注意警報							
加東市			100cm	50cm	浸水警報	浸水注意警報							
加東市			100cm	50cm	浸水警報	浸水注意警報							
加東市	100cm	50cm	浸水警報	浸水注意警報									

(別表3)大雨注意報基準 令和4年5月26日現在

市町村等 まよめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
阪神	神戸市	12	88
	尼崎市	11	128
	西宮市	9	96
	芦屋市	11	98
	伊丹市	11	117
	宝塚市	8	96
	川西市	10	116
	三田市	9	111
	篠川町	9	115
	北播丹波	西脇市	6
丹波篠山市		7	96
丹波市		5	117
多可町		7	116
播磨西北部	宍粟市	8	112
	市川町	6	102
	福崎町	6	97
	神河町	7	111
播磨南東部	佐用町	6	97
	明石市	7	91
	加古川市	8	93
	三木市	8	91
	高砂市	9	96
	小野市	6	94
	加西市	6	93
	加東市	7	99
播磨南西部	稲美町	9	94
	播磨町	9	111
	姫路市	9	86
	相生市	9	105
	赤穂市	8	105
	たつの市	6	97
淡路島	太子町	10	97
	上郡町	9	105
	洲本市	9	97
	南あわじ市	10	101
但馬北部	淡路市	8	93
	豊岡市	9	101
	菅美町	10	129
但馬南部	新温泉町	7	138
	美父市	6	110
	朝来市	7	103



現 行	修 正 案																																																																																
	<p>(別表4)洪水注意報基準 <span style="float: right;">令和5年6月8日現在</span></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等名 まとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>流域雨量指数基準</th> <th>複合基準*1</th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">飯 神</td> <td>神戸市</td> <td>武庫川流域=27.1, 有馬川流域=18.8, 新湊川流域=11.1, 福田川流域=10.4, 明石川流域=16, 伊川流域=11.7</td> <td>新湊川流域=(6, 11.1)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>尼崎市</td> <td>住下川流域=11.6</td> <td>—</td> <td>猪名川【小戸】, 兵庫県武庫川水系武庫川【甲武橋】</td> </tr> <tr> <td>西宮市</td> <td>夙川流域=9</td> <td>武庫川流域=(7, 29.8)</td> <td>兵庫県武庫川水系武庫川【甲武橋】</td> </tr> <tr> <td>芦屋市</td> <td>芦屋川流域=7.3</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>伊丹市</td> <td>武庫川流域=36</td> <td>武庫川流域=(6, 28.8)</td> <td>猪名川【小戸】</td> </tr> <tr> <td>宝塚市</td> <td>武庫川流域=35.7, 波豆川流域=9.1</td> <td>武庫川流域=(6, 28.6)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>川西市</td> <td>塩川流域=7.2, 一庫・大路次川流域=20.2</td> <td>猪名川流域=(8, 25.3)</td> <td>猪名川【小戸】</td> </tr> <tr> <td>三田市</td> <td>武庫川流域=22.6, 青野川流域=13.4, 羽束川流域=13</td> <td>武庫川流域=(5, 22.6), 青野川流域=(5, 13.4)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>猪名川町</td> <td>猪名川流域=13.1</td> <td>猪名川流域=(5, 13.1)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">北播丹波</td> <td>西脇市</td> <td>加古川流域=41.8, 野間川流域=16.2, 杉原川流域=19.6</td> <td>加古川流域=(5, 33.4), 野間川流域=(5, 16.2), 杉原川流域=(5, 18.1)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>丹波篠山市</td> <td>東条川流域=14, 武庫川流域=10, 篠山川流域=20.8, 宮田川流域=8.8, 鶴井川流域=10.1</td> <td>武庫川流域=(5, 10), 篠山川流域=(5, 20.8)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>丹波市</td> <td>加古川流域=24.7, 篠山川流域=26, 柏原川流域=7.6, 竹田川流域=20.4</td> <td>加古川流域=(5, 24.7), 篠山川流域=(5, 20.8), 柏原川流域=(5, 7.6), 竹田川流域=(5, 18.3)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>多可町</td> <td>野間川流域=12.8, 大和川流域=7.1, 杉原川流域=18.5</td> <td>野間川流域=(5, 12.8), 大和川流域=(5, 7.1), 杉原川流域=(5, 18.5)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">播磨北西部</td> <td>宍粟市</td> <td>菅野川流域=8, 伊沢川流域=11.3, 引原川流域=18.6, 千種川流域=15.5, 志文川流域=8.4</td> <td>播保川流域=(6, 26.6), 引原川流域=(6, 14.9), 千種川流域=(6, 12.4), 志文川流域=(6, 6.7)</td> <td>播保川上流【山崎第二】, 播保川下流【體野】</td> </tr> <tr> <td>市川町</td> <td>市川流域=31.4, 岡部川流域=9.7, 小畑川流域=6.1</td> <td>市川流域=(6, 25.1), 岡部川流域=(5, 9.7)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>福崎町</td> <td>市川流域=31.7, 七種川流域=5.8</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>神河町</td> <td>市川流域=22.2, 鏡知川流域=17, 小田原川流域=10.2</td> <td>鏡知川流域=(5, 13.6), 小田原川流域=(5, 10.2)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>佐用町</td> <td>千種川流域=28.4, 佐用川流域=22.3, 大目山川流域=8.3, 志文川流域=14.4, 江川川流域=8.5</td> <td>千種川流域=(5, 22.7), 佐用川流域=(5, 18.5), 大目山川流域=(5, 6), 志文川流域=(5, 11.5), 江川川流域=(5, 8.5)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	市町村等名 まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準	飯 神	神戸市	武庫川流域=27.1, 有馬川流域=18.8, 新湊川流域=11.1, 福田川流域=10.4, 明石川流域=16, 伊川流域=11.7	新湊川流域=(6, 11.1)	—	尼崎市	住下川流域=11.6	—	猪名川【小戸】, 兵庫県武庫川水系武庫川【甲武橋】	西宮市	夙川流域=9	武庫川流域=(7, 29.8)	兵庫県武庫川水系武庫川【甲武橋】	芦屋市	芦屋川流域=7.3	—	—	伊丹市	武庫川流域=36	武庫川流域=(6, 28.8)	猪名川【小戸】	宝塚市	武庫川流域=35.7, 波豆川流域=9.1	武庫川流域=(6, 28.6)	—	川西市	塩川流域=7.2, 一庫・大路次川流域=20.2	猪名川流域=(8, 25.3)	猪名川【小戸】	三田市	武庫川流域=22.6, 青野川流域=13.4, 羽束川流域=13	武庫川流域=(5, 22.6), 青野川流域=(5, 13.4)	—	猪名川町	猪名川流域=13.1	猪名川流域=(5, 13.1)	—	北播丹波	西脇市	加古川流域=41.8, 野間川流域=16.2, 杉原川流域=19.6	加古川流域=(5, 33.4), 野間川流域=(5, 16.2), 杉原川流域=(5, 18.1)	—	丹波篠山市	東条川流域=14, 武庫川流域=10, 篠山川流域=20.8, 宮田川流域=8.8, 鶴井川流域=10.1	武庫川流域=(5, 10), 篠山川流域=(5, 20.8)	—	丹波市	加古川流域=24.7, 篠山川流域=26, 柏原川流域=7.6, 竹田川流域=20.4	加古川流域=(5, 24.7), 篠山川流域=(5, 20.8), 柏原川流域=(5, 7.6), 竹田川流域=(5, 18.3)	—	多可町	野間川流域=12.8, 大和川流域=7.1, 杉原川流域=18.5	野間川流域=(5, 12.8), 大和川流域=(5, 7.1), 杉原川流域=(5, 18.5)	—	播磨北西部	宍粟市	菅野川流域=8, 伊沢川流域=11.3, 引原川流域=18.6, 千種川流域=15.5, 志文川流域=8.4	播保川流域=(6, 26.6), 引原川流域=(6, 14.9), 千種川流域=(6, 12.4), 志文川流域=(6, 6.7)	播保川上流【山崎第二】, 播保川下流【體野】	市川町	市川流域=31.4, 岡部川流域=9.7, 小畑川流域=6.1	市川流域=(6, 25.1), 岡部川流域=(5, 9.7)	—	福崎町	市川流域=31.7, 七種川流域=5.8	—	—	神河町	市川流域=22.2, 鏡知川流域=17, 小田原川流域=10.2	鏡知川流域=(5, 13.6), 小田原川流域=(5, 10.2)	—	佐用町	千種川流域=28.4, 佐用川流域=22.3, 大目山川流域=8.3, 志文川流域=14.4, 江川川流域=8.5	千種川流域=(5, 22.7), 佐用川流域=(5, 18.5), 大目山川流域=(5, 6), 志文川流域=(5, 11.5), 江川川流域=(5, 8.5)	—
市町村等名 まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準																																																																													
飯 神	神戸市	武庫川流域=27.1, 有馬川流域=18.8, 新湊川流域=11.1, 福田川流域=10.4, 明石川流域=16, 伊川流域=11.7	新湊川流域=(6, 11.1)	—																																																																													
	尼崎市	住下川流域=11.6	—	猪名川【小戸】, 兵庫県武庫川水系武庫川【甲武橋】																																																																													
	西宮市	夙川流域=9	武庫川流域=(7, 29.8)	兵庫県武庫川水系武庫川【甲武橋】																																																																													
	芦屋市	芦屋川流域=7.3	—	—																																																																													
	伊丹市	武庫川流域=36	武庫川流域=(6, 28.8)	猪名川【小戸】																																																																													
	宝塚市	武庫川流域=35.7, 波豆川流域=9.1	武庫川流域=(6, 28.6)	—																																																																													
	川西市	塩川流域=7.2, 一庫・大路次川流域=20.2	猪名川流域=(8, 25.3)	猪名川【小戸】																																																																													
	三田市	武庫川流域=22.6, 青野川流域=13.4, 羽束川流域=13	武庫川流域=(5, 22.6), 青野川流域=(5, 13.4)	—																																																																													
	猪名川町	猪名川流域=13.1	猪名川流域=(5, 13.1)	—																																																																													
	北播丹波	西脇市	加古川流域=41.8, 野間川流域=16.2, 杉原川流域=19.6	加古川流域=(5, 33.4), 野間川流域=(5, 16.2), 杉原川流域=(5, 18.1)	—																																																																												
丹波篠山市		東条川流域=14, 武庫川流域=10, 篠山川流域=20.8, 宮田川流域=8.8, 鶴井川流域=10.1	武庫川流域=(5, 10), 篠山川流域=(5, 20.8)	—																																																																													
丹波市		加古川流域=24.7, 篠山川流域=26, 柏原川流域=7.6, 竹田川流域=20.4	加古川流域=(5, 24.7), 篠山川流域=(5, 20.8), 柏原川流域=(5, 7.6), 竹田川流域=(5, 18.3)	—																																																																													
多可町		野間川流域=12.8, 大和川流域=7.1, 杉原川流域=18.5	野間川流域=(5, 12.8), 大和川流域=(5, 7.1), 杉原川流域=(5, 18.5)	—																																																																													
播磨北西部	宍粟市	菅野川流域=8, 伊沢川流域=11.3, 引原川流域=18.6, 千種川流域=15.5, 志文川流域=8.4	播保川流域=(6, 26.6), 引原川流域=(6, 14.9), 千種川流域=(6, 12.4), 志文川流域=(6, 6.7)	播保川上流【山崎第二】, 播保川下流【體野】																																																																													
	市川町	市川流域=31.4, 岡部川流域=9.7, 小畑川流域=6.1	市川流域=(6, 25.1), 岡部川流域=(5, 9.7)	—																																																																													
	福崎町	市川流域=31.7, 七種川流域=5.8	—	—																																																																													
	神河町	市川流域=22.2, 鏡知川流域=17, 小田原川流域=10.2	鏡知川流域=(5, 13.6), 小田原川流域=(5, 10.2)	—																																																																													
	佐用町	千種川流域=28.4, 佐用川流域=22.3, 大目山川流域=8.3, 志文川流域=14.4, 江川川流域=8.5	千種川流域=(5, 22.7), 佐用川流域=(5, 18.5), 大目山川流域=(5, 6), 志文川流域=(5, 11.5), 江川川流域=(5, 8.5)	—																																																																													



風水害等対策計画

現 行		修 正 案		
		(別表4)洪水注意報基準 <span style="float: right;">令和5年6月8日現在</span>		
		流域雨量指数基準	複合基準**1	指定河川洪水予報による基準
市町村等を 区別した地域	市町村等			
播磨南東部	明石市	明石川流域=20.1、赤根川流域=6.3、瀬戸川流域=6	明石川流域=(5, 20.1)、赤根川流域=(5, 6.3)、瀬戸川流域=(5, 7.7)	---
	加古川市	別府川流域=11.8、西川流域=4.8、草谷川流域=7.3、法華山谷川流域=12.2	加古川流域=(7, 54.1)、別府川流域=(5, 11.8)、西川流域=(6, 3.8)、草谷川流域=(6, 5.8)、法華山谷川流域=(5, 8.5)	加古川下流【国包】
	三木市	美濃川流域=25.3、志染川流域=20.3	加古川流域=(5, 38.5)、美濃川流域=(6, 20.2)	加古川上流【板波】
	高砂市	法華山谷川流域=13.6、天川流域=11.3	---	加古川下流【国包】
	小野市	万福寺川流域=7.1、万福寺川流域=12.1、東条川流域=16.6	加古川流域=(5, 34.6)、万福寺川流域=(5, 9.7)、東条川流域=(5, 13.3)	加古川上流【板波】
	加西市	万福寺川流域=16.2、下墨川流域=13.2	万福寺川流域=(5, 12.3)、下墨川流域=(5, 10.1)	---
	加東市	東条川流域=19.6、平島川流域=12.2、三草川流域=7.5	加古川流域=(5, 37.3)、東条川流域=(5, 19.6)、平島川流域=(5, 10.4)、三草川流域=(5, 7.5)	加古川上流【板波】
	福美町	喜瀬川流域=2.7、墨川流域=5.2	---	---
	播磨町	喜瀬川流域=6.4	---	---
播磨南西部	姫路市	天川流域=10.1、船場川流域=7.9、水尾川流域=9.2、夢前川流域=20.3、養生川流域=11.5、大津彦川流域=9.2、林田川流域=13.2	播保川流域=(7, 33)、市川流域=(7, 27.1)、養生川流域=(5, 10.1)、船場川流域=(5, 7.9)、水尾川流域=(5, 9.2)、夢前川流域=(5, 20.3)、養生川流域=(5, 11.5)、大津彦川流域=(5, 9.2)、林田川流域=(7, 13.2)	播保川下流【雑野】、兵庫県市川水系市川【砥場】
	相生市	矢野川流域=11.3	---	---
	赤穂市	長谷川流域=8、矢野川流域=12.2	千種川流域=(5, 24.1)、長谷川流域=(6, 6.4)	兵庫県千種川水系千種川【上郡】
	たつの市	林田川流域=14.8、栗栖川流域=9.5	栗栖川流域=(5, 7.6)	播保川下流【雑野】
	太子町	大津彦川流域=7.8、林田川流域=14.5	大津彦川流域=(5, 7.8)、林田川流域=(9, 14.5)	播保川下流【雑野】
	上郡町	安室川流域=12、鞆居川流域=10	安室川流域=(9, 11.8)、鞆居川流域=(5, 10)	兵庫県千種川水系千種川【上郡】
淡路島	洲本市	都志川流域=10、洲本川流域=23.5	都志川流域=(5, 10)、洲本川流域=(5, 21)	---
	南あわじ市	三原川流域=25.1、大日川流域=15.8	三原川流域=(5, 25.1)、大日川流域=(5, 15.8)	---
	淡路市	都家川流域=11.9、宝珠川流域=6.8	都家川流域=(5, 11.9)	---
信濃北部	豊岡市	竹野川流域=15.6、福原川流域=11.7、六方川流域=11.6、奈佐川流域=11、八代川流域=4.7、太田川流域=14.4	円山川流域=(7, 29)、出石川流域=(5, 19.9)、竹野川流域=(7, 12.5)、福原川流域=(7, 9.4)、六方川流域=(5, 11.3)、奈佐川流域=(7, 8.8)、八代川流域=(7, 4.7)、太田川流域=(5, 11.8)	円山川【立野】、出石川【弘原】
	香美町	矢田川流域=26.7、佐津川流域=10.5、湯舟川流域=14.5	矢田川流域=(8, 21.4)、佐津川流域=(8, 8.4)	---
	新道東町	犀田川流域=22.7、久斗川流域=11.6、大瀬川流域=7.3	犀田川流域=(5, 22.7)	---
信濃南部	箕父市	円山川流域=43.2、八木川流域=18.6、大層川流域=25.5、小佐川流域=8.8、篠原川流域=14.5、明延川流域=11.6	円山川流域=(5, 34.6)、八木川流域=(5, 14.9)、大層川流域=(5, 24.9)、小佐川流域=(5, 8.8)、明延川流域=(5, 11.6)	---
	朝来市	市川流域=14、円山川流域=25.5、神子畑川流域=12.5、与布土川流域=13.4	円山川流域=(5, 25.5)、神子畑川流域=(5, 12.5)	---

\*\*1 (表裏雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

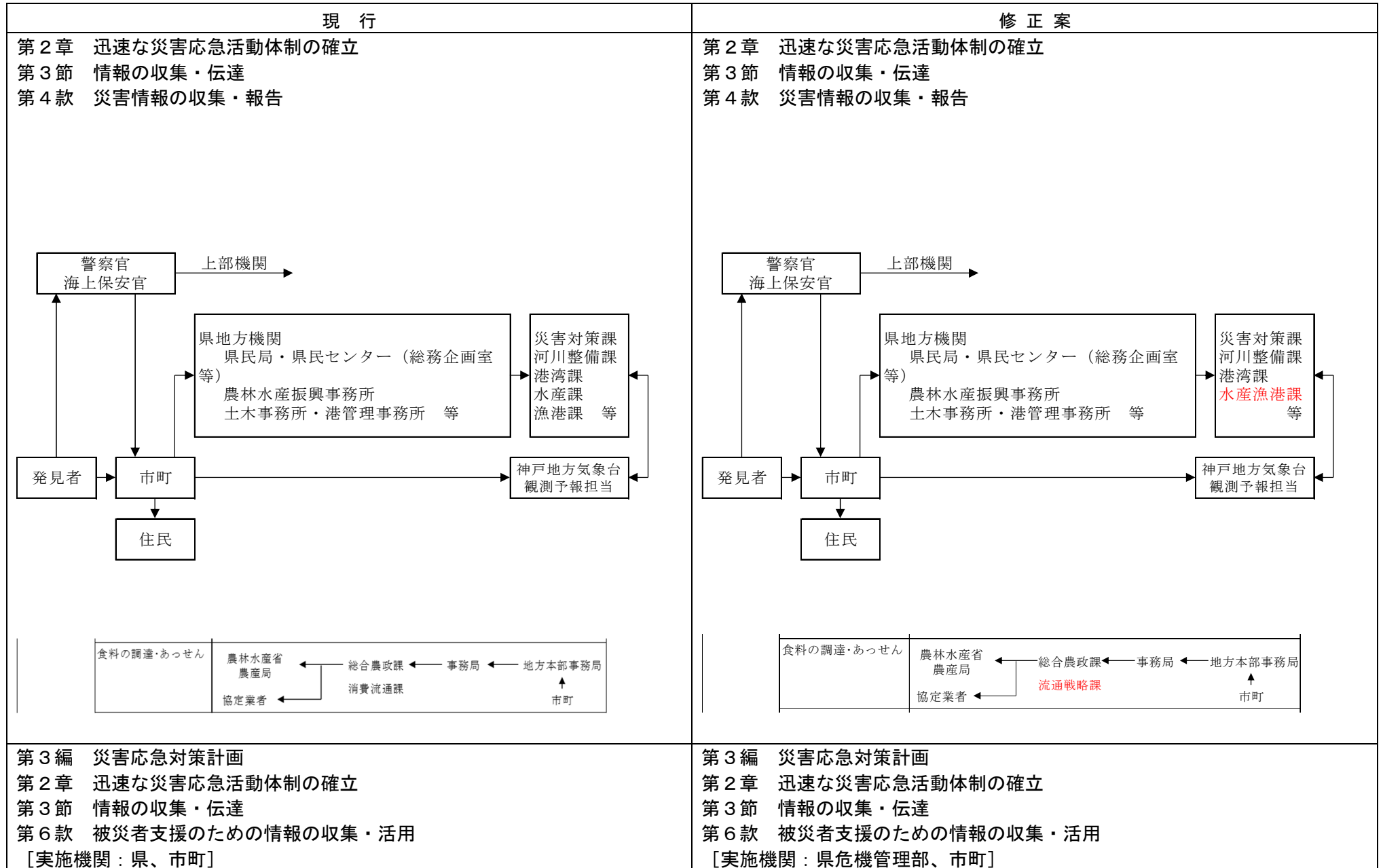
現 行	修 正 案																																																																																																																																																					
	<p>(別表5)高潮警報・注意報基準 <span style="float: right;">令和4年6月21日現在</span></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村等を まとめた地域</th> <th rowspan="2">市町村等</th> <th colspan="2">潮位</th> </tr> <tr> <th>警報</th> <th>注意報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">浜神</td> <td>神戸市</td> <td>1.6m*</td> <td>1.2m</td> </tr> <tr> <td>尼崎市</td> <td>1.8m*</td> <td>1.2m</td> </tr> <tr> <td>西宮市</td> <td>1.8m*</td> <td>1.2m</td> </tr> <tr> <td>芦屋市</td> <td>2.2m*</td> <td>1.2m</td> </tr> <tr> <td>伊丹市</td> <td>*</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>宝塚市</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>川西市</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>三田市</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>猪名川町</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">北播丹波</td> <td>西脇市</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>丹波篠山市</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>丹波市</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>多可町</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">播磨北西部</td> <td>宍粟市</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>市川町</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>福崎町</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>神河町</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>佐用町</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">播磨南東部</td> <td>明石市</td> <td>2.0m*</td> <td>1.2m</td> </tr> <tr> <td>加古川市</td> <td>2.3m*</td> <td>1.2m</td> </tr> <tr> <td>三木市</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高砂市</td> <td>2.3m*</td> <td>1.2m</td> </tr> <tr> <td>小野市</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>加西市</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>加東市</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>稲美町</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>播磨町</td> <td>2.3m*</td> <td>1.2m</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">播磨南西部</td> <td>姫路市</td> <td>1.8m*</td> <td>1.2m</td> </tr> <tr> <td>相生市</td> <td>1.8m*</td> <td>1.2m</td> </tr> <tr> <td>赤穂市</td> <td>2.0m*</td> <td>1.2m</td> </tr> <tr> <td>たつの市</td> <td>2.0m*</td> <td>1.2m</td> </tr> <tr> <td>太子町</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>上郡町</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">淡路島</td> <td rowspan="2">洲本市</td> <td>(大坂湾側)</td> <td>2.1m*</td> <td>1.2m</td> </tr> <tr> <td>(播磨灘側)</td> <td>1.6m*</td> <td>1.2m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">南あわじ市</td> <td>(紀伊水道側)</td> <td>1.8m*</td> <td>1.2m</td> </tr> <tr> <td>(播磨灘側)</td> <td>1.8m*</td> <td>1.2m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">淡路市</td> <td>(大坂湾側)</td> <td>2.1m*</td> <td>1.2m</td> </tr> <tr> <td>(播磨灘側)</td> <td>1.6m*</td> <td>1.2m</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">但馬北部</td> <td>豊岡市</td> <td>0.9m*</td> <td>0.7m</td> </tr> <tr> <td>宍粟町</td> <td>0.9m*</td> <td>0.7m</td> </tr> <tr> <td>新温泉町</td> <td>1.1m*</td> <td>0.7m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">但馬南部</td> <td>養父市</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>朝来市</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>* 兵庫県が定める基準水位観測所における風潮特別警戒水位への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発令する場合があります。</small></p>	市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位		警報	注意報	浜神	神戸市	1.6m*	1.2m	尼崎市	1.8m*	1.2m	西宮市	1.8m*	1.2m	芦屋市	2.2m*	1.2m	伊丹市	*	—	宝塚市	—	—	川西市	—	—	三田市	—	—	猪名川町	—	—	北播丹波	西脇市	—	—	丹波篠山市	—	—	丹波市	—	—	多可町	—	—	播磨北西部	宍粟市	—	—	市川町	—	—	福崎町	—	—	神河町	—	—	佐用町	—	—	播磨南東部	明石市	2.0m*	1.2m	加古川市	2.3m*	1.2m	三木市	—	—	高砂市	2.3m*	1.2m	小野市	—	—	加西市	—	—	加東市	—	—	稲美町	—	—	播磨町	2.3m*	1.2m	播磨南西部	姫路市	1.8m*	1.2m	相生市	1.8m*	1.2m	赤穂市	2.0m*	1.2m	たつの市	2.0m*	1.2m	太子町	—	—	上郡町	—	—	淡路島	洲本市	(大坂湾側)	2.1m*	1.2m	(播磨灘側)	1.6m*	1.2m	南あわじ市	(紀伊水道側)	1.8m*	1.2m	(播磨灘側)	1.8m*	1.2m	淡路市	(大坂湾側)	2.1m*	1.2m	(播磨灘側)	1.6m*	1.2m	但馬北部	豊岡市	0.9m*	0.7m	宍粟町	0.9m*	0.7m	新温泉町	1.1m*	0.7m	但馬南部	養父市	—	—	朝来市	—	—
市町村等を まとめた地域	市町村等			潮位																																																																																																																																																		
		警報	注意報																																																																																																																																																			
浜神	神戸市	1.6m*	1.2m																																																																																																																																																			
	尼崎市	1.8m*	1.2m																																																																																																																																																			
	西宮市	1.8m*	1.2m																																																																																																																																																			
	芦屋市	2.2m*	1.2m																																																																																																																																																			
	伊丹市	*	—																																																																																																																																																			
	宝塚市	—	—																																																																																																																																																			
	川西市	—	—																																																																																																																																																			
	三田市	—	—																																																																																																																																																			
	猪名川町	—	—																																																																																																																																																			
北播丹波	西脇市	—	—																																																																																																																																																			
	丹波篠山市	—	—																																																																																																																																																			
	丹波市	—	—																																																																																																																																																			
	多可町	—	—																																																																																																																																																			
播磨北西部	宍粟市	—	—																																																																																																																																																			
	市川町	—	—																																																																																																																																																			
	福崎町	—	—																																																																																																																																																			
	神河町	—	—																																																																																																																																																			
	佐用町	—	—																																																																																																																																																			
播磨南東部	明石市	2.0m*	1.2m																																																																																																																																																			
	加古川市	2.3m*	1.2m																																																																																																																																																			
	三木市	—	—																																																																																																																																																			
	高砂市	2.3m*	1.2m																																																																																																																																																			
	小野市	—	—																																																																																																																																																			
	加西市	—	—																																																																																																																																																			
	加東市	—	—																																																																																																																																																			
	稲美町	—	—																																																																																																																																																			
	播磨町	2.3m*	1.2m																																																																																																																																																			
播磨南西部	姫路市	1.8m*	1.2m																																																																																																																																																			
	相生市	1.8m*	1.2m																																																																																																																																																			
	赤穂市	2.0m*	1.2m																																																																																																																																																			
	たつの市	2.0m*	1.2m																																																																																																																																																			
	太子町	—	—																																																																																																																																																			
	上郡町	—	—																																																																																																																																																			
淡路島	洲本市	(大坂湾側)	2.1m*	1.2m																																																																																																																																																		
		(播磨灘側)	1.6m*	1.2m																																																																																																																																																		
	南あわじ市	(紀伊水道側)	1.8m*	1.2m																																																																																																																																																		
		(播磨灘側)	1.8m*	1.2m																																																																																																																																																		
	淡路市	(大坂湾側)	2.1m*	1.2m																																																																																																																																																		
		(播磨灘側)	1.6m*	1.2m																																																																																																																																																		
但馬北部	豊岡市	0.9m*	0.7m																																																																																																																																																			
	宍粟町	0.9m*	0.7m																																																																																																																																																			
	新温泉町	1.1m*	0.7m																																																																																																																																																			
但馬南部	養父市	—	—																																																																																																																																																			
	朝来市	—	—																																																																																																																																																			

現 行	修 正 案																				
<p>2 気象情報</p> <p>気象の予報などについて、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合に発表する。大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報、台風に関する情報などがある。</p>	<p>2 気象情報</p> <p>気象情報は、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合に神戸地方気象台が発表する。気象情報には、大雨に関する情報、<u>顕著な大雨に関する気象情報</u>、記録的短時間大雨情報、台風に関する情報などがある。<u>また、線状降水帯等の災害をもたらす可能性がある自然現象に関する情報を早い段階から分かりやすい形で発表する。</u></p>																				
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第2款 避難指示等の判断材料となる情報の提供</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 水害に関する情報</p> <p>(1) 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）、<u>流域雨量指数の予測値</u></p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流域雨量指数の予測値</td> <td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 洪水予報（対象：洪水予報河川）</p> <p>①～② (略)</p> <p>③洪水予報の種類等と発表基準、警戒レベル</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>情報名</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「洪水警報（発表）」 又は「洪水警報」</td> <td>「氾濫危険情報」</td> <td>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。	種類	情報名	発表基準	「洪水警報（発表）」 又は「洪水警報」	「氾濫危険情報」	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第2款 避難指示等の判断材料となる情報の提供</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 水害に関する情報</p> <p>(1) 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）、<u>流域雨量指数の予測値</u></p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流域雨量指数の予測値</td> <td>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川については支川氾濫や下水道の氾濫の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 洪水予報（対象：洪水予報河川）</p> <p>①～② (略)</p> <p>③洪水予報の種類等と発表基準、警戒レベル</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>情報名</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「洪水警報（発表）」 又は「洪水警報」</td> <td>「氾濫危険情報」</td> <td>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要	流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川については支川氾濫や下水道の氾濫の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。	種類	情報名	発表基準	「洪水警報（発表）」 又は「洪水警報」	「氾濫危険情報」	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込
種 類	概 要																				
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。																				
種類	情報名	発表基準																			
「洪水警報（発表）」 又は「洪水警報」	「氾濫危険情報」	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込																			
種 類	概 要																				
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川については支川氾濫や下水道の氾濫の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。																				
種類	情報名	発表基準																			
「洪水警報（発表）」 又は「洪水警報」	「氾濫危険情報」	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込																			

風水害等対策計画

現 行		修 正 案	
	まれるとき (略)		まれるとき(国の機関が行う洪水予報のみ) (略)
3 土砂災害に関する情報 (1)土砂災害警戒情報 (略) 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で、 <u>実際に確認することができる。</u> (2)~(4) (略) (5)土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布) 神戸地方気象台は、 <u>防災情報提供システム及び気象庁ホームページによって、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)を提供する。</u>		3 土砂災害に関する情報 (1)土砂災害警戒情報 (略) 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で、 <u>確認することができる。</u> (2)~(4) (略) (5)土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布) 神戸地方気象台は、 <u>気象庁ホームページによって、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)を提供する。</u>	
第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 第3款 気象情報等の伝達系統 第1 (略) 第2 内容 1 警報等への伝達 (1) 気象予警報等の市町への伝達 (注) 1 ※1は、特別警報、警報のみ伝達する。 2 ※2は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による。 <del>3 ※3は、気象等(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)に関する特別警報が対象市町に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</del> 4 ※4は、9時から21時の間、通知する。その他の時間は、NHK大阪拠点放送局に通知する。 5 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 6 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。		第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 第3款 気象情報等の伝達系統 第1 (略) 第2 内容 1 警報等への伝達 (1) 気象予警報等の市町への伝達 (注) 1 ※1は、特別警報、警報のみ伝達する。 2 ※2は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による。  3 ※3は、9時から21時の間、通知する。その他の時間は、NHK大阪拠点放送局に通知する。 4 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条の規定に基づく法定伝達先。 5 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。	
第3編 災害応急対策計画		第3編 災害応急対策計画	

風水害等対策計画



風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 被災者台帳の作成</p> <p>市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めることとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 被災者台帳の作成</p> <p>市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めることとする。<u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>安否不明者等の氏名等の公表</u></p> <p>県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために、<u>安否不明者等の氏名等を原則公表する。</u></p> <p><u>あわせて、県は、発災時に備え、平時から安否不明者等の氏名等の公表について市町等と連携の上、あらかじめ方針等を定める。</u></p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第1款 自衛隊への派遣要請</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 活動内容</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><del>(8) 通信支援</del></p> <p><u>災害派遣部隊の通信連絡に支障を来さない限度で実施</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 炊飯及び給水</p> <p>炊飯及び給水の支援</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第1款 自衛隊への派遣要請</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 活動内容</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p><u>(9) 給食、給水及び入浴支援</u></p> <p><u>給食、給水及び入浴支援</u></p> <p><u>※入浴支援については上級部隊への依頼及び調整が必要</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p><u>(12) (略)</u></p>

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画                      第2章 迅速な災害応急活動体制の確立                      第5節 災害救助法の適用                      第1 (略)                      第2 内容                      1 適用基準                      知事は、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次の各号のいずれかに該当するときに、災害救助法を適用することとする。(救助実施市を除く)</p> <p>(1) 市町内で住家の滅失世帯数が基準以上であること(災害救助法施行令第1条第1項第1号)                      (2) 県の区域内で住家の滅失世帯数が2,500世帯以上に達し、かつ、市町の区域内で住家の滅失世帯数が基準以上であること(災害救助法施行令第1条第1項第2号)                      (3) 県の区域内で住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合、又は住家の滅失世帯が多数で被害地域が他の集落から隔離、又は孤立している等のため生活必需品などの補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合(災害救助法施行令第1条第1項第3号)                      (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当すること(災害救助法施行令第1条第1項第4号)</p> <p>① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。                      ② 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画                      第2章 迅速な災害応急活動体制の確立                      第5節 災害救助法の適用                      第1 (略)                      第2 内容                      1 適用基準                      知事は、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次の各号のいずれかに該当するときに、災害救助法を適用することとする。(救助実施市を除く)</p> <p>(1) <u>災害が発生した段階の適用(法第2条第1項)</u></p> <p>① 市町内で住家の滅失世帯数が基準以上であること(災害救助法施行令第1条第1項第1号)                      ② 県の区域内で住家の滅失世帯数が2,500世帯以上に達し、かつ、市町の区域内で住家の滅失世帯数が基準以上であること(災害救助法施行令第1条第1項第2号)                      ③ 県の区域内で住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合、又は住家の滅失世帯が多数で被害地域が他の集落から隔離、又は孤立している等のため生活必需品などの補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合(災害救助法施行令第1条第1項第3号)                      ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当すること(災害救助法施行令第1条第1項第4号)</p> <p>ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。                      イ 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。</p> <p>(2) <u>災害が発生するおそれがある場合において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域内の市町において被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする場合</u></p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>2 (略)</p> <p>3 救助の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実施内容</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 救助の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実施内容</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p> <p><u>ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。(要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む)</u></p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第1節 水防活動の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 水防指令及び水防計画</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)知事の発令する水防警報</p> <p>①水防警報河川</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 津波にかかる水防警報の対象河川は下記のとおりとする。但し、国土交通省が管理する河川の区域を除く。 兵庫県南海トラフ巨大地震津波浸水想定図の津波浸水想定区域内にある全河川(但し、一級及び二級河川に限る。)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第1節 水防活動の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 水防指令及び水防計画</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)知事の発令する水防警報</p> <p>①水防警報河川</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 津波にかかる水防警報の対象河川は下記のとおりとする。但し、国土交通省が管理する河川の区域を除く。 <u>兵庫県南海トラフ巨大地震津波浸水想定図及び日本海沿岸地域津波浸水想定図</u>の津波浸水想定区域内にある全河川(但し、一級及び二級河川に限る。)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第2節 救助・救急、医療対策の実施</p> <p>第3款 医療・助産対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 救護所の設置</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第2節 救助・救急、医療対策の実施</p> <p>第3款 医療・助産対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 救護所の設置</p>



現 行	修 正 案
<p>(1) 市町は、次の場合に救護所を設置することとする。なお県は、救護所では対応しきれない場合には、救護センターを設置することとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合</p> <p>3 (略)</p> <p>4 県における情報収集・提供</p> <p>(1) 情報の収集</p> <p>①～② (略)</p> <p>③県(薬務課)は、以下の情報収集を行うこととする。</p> <p>ア 赤十字血液センターに対する血液製剤等の備蓄量の照会</p> <p>イ 調達可能な医薬品等の種類・数量の確認</p> <p>(2) 情報の提供</p> <p>①県は、厚生労働省に対し、被災状況等について把握した情報を逐次報告するとともに、報道機関の協力のもと、県民等に対し、次のとおり情報提供を行うこととする。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>9 医薬品等の供給</p> <p>(1) 品目</p> <p>(略)</p> <p>※ 県、市町等は、特に、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に配慮することとする。</p> <p>10 医療機関のライフラインの確保</p> <p>(1) 県は、市町と連携を図りながら、水道、電気、ガス等ライフライン関係事業者に対し、医療機関のライフラインの早期復旧のための協力を要請することとする。</p>	<p>(1) 市町は、次の場合に救護所を設置することとする。なお県は、救護所では対応しきれない場合には、救護センターを設置することとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかる等の理由で、被災地での対応が必要な場合</p> <p>3 (略)</p> <p>4 県における情報収集・提供</p> <p>(1) 情報の収集</p> <p>①～② (略)</p> <p>③県(薬務課)は、以下の情報収集を行うこととする。</p> <p>ア 薬剤師会に対し薬局会員及び患者(利用者)の被災状況の確認</p> <p>イ 赤十字血液センターに対する血液製剤等の備蓄量の照会</p> <p>ウ 調達可能な医薬品等の種類・数量の確認</p> <p>(2) 情報の提供</p> <p>①県は、厚生労働省に対し、被災状況等について把握した情報を逐次報告するとともに、報道機関の協力のもと、<u>関係機関</u>や県民等に対し、次のとおり情報提供を行うこととする。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>9 医薬品等の供給</p> <p>(1) 品目</p> <p>(略)</p> <p>※ 県、市町等は、特に、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保を行うこととする。</p> <p>10 医療機関のライフラインの確保</p> <p>(1) 県は、市町と連携を図りながら、<u>電気、水道、ガス等</u>ライフライン関係事業者に対し、医療機関(とくに病院)のライフラインの優先的復旧のための協力を<u>速やかに</u>要請することとする。</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策の実施</p> <p>第1款 交通の確保対策の実施</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策の実施</p> <p>第1款 交通の確保対策の実施</p>

風水害等対策計画

現 行					修 正 案				
第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 陸上交通の確保 (1)道路法(第46条)に基づく応急対策 ①~⑤ (略) ⑥ 本州四国連絡高速道路株式会社が管理する有料道路 ア 通行制限及び通行禁止の実施基準 ○ 通行制限・通行禁止基準値 表 下 (注:1) 連続雨量は雨の降り始めから降り終わりまでの積算雨量  ⑦ 兵庫県道路公社が管理する有料道路(「兵庫県道路公社-防災対策要領」による。) ア 通行規制の実施基準 兵庫県道路公社の通行規制は、おおむね次表の基準に達した時に実施することとする。 なお、通行規制を実施するにあたっては、所轄警察署(又は高速道路交通警察隊)に必要な事項を協議し、周辺道路の管理者に連絡を行うこととする。					第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 陸上交通の確保 (1)道路法(第46条)に基づく応急対策 ①~⑤ (略) ⑥ 本州四国連絡高速道路株式会社が管理する有料道路 ア 通行制限及び通行禁止の実施基準 ○ 通行制限・通行禁止基準値 表 下 (注:1) 連続雨量は雨の降り始めから降り終わりまでの積算雨量。 <u>ただし、途中時間雨量2mm以下の状態が4時間以上連続した場合は連続雨量としない。</u>  ⑦ 兵庫県道路公社が管理する有料道路(「兵庫県道路公社-防災対策要領」による。) ア 通行規制の実施基準 兵庫県道路公社の通行規制は、おおむね次表の基準に達した時に実施することとする。 なお、通行規制を実施するにあたっては、所轄警察署(又は高速道路交通警察隊)に必要な事項を協議し、周辺道路の管理者に連絡を行うこととする。				
種別	通行制限	規制対象区間	通行禁止	規制対象区間	種別	通行制限 (速度制限等)	規制対象区間	通行禁止	規制対象区間
降雨	○速度規制 (警察へ依頼) ・播但連絡道路 連続雨量 130mm ・遠阪トンネル 連続雨量 130mm	・和田山 IC- 福崎北 R (状況に応じて 区間を設定) ・朝来市山東 町柴-丹波市 青垣町遠阪	・播但連絡道路 連続雨量 200mm ・遠阪トンネル 連続雨量 200mm	・和田山 IC- 福崎北 R 豊富 R-姫路 JCT (状況に応じて 区間を設定) ・朝来市山東 町柴-	降雨	○速度規制 (警察へ依頼) ・播但連絡道路 連続雨量 130mm以上又は <u>大雨警報発表</u> ・遠阪トンネル 連続雨量 130mm以上又は <u>大雨警報発表</u>	・和田山 IC- 福崎北 R (状況に応じて 区間を設定) ・朝来市山東 町柴-丹波市 青垣町遠阪	・播但連絡道路 連続雨量 200mm以上又は <u>土砂災害警戒 情報発表時</u> ・遠阪トンネル 連続雨量	和田山 IC- 福崎北 R 豊富 R-姫路 JCT (状況に応じて 区間を設定) 朝来市山東町 柴-

風水害等対策計画

現 行					修 正 案				
				丹波市青垣町遠阪				200mm 以上	丹波市青垣町遠阪
	<p>○通行注意 (情報板による表示)</p> <p>・播但連絡道路 福崎北 R-姫路 JCT 連続雨量 130mm 状況に応じて区間を設定</p>					<p>○通行注意 (情報板による表示)</p> <p>・播但連絡道路 福崎北 R-姫路 JCT 連続雨量 130mm 状況に応じて区間を設定</p>			
風	<p>○速度規制 (警察と協議)</p> <p>風速 20m/sec 以上</p> <p>・播但連絡道路 ・遠阪トンネル</p>	<p>和田山 IC-福崎北 R (状況に応じて区間を設定)</p> <p>全区間</p>	<p>風速 25m/sec</p> <p>・播但連絡道路 ・遠阪トンネル</p>	<p>全区間 (状況に応じて区間を設定)</p> <p>全区間</p>	風	<p>○速度規制 (警察と協議)</p> <p>風速 20m/sec 以上又は暴風警報発表</p> <p>・播但連絡道路 ・遠阪トンネル</p>	<p>和田山 IC-福崎北 R (状況に応じて区間を設定)</p> <p>全区間</p>	<p>風速 25m/sec 以上</p> <p>・播但連絡道路 ・遠阪トンネル</p>	<p>全区間 (状況に応じて区間を設定)</p> <p>全区間</p>
	<p>○通行注意 (情報板による表示)</p> <p>風速 20m/sec 以上</p> <p>・播但連絡道路 福崎北 R-姫路 JCT (状況に応じて区間を設定)</p>					<p>○通行注意 (情報板による表示)</p> <p>風速 20m/sec 以上</p> <p>・播但連絡道路 福崎北 R-姫路 JCT (状況に応じて区間を設定)</p>			
雪・凍結	<p>○速度規制 (警察と協議)</p> <p>・播但連絡道路 ・遠阪トンネル</p> <p>○通行注意 (情報板による表示)</p> <p>・播但連絡道路</p>	<p>和田山 IC-福崎北 R (状況に応じて区間を設定)</p> <p>全区間</p> <p>福崎北 R-姫路</p>	<p>(警察と協議)</p> <p>・播但連絡道路 ・遠阪トンネル ・積雪及び凍結により一般車両(冬用タイヤ指導区間)にあっては、冬用タ</p>	<p>全区間 (状況に応じて区間を設定)</p> <p>全区間</p>	雪・凍結	<p>○速度規制 (警察と協議)</p> <p>・播但連絡道路 ・遠阪トンネル</p> <p>○通行注意 (情報板による表示)</p> <p>・播但連絡道路</p>	<p>和田山 IC-福崎北 R (状況に応じて区間を設定)</p> <p>全区間</p> <p>福崎北 R-姫</p>	<p>(警察と協議)</p> <p>・播但連絡道路 ・遠阪トンネル ・積雪及び凍結により一般車両(冬用タイヤ指導区間)にあっては、冬用タ</p>	<p>全区間 (状況に応じて区間を設定)</p> <p>全区間</p>

風水害等対策計画

現 行				修 正 案			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・降雪が始まったとき</li> <li>・凍結の恐れがあるとき</li> <li>○冬用タイヤ指導 (警察と協議)</li> <li>・播但連絡道路</li> <li>・遠阪トンネル</li> <li>・積雪及び凍結により一般車両の通行に支障があると判断されるとき</li> </ul>	JCT (状況に応じて区間を設定)  和田山 IC—市川北 R (状況に応じて) 和田山 IC—朝来 IC)  全区間	イヤ着用車)の通行が困難であると判断されるとき		<ul style="list-style-type: none"> <li>・降雪が始まったとき</li> <li>・凍結の恐れがあるとき</li> <li>○冬用タイヤ指導 (警察と協議)</li> <li>・播但連絡道路</li> <li>・遠阪トンネル</li> <li>・積雪及び凍結により一般車両の通行に支障があると判断されるとき</li> </ul>	路 JCT (状況に応じて区間を設定)  和田山 IC—市川北 R (状況に応じて) 和田山 IC—朝来 IC)  全区間	イヤ着用車)の通行が困難であると判断されるとき	
(注) 1 連続雨量は、時間雨量 2mm 以下は中断とみなし、6 時間以上中断した場合は、連続雨量としない。				(注) 1 連続雨量の判断は、降り始めからその時刻までの累積雨量とする。但し、無降雨又は時間雨量 2mm 以下が、3 時間継続した場合は、リセットして連続雨量としない。			
2 風速は、10 分間平均値とする。				(注) 2 大雨警報(浸水害)が発表されたときは、道路情報板により「注意喚起」を行う。 (注) 3 大雨警報(土砂災害)が発表されたときは、可変速度標識による「速度規制」を行う。 (注) 4 土砂災害警戒情報が発表されたときは、該当区間の「通行禁止」の措置を行う。 【上記において、土砂災害警戒情報が発表されたときとは、気象庁の土砂災害警戒情報(土砂キキクル紫色・警戒レベル 4)内に播但連絡道路対象区間が含まれた時を言う。】 (注) 5 風速は、10 分間平均値とする。 (注) 6 暴風警報が発表されたときは、道路情報板により「注意喚起」を行う。 (注) 7 速度規制が必要な場合は、高速道路交通警察隊に気象観測状況(降雨量、風速等)を提供のうえ速度規制を依頼する。			

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>(2)～(11) (略) (新設)</p> <p>3 海上交通の確保 港湾又は漁港の応急復旧等 (1) 港湾管理者は、早急に港湾施設の被害状況を把握して、国土交通省に対し被害状況を報告し、必要に応じて応急復旧等を行うこととする。</p>	<p>(2)～(11) (略) <u>(12) 交通マネジメント</u> <u>近畿地方整備局は、大規模災害発生後、道路の通行止め状況や渋滞状況、迂回路状況を各道路管理者や警察等が情報を共有し、渋滞緩和や交通量抑制のためのソフト・ハード対策等の検討を行うため、必要に応じて国、県、警察、市町等で構成する「兵庫県災害時交通マネジメント検討会」を組織する。</u></p> <p>3 海上交通の確保 港湾又は漁港の応急復旧等 (1) 港湾管理者は、早急に港湾施設の被害状況を把握して、国土交通省に対し被害状況を報告し、必要に応じて応急復旧等を行うこととする。</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第4節 避難対策の実施 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 避難所の開設・運営等 (1)～(4) (5) 保健・衛生対策 ①～⑤ (略) ⑥ 感染症予防対策 ア～イ (略) ウ 県（健康福祉事務所）及び保健所設置市の保健所は、<u>自宅療養者等</u>が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局に対して、平時からの協議に基づき、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第4節 避難対策の実施 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 避難所の開設・運営等 (1)～(4) (5) 保健・衛生対策 ①～⑤ (略) ⑥ 感染症予防対策 ア～イ (略) ウ 県（健康福祉事務所）及び保健所設置市の保健所は、<u>新型コロナウイルス感染症等</u>感染者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局に対して、平時からの協議に基づき、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施 第1款 精神医療の実施 第1 (略) 第2 内容</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施 第1款 精神医療の実施 第1 (略) 第2 内容</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>1～2 (略)</p> <p>3 災害拠点精神科病院</p> <p>県は、災害時の精神医療体制を確保し、精神疾患を有する患者への医療提供、及び地域の精神医療機能を支援することを目的として災害拠点精神科病院の指定を行う。</p>	<p>1～2 (略)</p> <p>3 災害拠点精神科病院</p> <p><u>県及び災害拠点精神科病院（県下3精神科病院）は、災害時の精神医療体制を確保し、精神疾患を有する患者への医療提供、及び地域の精神医療機能を支援する。</u></p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施</p> <p>第4款 感染症対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害時感染症対策活動</p> <p>(1) 県、保健所設置市の活動</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④患者等に関する措置</p> <p>県、保健所設置市は、被災地において、1類感染症、2類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者、並びに1類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の無症状病原体保有者等（<u>感染症法に基づき入院勧告等が必要な感染症患者等</u>）が発生したときは、速やかに第1種感染症指定医療機関又は第2種感染症指定医療機関に入院の勧告又は措置をとることとし、感染症指定医療機関が災害により使用できない場合は、近隣の感染症指定医療機関又はその他適当と認められる医療機関に入院の勧告又は措置をとることとする。</p> <p>(2) 保健所設置市以外の市町の対策</p> <p>①～② (略)</p> <p>③消毒方法</p> <p>市町（保健所設置市を除く）は、<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）</u>に基づく消毒の実施について指示があった場合には、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒を行うこととする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施</p> <p>第4款 感染症対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害時感染症対策活動</p> <p>(1) 県、保健所設置市の活動</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④患者等に関する措置</p> <p>県、保健所設置市は、被災地において、1類感染症、2類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者、並びに1類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の無症状病原体保有者等（<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）</u>）に基づく入院勧告等が必要な感染症患者等）が発生したときは、速やかに第1種感染症指定医療機関又は第2種感染症指定医療機関に入院の勧告又は措置をとることとし、感染症指定医療機関が災害により使用できない場合は、近隣の感染症指定医療機関又はその他適当と認められる医療機関に入院の勧告又は措置をとることとする。</p> <p>(2) 保健所設置市以外の市町の対策</p> <p>①～② (略)</p> <p>③消毒方法</p> <p>市町（保健所設置市を除く）は、<u>感染症法に基づく消毒の実施について指示があった場合には、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒を行うこととする。</u></p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p>

現 行	修 正 案
<p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第8節 生活救援対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 金融対策</p> <p>(1) <u>日本銀行は、市中金融機関からの現金手当要請に対応することとする。</u></p> <p>(2) <u>日本銀行は、被災状況により、金融特例措置の発動や損傷銀行券引換業務の休日対応等を行うこととする。</u></p>	<p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第8節 生活救援対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 金融対策</p> <p><u>日本銀行は、関係行政機関との密接な連携を図りつつ、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、その他関連法令等の規定に基づき、所要の措置を講じる。災害応急対策に従事する者および関係者の安全の確保を最優先とした上で災害応急対策を的確かつ迅速に実施する。</u></p> <p><u>(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節</u></p> <p>① <u>通貨の円滑な供給の確保</u></p> <p><u>被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。</u></p> <p><u>なお、被災地における損傷日本銀行券および損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。</u></p> <p>② <u>現金供給のための輸送、通信手段の確保</u></p> <p><u>被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送しまたは通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。</u></p> <p>③ <u>通貨および金融の調節</u></p> <p><u>災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨および金融の調節を行う。</u></p> <p><u>(2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</u></p> <p>① <u>決済システムの安定的な運行に係る措置</u></p> <p><u>災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないよう考慮し適切な措置を講ずることを要請する。</u></p>

現 行	修 正 案
	<p><u>② 資金の貸付け</u>  <u>災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。</u></p> <p><u>(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置</u>  <u>関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長または休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長または休日臨時営業を行う。</u></p> <p><u>(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</u>  <u>必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。</u></p> <p><u>① 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。</u></p> <p><u>② 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻しまたは預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。</u></p> <p><u>③ 電子交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。</u></p> <p><u>④ 損傷日本銀行券および貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。</u></p> <p><u>⑤ 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。</u></p> <p><u>(5) 各種措置に関する広報</u>  <u>災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。</u>  <u>とくに金融機関に対し、営業時間延長、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置および損傷日本銀行券・貨幣の引換え要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。</u></p>
<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第9節 要配慮者支援対策の実施            第1 (略)            第2 内容</p>	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第9節 要配慮者支援対策の実施            第1 (略)            第2 内容</p>



風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>1～3 (略)</p> <p>4 生活支援</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 避難所等における配慮</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 福祉サービスの提供</p> <p>県、市町は、福祉サービスが必要な要介護高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、訪問介護員の派遣等、きめ細かな対応に努めることとする。その際、避難所においても介護保険サービスの利用が可能であることに留意することとする。</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 生活支援</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 避難所等における配慮</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 福祉サービスの提供</p> <p>県、市町は、福祉サービスが必要な要介護高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、訪問介護員の派遣等、きめ細かな対応に努めることとする。その際、避難所においても介護保険サービス及び障害福祉サービスの利用が可能であることに留意することとする。</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施</p> <p>第3款 災害放送の要請</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 防災情報の提供のための放送</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 放送要請に関する連絡調整を円滑かつ確実なものとするため、知事にあつては危機管理部総務課長、(株)ラジオ関西代表取締役社長にあつては編成営業局編成部長を連絡責任者としてすることとする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施</p> <p>第3款 災害放送の要請</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 防災情報の提供のための放送</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 放送要請に関する連絡調整を円滑かつ確実なものとするため、知事にあつては危機管理部総務課長、(株)ラジオ関西代表取締役社長にあつてはデジタル戦略局プロデュース部長を連絡責任者としてすることとする。</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第12節 廃棄物対策の実施</p> <p>第1款 ガレキ対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 市町の措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 処理作業過程</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県等への応援要請</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第12節 廃棄物対策の実施</p> <p>第1款 ガレキ対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 市町の措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 処理作業過程</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県等への応援要請</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>市町は、近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、「兵庫県災害 廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請することとする。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、(公財)ひょうご環境創造協会の活用または県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、(公財)ひょうご環境創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。</p>	<p>市町は、近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、<u>応援協定を締結している事業者に対して応援を要請するとともに</u>、「兵庫県災害 廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請することとする。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、(公財)ひょうご環境創造協会の活用または県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、(公財)ひょうご環境創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。</p>
<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第12節 廃棄物対策の実施            第2款 ごみ処理対策の実施            第1 (略)            第2 内容            1 市町の措置            (1) (略)            (2) 処理作業過程            ①～② (略)            ③ 県等への応援要請            ア (略)            イ 市町は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害 廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請することとする。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、(公財)ひょうご環境創造協会の活用または県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、(公財)ひょうご環境創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第12節 廃棄物対策の実施            第2款 ごみ処理対策の実施            第1 (略)            第2 内容            1 市町の措置            (1) (略)            (2) 処理作業過程            ①～② (略)            ③ 県等への応援要請            ア (略)            イ 市町は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、<u>応援協定を締結している事業者に対して応援を要請するとともに</u>、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請することとする。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、(公財)ひょうご環境創造協会の活用または県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、(公財)ひょうご環境創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。</p>
<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第12節 廃棄物対策の実施            第3款 し尿処理対策の実施            第1 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第12節 廃棄物対策の実施            第3款 し尿処理対策の実施            第1 (略)</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2 内容</p> <p>1 市町の措置</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 県等への応援要請</p> <p>① (略)</p> <p>② 市町は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して、広域的な応援を要請することとする。</p>	<p>第2 内容</p> <p>1 市町の措置</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 県等への応援要請</p> <p>① (略)</p> <p>② 市町は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、<u>応援協定を締結している事業者に対して応援を要請するとともに</u>、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して、広域的な応援を要請することとする。</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第14節 災害ボランティアの派遣・受け入れ</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)災害ボランティアの受入れ・派遣に当たっての基本事項</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底すること。<u>また、県は、災害ボランティアのPCR検査費用を支援するなど派遣環境を整備すること。</u></p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第14節 災害ボランティアの派遣・受け入れ</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)災害ボランティアの受入れ・派遣に当たっての基本事項</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底すること。</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第16節 鉄道施設における応急対策の実施</p> <p>〔実施機関：県危機管理部、西日本旅客鉄道(株)、神戸市交通局、山陽電気鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株)、神戸電鉄(株)、神戸高速鉄道(株)、六甲山観光(株)、(一財)神戸住環境整備公社〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 (一財)神戸住環境整備公社の応急対策</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第16節 鉄道施設における応急対策の実施</p> <p>〔実施機関：県危機管理部、西日本旅客鉄道(株)、神戸市交通局、山陽電気鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株)、神戸電鉄(株)、神戸高速鉄道(株)、六甲山観光(株)、(株)こうべ未来都市機構〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 (株)こうべ未来都市機構の応急対策</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>第17節 ライフラインの応急対策の実施</p> <p>第1款 電力の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 関西電力および関西電力送配電の応急対策</p> <p>(1) 防災体制</p> <p>① 地域における防災体制</p> <p>関西電力および関西電力送配電の各支社が所管する地域（以下、「地域」という。）は、当該地域における非常事態に対処するため、支社長を本部長とする非常災害対策総本部を設置する等、本店に準じた対策組織を設置する。</p> <p>神戸および播磨・但馬地域内で、非常災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、非常災害に係る予防または復旧対策活動を統括するため、次のとおり対策組織を設置する。</p> <p>a. 神戸および播磨・但馬地域非常災害対策総本部</p> <p>b. 神戸および播磨・但馬地域送配電非常災害対策本部</p> <p>c. 神戸および播磨・但馬地域送配電警戒本部</p> <p>* 送配電とは関西電力送配電のことをいう。</p> <p>(2) 災害応急対策に関する事項</p> <p>①～② (略)</p> <p>③通話制限</p> <p>対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、本店にあっては関西電力の総務室長、地域にあっては関西電力および関西電力送配電の支社長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。</p>	<p>第17節 ライフラインの応急対策の実施</p> <p>第1款 電力の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 関西電力および関西電力送配電の応急対策</p> <p>(1) 防災体制</p> <p>① 地域における防災体制</p> <p>関西電力の各支社および関西電力送配電の各本部が所管する地域（以下、「地域」という。）は、当該地域における非常事態に対処するため、支社長および本部長を対策組織の長とする非常災害対策総本部を設置する等、本店に準じた対策組織を設置する。</p> <p>神戸および播磨・但馬地域内で、非常災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、非常災害に係る予防または復旧対策活動を統括するため、次のとおり対策組織を設置する。</p> <p>a. 神戸および播磨・但馬地域非常災害対策総本部</p> <p>b. 神戸および播磨・但馬地域発販等非常災害対策本部</p> <p>c. 神戸および播磨・但馬地域送配電非常災害対策本部</p> <p>d. 神戸および播磨・但馬地域発販等警戒本部</p> <p>e. 神戸および播磨・但馬地域送配電警戒本部</p> <p>* 送配電とは関西電力送配電のことをいう。</p> <p>(2) 災害応急対策に関する事項</p> <p>①～② (略)</p> <p>③通話制限</p> <p>対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、本店にあっては関西電力の総務室長、地域にあっては関西電力送配電の本部長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第17節 ライフラインの応急対策の実施</p> <p>第3款 電気通信の確保</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第17節 ライフラインの応急対策の実施</p> <p>第3款 電気通信の確保</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の応急対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 復旧作業にいたるまでの対応</p> <p>① (略)</p> <p>② 通信の混乱防止</p> <p>地震の発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問合せや見舞いの電話の殺到により交換機が異常ふくそうに陥り、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を下記により規制し、110番、119番、災害救助活動に関係する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する<u>こととする。</u></p> <p>ア 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限の実施</p> <p>イ 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確認し他の通話に優先した取扱いの実施</p> <p>ウ 「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」でのふくそう緩和の実施</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の応急対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 復旧作業にいたるまでの対応</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>重要通信の確保</u></p> <p>災害の発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問合せや見舞いの電話の殺到により交換機が異常ふくそうに陥り、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。</p> <p>③ <u>通信の利用と広報</u></p> <p>震災により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、広報活動を実施する。</p> <p>ア <u>通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。</u></p> <p>イ <u>非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確認し他の通話に優先して取り扱う。</u></p> <p>ウ <u>被害状況に応じた案内トーキを挿入する。</u></p> <p>エ <u>「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」でのふくそう緩和を実施する。</u></p> <p>オ <u>一般利用者に対するわかりやすい広報活動を実施する。(ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等)</u></p> <p>カ <u>NTT西日本兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。</u></p>
<p>第3編 応急対策計画</p> <p>第4章 その他の災害の応急対策の推進</p> <p>第1節 雪害の応急対策の推進</p>	<p>第3編 応急対策計画</p> <p>第4章 その他の災害の応急対策の推進</p> <p>第1節 雪害の応急対策の推進</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 鉄道輸送確保計画</p> <p>西日本旅客鉄道(株)福知山支社は、「福知山支社冬期対策要領」に基づき、毎年度雪害対策計画を決定し、これに基づき除雪及び凍結防止を実施し、人員の輸送の確保を図ることとする。</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 鉄道輸送確保計画</p> <p>西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部は、「<u>近畿統括本部雪害対策標準(福知山エリア編)</u>」に基づき、毎年度雪害対策計画を決定し、これに基づき除雪及び凍結防止を実施し、人員の輸送の確保を図ることとする。</p>

風水害等対策計画

現 行	修 正 案
<p>第4編 災害復旧計画                      第2節 被災者の生活再建支援                      第1 (略)                      第2 内容                      1 (略)                      2 その他                      県及び市町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p>	<p>第4編 災害復旧計画                      第2節 被災者の生活再建支援                      第1 (略)                      第2 内容                      1 (略)                      2 その他                      県及び市町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるとともに、その実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p>
<p>第4編 災害復旧計画                      第3節 住宅の復旧・再建支援                      第1 (略)                      第2 内容                      1～3 (略)                      4 被災住宅に対する融資等                      (1) 災害復興住宅建設、購入または補修資金の貸し付け                      ①～③ (略)                      ④ 条件（令和4年6月1日現在）                      ア 融資限度額（建設融資の場合）                      土地を取得する場合…………… 3,700万円                      土地を取得しない場合…………… 2,700万円                      イ 貸付利率                      （団体信用生命保険に加入する場合）                      年1.15%（令和4年6月1日現在）                      ウ 償還期間                      建設・購入の場合は35年以内（据置3年以内）                      補修の場合は20年以内（据置1年）                      5 (略)                      6 兵庫県住宅再建共済制度に基づく給付</p>	<p>第4編 災害復旧計画                      第3節 住宅の復旧・再建支援                      第1 (略)                      第2 内容                      1～3 (略)                      4 被災住宅に対する融資等                      (1) 災害復興住宅建設、購入または補修資金の貸し付け                      ①～③ (略)                      ④ 条件（令和5年10月1日現在）                      ア 融資限度額（建設融資の場合）                      土地を取得する場合…………… 3,700万円                      土地を取得しない場合…………… 2,700万円                      イ 貸付利率                      （団体信用生命保険に加入する場合）                      年1.41%（令和5年10月1日現在）                      ウ 償還期間                      建設・購入の場合は35年以内（据置3年以内）                      補修の場合は20年以内（据置1年）                      5 (略)                      6 兵庫県住宅再建共済制度に基づく給付</p>

風水害等対策計画

現 行			修 正 案		
(1) (略)			(1) (略)		
(2) 共済給付金			(2) 共済給付金		
区分	本体制度 【半壊以上を対象とする制度】	付加制度 【準半壊(損害割合10%以上)を対象とする制度】	区分	本体制度 【半壊以上を対象とする制度】	付加制度 【準半壊(損害割合10%以上)を対象とする制度】
住宅再建共済制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全壊・大規模半壊・半壊で新たな住宅建築・購入600万円</li> <li>○全壊で住宅補修200万円</li> <li>○大規模半壊で住宅補修100万円</li> <li>○半壊で住宅補修50万円</li> <li>○上記以外で新たな住宅等に居住10万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○準半壊(損害割合10%以上)で新たな住宅建築・購入25万円</li> <li>○準半壊(損害割合10%以上)で住宅補修25万円</li> <li>○上記以外で新たな住宅等に居住10万円</li> </ul>	住宅再建共済制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全壊・大規模半壊・半壊で新たな住宅建築・購入600万円</li> <li>○全壊で住宅補修200万円</li> <li>○大規模半壊で住宅補修100万円</li> <li>○中規模半壊・半壊で住宅補修50万円</li> <li>○上記以外で新たな住宅等に居住10万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○準半壊(損害割合10%以上)で新たな住宅建築・購入25万円</li> <li>○準半壊(損害割合10%以上)で住宅補修25万円</li> <li>○上記以外で新たな住宅等に居住10万円</li> </ul>
マンション共用部分再建共済	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全壊・大規模半壊・半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限)</li> <li>○全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数</li> <li>○大規模半壊でマンション補修 50万円×加入住戸数</li> <li>○半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○準半壊(損害割合10%以上)で新たなマンション建築 12万5千円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限)</li> <li>○準半壊(損害割合10%以上)でマンション補修 12万5千円×加入住戸数</li> </ul>	マンション共用部分再建共済	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全壊・大規模半壊・半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限)</li> <li>○全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数</li> <li>○大規模半壊でマンション補修 50万円×加入住戸数</li> <li>○中規模半壊・半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○準半壊(損害割合10%以上)で新たなマンション建築 12万5千円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限)</li> <li>○準半壊(損害割合10%以上)でマンション補修 12万5千円×加入住戸数</li> </ul>



風水害等対策計画

現 行			修 正 案		
制 度			制 度		
家 財 再 建 共 済 制 度	○住宅が全壊で家財購 入・補修 50万円 ○住宅が大規模半壊で 家財購入・補修35万円 ○住宅が半壊で家財購 入・補修 25万円 ○住宅が床上浸水で家 財購入・補修 15万円	—	家 財 再 建 共 済 制 度	○住宅が全壊で家財購 入・補修 50万円 ○住宅が大規模半壊で 家財購入・補修35万円 ○住宅が <u>中規模半壊・</u> 半壊で家財購入・補修 25万円 ○住宅が床上浸水で家 財購入・補修 15万円	—

地震災害対策計画

現 行	修 正 案																				
<p>第1編 総則 第1節 計画の趣旨 1 (略) 2 計画の基本的な考え方 (1)～(3) (略) (4)多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進 (略)</p> <p>その際、男女共同参画の視点から、男女共同参画センター等とも連携し、地域防災計画修正や避難所（災害対策基本法第49条の7に規定する「指定避難所」。以下同じ。）や避難場所（災害対策基本法第49条の4に規定する「指定緊急避難場所」。以下同じ。）の設置・運営等の応急対策、復旧・復興対策など、災害対策のあらゆる場・組織における女性の参画を促進することとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者（災害対策基本法第8条）の参画を促進することとする。</p>	<p>第1編 総則 第1節 計画の趣旨 1 (略) 2 計画の基本的な考え方 (1)～(3) (略) (4)多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進 (略)</p> <p>その際、男女共同参画の視点から、<u>男女共同参画担当部局</u>や男女共同参画センター等とも連携し、地域防災計画修正や避難所（災害対策基本法第49条の7に規定する「指定避難所」。以下同じ。）や避難場所（災害対策基本法第49条の4に規定する「指定緊急避難場所」。以下同じ。）の設置・運営等の応急対策、復旧・復興対策など、災害対策のあらゆる場・組織における女性の参画を促進することとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者（災害対策基本法第8条）の参画を促進することとする。</p>																				
<p>第1編 総則 第2節 防災機関の事務又は業務の大綱 第1 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="168 1010 1113 1353"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> <th>災 害 復 興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿地方整備局</td> <td>1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 4 港湾施設(直轄)の整備と防災管理</td> <td>1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害応急対策の技術指導 5 緊急を要すると認められる場合の緊急対応(TEC-FORCE)</td> <td>1 直轄公共土木施設の復旧 2 被災港湾施設(直轄)の復旧</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興	近畿地方整備局	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 4 港湾施設(直轄)の整備と防災管理	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害応急対策の技術指導 5 緊急を要すると認められる場合の緊急対応(TEC-FORCE)	1 直轄公共土木施設の復旧 2 被災港湾施設(直轄)の復旧		<p>第1編 総則 第2節 防災機関の事務又は業務の大綱 第1 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1167 1010 2112 1353"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> <th>災 害 復 興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿地方整備局</td> <td>1 被災公共土木施設(直轄)の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 4 港湾施設(直轄)の整備と防災管理</td> <td>1 被災公共土木施設(直轄)の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害応急対策の技術指導 5 緊急を要すると認められる場合の緊急対応(TEC-FORCE)</td> <td>1 被災公共土木施設(直轄)の復旧 2 被災港湾施設(直轄)の復旧</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興	近畿地方整備局	1 被災公共土木施設(直轄)の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 4 港湾施設(直轄)の整備と防災管理	1 被災公共土木施設(直轄)の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害応急対策の技術指導 5 緊急を要すると認められる場合の緊急対応(TEC-FORCE)	1 被災公共土木施設(直轄)の復旧 2 被災港湾施設(直轄)の復旧	
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興																	
近畿地方整備局	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 4 港湾施設(直轄)の整備と防災管理	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害応急対策の技術指導 5 緊急を要すると認められる場合の緊急対応(TEC-FORCE)	1 直轄公共土木施設の復旧 2 被災港湾施設(直轄)の復旧																		
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興																	
近畿地方整備局	1 被災公共土木施設(直轄)の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 4 港湾施設(直轄)の整備と防災管理	1 被災公共土木施設(直轄)の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害応急対策の技術指導 5 緊急を要すると認められる場合の緊急対応(TEC-FORCE)	1 被災公共土木施設(直轄)の復旧 2 被災港湾施設(直轄)の復旧																		

地震災害対策計画

現 行	修 正 案																				
<p>第2～4 (略)</p> <p>第5 指定公共機関 (機関名) <u>西日本旅客鉄道(株)(大阪支社)(神戸支社)(福知山支社)</u></p> <p>第6 指定地方公共機関 (機関名) <u>(一財)神戸住環境整備公社</u></p> <table border="1" data-bbox="170 464 1106 608"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> <th>災 害 復 興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路管理者 兵庫県道路公社 兵庫ドライブウェイ 株式会社</td> <td>有料道路(所管)の整備 と防災管理</td> <td>有料道路(所管)の応急 対策の実施</td> <td>被災有料道路(所管)の 復旧</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興	道路管理者 兵庫県道路公社 兵庫ドライブウェイ 株式会社	有料道路(所管)の整備 と防災管理	有料道路(所管)の応急 対策の実施	被災有料道路(所管)の 復旧		<p>第2～4 (略)</p> <p>第5 指定公共機関 (機関名) <u>西日本旅客鉄道(株)(兵庫支社)</u></p> <p>第6 指定地方公共機関 (機関名) <u>(株)こうべ未来都市機構</u></p> <table border="1" data-bbox="1173 464 2132 608"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> <th>災 害 復 興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路管理団体 兵庫県道路公社 兵庫ドライブウェイ 株式会社</td> <td>有料道路(所管)の整備 と防災管理</td> <td>有料道路(所管)の応急 対策の実施</td> <td>被災有料道路(所管)の 復旧</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興	道路管理団体 兵庫県道路公社 兵庫ドライブウェイ 株式会社	有料道路(所管)の整備 と防災管理	有料道路(所管)の応急 対策の実施	被災有料道路(所管)の 復旧	
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興																	
道路管理者 兵庫県道路公社 兵庫ドライブウェイ 株式会社	有料道路(所管)の整備 と防災管理	有料道路(所管)の応急 対策の実施	被災有料道路(所管)の 復旧																		
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興																	
道路管理団体 兵庫県道路公社 兵庫ドライブウェイ 株式会社	有料道路(所管)の整備 と防災管理	有料道路(所管)の応急 対策の実施	被災有料道路(所管)の 復旧																		
<p>第1編 総則</p> <p>第5節 地震災害の危険性と被害の特徴</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 内陸部地震</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 兵庫県内に被害を及ぼす可能性のある主要な活断層</p> <p>① 山崎断層帯 (略) (参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価 (評価時点は全て令和4年1月1日現在)</p> <p>② 中央構造線断層帯 (略) (参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価 (評価時点は全て令和4年1月1日現在)</p> <p>③ 六甲・淡路島断層帯 (略) (参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価 (評価時点は全て令和4年1月1日現在)</p> <p>④ 上町断層帯 (略) (参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第5節 地震災害の危険性と被害の特徴</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 内陸部地震</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 兵庫県内に被害を及ぼす可能性のある主要な活断層</p> <p>① 山崎断層帯 (略) (参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価 (評価時点は全て令和5年1月1日現在)</p> <p>② 中央構造線断層帯 (略) (参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価 (評価時点は全て令和5年1月1日現在)</p> <p>③ 六甲・淡路島断層帯 (略) (参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価 (評価時点は全て令和5年1月1日現在)</p> <p>④ 上町断層帯 (略) (参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価</p>																				

地震災害対策計画

現 行						修 正 案					
(評価時点は全て令和4年1月1日現在) (3) 想定地震 ○マグニチュード7程度以上の地震規模が予想される活断層における30年以内の地震発生確率 <地震調査研究推進本部による断層帯の長期評価(算定基準日:令和4年1月1日)> 3 津波を伴う地震(南海トラフ地震) (1) 地震発生の危険性 (略) (参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価 (海溝型地震の今後10, 30, 50年以内の地震発生確率:算定基準日令和4年(2022年)1月1日)						(評価時点は全て令和5年1月1日現在) (3) 想定地震 ○マグニチュード7程度以上の地震規模が予想される活断層における30年以内の地震発生確率 <地震調査研究推進本部による断層帯の長期評価(算定基準日:令和5年1月1日)> 3 津波を伴う地震(南海トラフ地震) (1) 地震発生の危険性 (略) (参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価 (海溝型地震の今後10, 30, 50年以内の地震発生確率:算定基準日令和5年(2023年)1月1日)					
領域ま たは 地震名	長期評価 で予想 した地震 規模	地震発生確率			平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)	領域ま たは 地震名	長期評価 で予想 した地震 規模	地震発生確率			平均活動間隔 (上段) 最新活動時期 (下段)
		10年以 内	30年以 内	50年以 内				10年以 内	30年以 内	50年以 内	
南海ト ラフ	M8~M9 クラス	30%程度	70%~ 80%	90%程 度 もしく は それ以 上	次回までの標 準的な値 88.2年  76.0年前	南海ト ラフ	M8~M9 クラス	30%程度	70%~ 80%	90%程 度 もしく は それ以 上	次回までの標 準的な値 88.2年  77.0年前

地震災害対策計画

現 行	修 正 案																																																						
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第5節 情報通信機器・施設の整備・運用 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 災害時非常通信体制の充実強化 (略) また、非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所への設置を図ることとする。 4 市町防災行政無線の整備促進 (略) ○市町防災行政無線等の整備状況(令和3年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>整備数</th> <th>整備率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">同報系</td> <td>防災行政無線</td> <td>34 市町</td> <td>82.9%</td> </tr> <tr> <td>その他同報系</td> <td>28 市町</td> <td>68.2%</td> </tr> <tr> <td>ひょうご防災ネット</td> <td>41 市町</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>41 市町</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">移動系</td> <td>防災行政無線</td> <td>22 市町</td> <td>53.6%</td> </tr> <tr> <td>その他移動系</td> <td>4 市町</td> <td>9.7%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>26 市町</td> <td>63.4%</td> </tr> </tbody> </table>			整備数	整備率	同報系	防災行政無線	34 市町	82.9%	その他同報系	28 市町	68.2%	ひょうご防災ネット	41 市町	100.0%	全体(重複除く)	41 市町	100.0%	移動系	防災行政無線	22 市町	53.6%	その他移動系	4 市町	9.7%	全体(重複除く)	26 市町	63.4%	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第5節 情報通信機器・施設の整備・運用 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 災害時非常通信体制の充実強化 (略) また、非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に風水害等のおそれなく耐震性のある堅固な場所への設置を図ることとする。 4 市町防災行政無線の整備促進 (略) ○市町防災行政無線等の整備状況(令和5年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>整備数</th> <th>整備率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">同報系</td> <td>防災行政無線</td> <td>33 市町</td> <td>80.5%</td> </tr> <tr> <td>その他同報系</td> <td>28 市町</td> <td>68.2%</td> </tr> <tr> <td>ひょうご防災ネット</td> <td>41 市町</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>41 市町</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">移動系</td> <td>防災行政無線</td> <td>18 市町</td> <td>43.9%</td> </tr> <tr> <td>その他移動系</td> <td>2 市町</td> <td>4.8%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>20 市町</td> <td>48.7%</td> </tr> </tbody> </table>			整備数	整備率	同報系	防災行政無線	33 市町	80.5%	その他同報系	28 市町	68.2%	ひょうご防災ネット	41 市町	100.0%	全体(重複除く)	41 市町	100.0%	移動系	防災行政無線	18 市町	43.9%	その他移動系	2 市町	4.8%	全体(重複除く)	20 市町	48.7%
		整備数	整備率																																																				
同報系	防災行政無線	34 市町	82.9%																																																				
	その他同報系	28 市町	68.2%																																																				
	ひょうご防災ネット	41 市町	100.0%																																																				
	全体(重複除く)	41 市町	100.0%																																																				
移動系	防災行政無線	22 市町	53.6%																																																				
	その他移動系	4 市町	9.7%																																																				
	全体(重複除く)	26 市町	63.4%																																																				
		整備数	整備率																																																				
同報系	防災行政無線	33 市町	80.5%																																																				
	その他同報系	28 市町	68.2%																																																				
	ひょうご防災ネット	41 市町	100.0%																																																				
	全体(重複除く)	41 市町	100.0%																																																				
移動系	防災行政無線	18 市町	43.9%																																																				
	その他移動系	2 市町	4.8%																																																				
	全体(重複除く)	20 市町	48.7%																																																				
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第6節 防災拠点の整備 第1 (略) 第2 内容 1 広域防災拠点の整備 (1) (略) (2) 配置計画</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第6節 防災拠点の整備 第1 (略) 第2 内容 1 広域防災拠点の整備 (1) (略) (2) 配置計画</p>																																																						

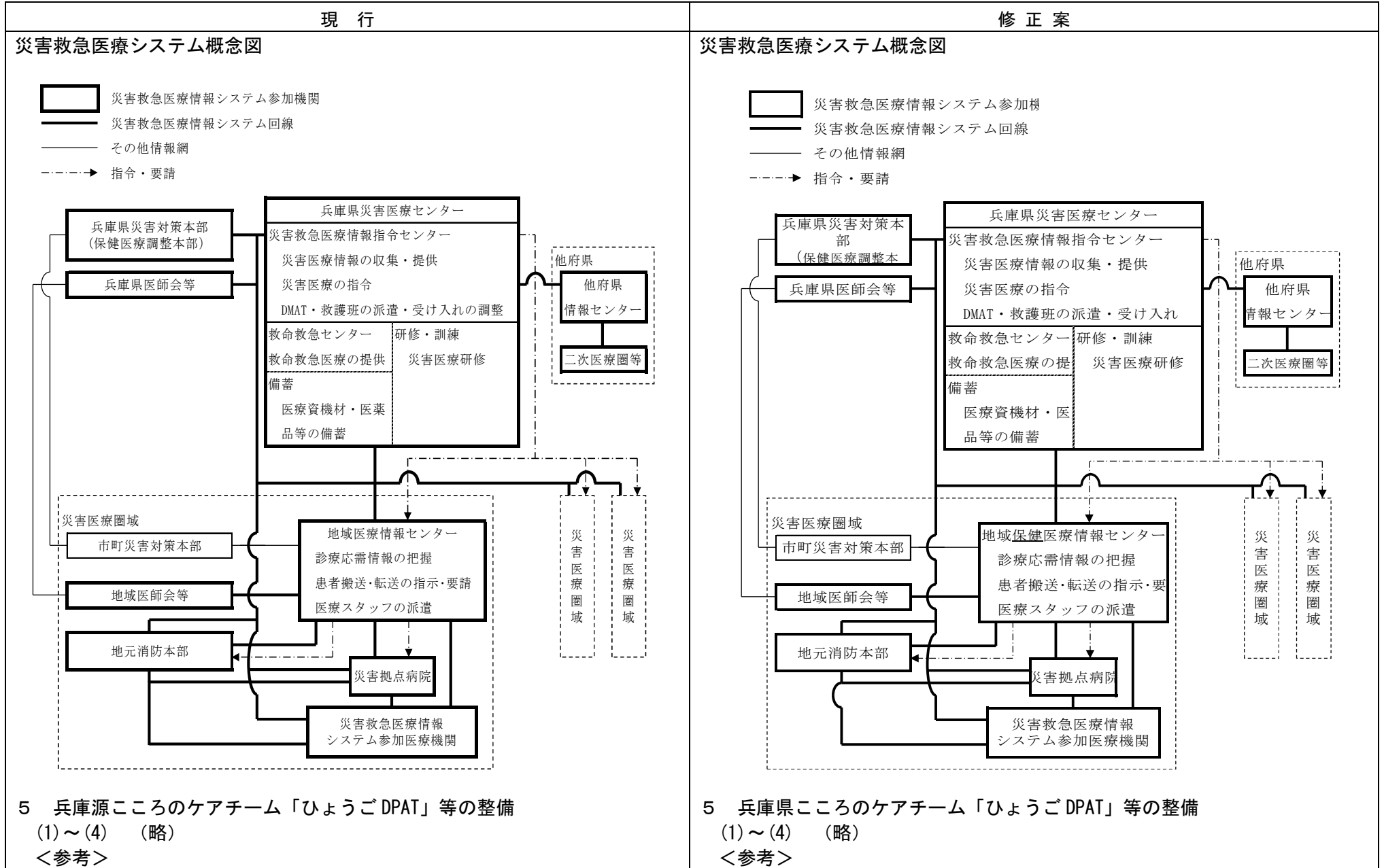
地震災害対策計画

現 行				修 正 案			
地域	所在地	拠点のタイプ	広域防災拠点名	地域	所在地	拠点のタイプ	広域防災拠点名
丹波	丹波市	ブロック	丹波の森公苑・丹波県民局内	丹波	丹波市	ブロック	丹波広域防災拠点 丹波の森公苑・丹波県民局内
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第8節 防災資機材の整備 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 救助資機材 (1) (略) (2) 救助要員用資機材 ①～② (略) ③ 県警察本部は、交番・駐在所単位で破壊用具フォース(レスキュー・ユニット)を整備することとする。</p>				<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第8節 防災資機材の整備 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 救助資機材 (1) (略) (2) 救助要員用資機材 ①～② (略) ③ 県警察本部は、交番・駐在所単位で破壊用具(レスキューユニット)を整備することとする。</p>			
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第9節 災害救急医療システムの整備 第1 (略) 第2 内容 1 災害救急医療情報システムの整備 (1) 災害救急医療情報指令センターの整備 県は、保健医療部長を本部長とする保健医療調整本部を立ち上げるとともに、医療機関、マンパワー、ライフライン、道路状況等総合的な情報をもとに、救護班の派遣や患者搬送等を指示・要請する災害救急医療情報指令センターを災害医療センター内に整備することとする。 ※保健医療調整本部・・・保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅延なく行うための本部 2 (略) 3 災害救急医療システムの充実 (略) 県、市町等は、各災害医療圏域における災害救急医療体制の充実・強化を図るとともに、各災害医療圏域ごとに、医療機関相互の応援体制や発災直後の医療対応の具体的手順、市町の役割である救護所予定場所の設定や医薬品</p>				<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第9節 災害救急医療システムの整備 第1 (略) 第2 内容 1 災害救急医療情報システムの整備 (1) 災害救急医療情報指令センターの整備 県は、保健医療部長を本部長とする保健医療福祉調整本部を立ち上げるとともに、医療機関、マンパワー、ライフライン、道路状況等総合的な情報をもとに、救護班の派遣や患者搬送等を指示・要請する災害救急医療情報指令センターを災害医療センター内に整備することとする。 ※保健医療福祉調整本部・・・保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅延なく行うための本部 2 (略) 3 災害救急医療システムの充実 (略) 県、市町等は、地域保健医療情報センターを設置する各災害医療圏域における災害救急医療体制の充実・強化を図るために、平時より医療機関等の業務継続基盤(耐震性、電源、水、地域における役割等)の把握に努め、医療機</p>			

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>及び飲料水等の備蓄及び市町単位の拠点医療機関から災害拠点病院への患者搬送の流れ等の災害時保健医療マニュアルを定め、特に初動期に迅速に対応できる体制を整備することとする。</p> <p>4 機動性のある医療チーム（兵庫DMAT）等の整備</p> <p>(1) 県は、兵庫DMAT指定病院のDMAT（以下、「兵庫DMAT」という。）の運用方法を定めるとともに、<u>通信用機器、医療資機材などの資機材の整備を促進するとともに訓練を実施することとする。</u></p>	<p>関相互の応援体制や発災直後の医療対応の具体的手順、市町の役割である救護所予定場所の設定や医薬品及び飲料水等の備蓄及び市町単位の拠点医療機関から災害拠点病院への患者搬送の流れ等の災害時保健医療マニュアルを定め、特に初動期に迅速に対応できる体制を整備することとする。</p> <p>4 機動性のある医療チーム（兵庫DMAT）等の整備</p> <p>(1) 県は、兵庫DMAT指定病院のDMAT（以下、「兵庫DMAT」という。）の運用方法を定め、<u>通信機器・手段、医療資機材などの整備を促進するとともに訓練を実施することとする</u></p>

地震災害対策計画





地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>6 兵庫県災害医療センターの運営 (略)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>施設内容</p> <p>所在地：神戸東部新都心（神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1）</p> <p>鉄筋コンクリート造・地下1階、地上4階建、</p> <p>延床面積：6,300 m<sup>2</sup>、病床数：30床</p> <p>診療科目：内科、外科、整形外科、循環器内科、神経内科など計11科</p> </div>	<p>○JMAT（Japan Medical Association Team）兵庫とは</p> <p><u>医師、看護師、薬剤師、事務（ロジ）等でチーム編成する兵庫県医師会災害医療チームで、被災者の生命及び健康を守り、被災地の公衆衛生を回復し、地域医療や地域包括ケアシステムの再生・復興を支援することを目的とする組織。</u></p> <p>○災害支援ナースとは</p> <p><u>新興感染症及び災害の発生時に、他の医療機関等への応援派遣に的確に対応できる看護職員</u></p> <p>6 兵庫県災害医療センターの運営 (略)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>施設内容</p> <p>所在地：神戸東部新都心（神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1）</p> <p>鉄筋コンクリート造・地下1階、地上4階建、</p> <p>延床面積：6,300 m<sup>2</sup>、病床数：30床</p> <p>診療科目：内科、外科、整形外科、循環器内科、神経内科など<u>救急部を中心とする</u>計11科</p> </div>

地震災害対策計画

現 行		修 正 案									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">兵庫県災害医療センター</th> </tr> <tr> <th>病院機能</th> <th>病院以外の機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     1 高度救命救急センターとして、3次救命救急医療を提供                      2 ドクターカーによる病院前医療                 </td> <td>                     1 災害救急医療情報指令センターを設置し、救急医療情報の収集・提供、救急救命士に対する特定行為の指示                      2 災害時に備えた医薬品等の備蓄                      3 医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施                 </td> </tr> <tr> <td>                     1 被災地からの重症患者等の受入れ                      2 30床から100床に増床                      3 救護班等の派遣                 </td> <td>                     保健医療調整本部の補助・強化機能                      兵庫県DMAT調整本部等の設置                      災害医療情報の収集・提供、医療機関や搬送機関への患者の受入れ、搬送、救護班派遣等の指示・要請                 </td> </tr> </tbody> </table>	兵庫県災害医療センター		病院機能	病院以外の機能	1 高度救命救急センターとして、3次救命救急医療を提供 2 ドクターカーによる病院前医療	1 災害救急医療情報指令センターを設置し、救急医療情報の収集・提供、救急救命士に対する特定行為の指示 2 災害時に備えた医薬品等の備蓄 3 医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施	1 被災地からの重症患者等の受入れ 2 30床から100床に増床 3 救護班等の派遣	保健医療調整本部の補助・強化機能 兵庫県DMAT調整本部等の設置 災害医療情報の収集・提供、医療機関や搬送機関への患者の受入れ、搬送、救護班派遣等の指示・要請		
兵庫県災害医療センター											
病院機能	病院以外の機能										
1 高度救命救急センターとして、3次救命救急医療を提供 2 ドクターカーによる病院前医療	1 災害救急医療情報指令センターを設置し、救急医療情報の収集・提供、救急救命士に対する特定行為の指示 2 災害時に備えた医薬品等の備蓄 3 医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施										
1 被災地からの重症患者等の受入れ 2 30床から100床に増床 3 救護班等の派遣	保健医療調整本部の補助・強化機能 兵庫県DMAT調整本部等の設置 災害医療情報の収集・提供、医療機関や搬送機関への患者の受入れ、搬送、救護班派遣等の指示・要請										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">兵庫県災害医療センター</th> </tr> <tr> <th>病院機能</th> <th>病院以外の機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     1 高度救命救急センターとして、3次救命救急医療を提供                      2 ドクターカーによる病院前医療                 </td> <td>                     1 災害救急医療情報指令センターを設置し、救急医療情報の収集・提供、救急救命士に対する特定行為の指示                      2 災害時に備えた医薬品等の備蓄                      3 医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施                 </td> </tr> <tr> <td>                     1 被災地からの重症患者等の受入れ                      2 30床から60床に増床                      3 救護班等の派遣                 </td> <td>                     保健医療調整本部の補助・強化機能                      兵庫県DMAT調整本部等の設置                      災害医療情報の収集・提供、医療機関や搬送機関への患者の受入れ、搬送、救護班派遣等の指示・要請                 </td> </tr> </tbody> </table>	兵庫県災害医療センター		病院機能	病院以外の機能	1 高度救命救急センターとして、3次救命救急医療を提供 2 ドクターカーによる病院前医療	1 災害救急医療情報指令センターを設置し、救急医療情報の収集・提供、救急救命士に対する特定行為の指示 2 災害時に備えた医薬品等の備蓄 3 医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施	1 被災地からの重症患者等の受入れ 2 30床から60床に増床 3 救護班等の派遣	保健医療調整本部の補助・強化機能 兵庫県DMAT調整本部等の設置 災害医療情報の収集・提供、医療機関や搬送機関への患者の受入れ、搬送、救護班派遣等の指示・要請		<p>8 災害拠点精神科病院の整備</p> <p>県及び災害拠点精神科病院（県下3精神科病院）は、災害時の精神医療体制を確保し、精神疾患を有する患者への医療提供、及び地域の精神医療機能を支援する。</p> <p>9 兵庫県こころのケアセンターの運営 （略）</p> <p>10 医薬品等の確保 （略）</p> <p>11 医療マンパワーの確保 （略）</p> <p>12 住民に対する啓発 （略）</p> <p>13 市町における災害医療体制等の整備 （略）</p> <p>14 兵庫県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の整備等 （略）</p> <p>14 実習船の活用 （略）</p>
兵庫県災害医療センター											
病院機能	病院以外の機能										
1 高度救命救急センターとして、3次救命救急医療を提供 2 ドクターカーによる病院前医療	1 災害救急医療情報指令センターを設置し、救急医療情報の収集・提供、救急救命士に対する特定行為の指示 2 災害時に備えた医薬品等の備蓄 3 医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施										
1 被災地からの重症患者等の受入れ 2 30床から60床に増床 3 救護班等の派遣	保健医療調整本部の補助・強化機能 兵庫県DMAT調整本部等の設置 災害医療情報の収集・提供、医療機関や搬送機関への患者の受入れ、搬送、救護班派遣等の指示・要請										
	<p>[新設]</p> <p>8 兵庫県こころのケアセンターの運営 （略）</p> <p>9 医薬品等の確保 （略）</p> <p>10 医療マンパワーの確保 （略）</p> <p>11 住民に対する啓発 （略）</p> <p>12 市町における災害医療体制等の整備 （略）</p> <p>13 兵庫県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の整備等 （略）</p> <p>14 実習船の活用 （略）</p>		<p>8 災害拠点精神科病院の整備</p> <p>県及び災害拠点精神科病院（県下3精神科病院）は、災害時の精神医療体制を確保し、精神疾患を有する患者への医療提供、及び地域の精神医療機能を支援する。</p> <p>9 兵庫県こころのケアセンターの運営 （略）</p> <p>10 医薬品等の確保 （略）</p> <p>11 医療マンパワーの確保 （略）</p> <p>12 住民に対する啓発 （略）</p> <p>13 市町における災害医療体制等の整備 （略）</p> <p>14 兵庫県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の整備等 （略）</p> <p>15 実習船の活用 （略）</p>								

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>15 市町地域防災計画で定めるべき事項 (略)</p> <p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第10節 緊急輸送体制の整備 第1 (略) 第2 内容 1 緊急輸送道路ネットワークの設定 (1)～(2) (略) (3) 通行の確保 県は、県外からの救援物資等を広域防災拠点等を経由して各市町ごとに定めた地域防災拠点等に輸送し、また、被災者を救助し災害拠点病院等に搬送するため、緊急輸送道路ネットワークに基づき、県内いずれの地点で災害が発生した場合でも、迅速な物資輸送や救援活動ができるよう、その通行確保に努めることとする。</p>	<p>16 市町地域防災計画で定めるべき事項 (略)</p> <p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第10節 緊急輸送体制の整備 第1 (略) 第2 内容 1 緊急輸送道路ネットワークの設定 (1)～(2) (略) (3) 通行の確保 県は、県外からの救援物資等を広域防災拠点等を経由して各市町ごとに定めた地域防災拠点等に輸送し、また、被災者を救助し災害拠点病院等に搬送するため、緊急輸送道路ネットワークに基づき、県内いずれの地点で災害が発生した場合でも、迅速な物資輸送や救援活動ができるよう、その通行確保に努めることとする。 <u>道路管理者は、緊急輸送道路における新設の電柱等による道路占用を原則として禁止するとともに、一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</u></p>
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第11節 避難対策の充実 第1 (略) 第2 内容 1～3 (略) 4 避難所等の指定 (1) (略) (2) 指定避難所 ①～③ (略) ④ 留意事項 (略) ・市町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第11節 避難対策の充実 第1 (略) 第2 内容 1～3 (略) 4 避難所等の指定 (1) (略) (2) 指定避難所 ①～③ (略) ④ 留意事項 (略) ・市町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受</p>

現 行	修 正 案
<p>を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所において感染者が発生した場合や濃厚接触者の避難等の適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局（保健所）が連携することとする。また、市町は、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めることとする。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、コロナ禍での自宅療養者等の避難先として活用する可能性もあることから、地域の実情を踏まえ、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる地域では、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく必要がある。</li> </ul> <p>5 (略)</p> <p>6 施設、設備の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難所には、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備等（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器、非常用発電機等）計画的な整備の推進を図ることとする。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>10 新型コロナウイルス感染症に対応した適切な避難対策</p> <p>(1) 市町は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保やレイアウト・導線の確認、避難者の健康チェック・検温、換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、</p>	<p>けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所において感染者が発生した場合や有症状者の避難等の適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局（保健所）が連携することとする。また、市町は、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めることとする。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の避難先として活用する可能性もあることから、地域の実情を踏まえ、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる地域では、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく必要がある。</li> </ul> <p>5 (略)</p> <p>6 施設、設備の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難所には、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備等（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた非常用発電機等）計画的な整備の推進を図ることとする。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>10 新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した適切な避難対策</p> <p>(1) 市町は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保やレイアウト・導線の確認、避難者の健康チェック・検温、換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知に</p>

現 行	修 正 案
<p>避難対策を推進することとする。</p> <p>また、市町は、避難所管理運営マニュアルに新型コロナウイルス感染症への対応を適宜反映することとする。</p> <p>(2) 県・保健所設置市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の<u>自宅療養者等の被災</u>に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、<u>自宅療養者等</u>が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町の防災担当部局との連携の下、<u>自宅療養者等の避難の確保</u>に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、<u>自宅療養者等</u>に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン（令和2年6月作成）の主な内容）</p> <p>① フェーズ0 事前準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染対策を考慮した収容人員の確認</li> <li>・ 十分な避難所数の確保</li> <li>・ 体調不良者（発熱・咳などの症状者）等を分離した別室の専用スペース又は専用避難所の確保</li> <li>・ 物資や衛生資材などの必要数の把握及び事前準備</li> <li>・ 適切な避難所運営を行うための体制の構築</li> <li>・ 住民への事前周知</li> </ul> <p>② フェーズ1 避難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切な避難先の提示</li> <li>・ 避難情報発令時の留意事項</li> </ul> <p>③ フェーズ2 避難所開設・受入れ・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所の開設</li> <li>・ 避難所の受入れ</li> <li>・ 避難所運営</li> </ul> <p>④ フェーズ3 避難所解消 等</p>	<p>より、避難対策を推進することとする。</p> <p>また、市町は、避難所管理運営マニュアルに新型コロナウイルス感染症等感染症への対応を適宜反映することとする。</p> <p>(2) 県・保健所設置市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症患者の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、<u>対象者等</u>が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町の防災担当部局との連携の下、<u>対象者の避難の確保</u>に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、<u>対象者</u>に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した避難所運営ガイドライン（令和2年6月策定、令和5年5月改訂）の主な内容）</p> <p>④ フェーズ0 事前準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染対策を考慮した収容人員の確認</li> <li>・ 十分な避難所数の確保</li> <li>・ 体調不良者（発熱・咳などの症状者）等を分離した別室の専用スペース又は専用避難所の確保</li> <li>・ 物資や衛生資材などの必要数の把握及び事前準備</li> <li>・ 適切な避難所運営を行うための体制の構築</li> <li>・ 住民への事前周知</li> </ul> <p>⑤ フェーズ1 避難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切な避難先の提示</li> <li>・ 避難情報発令時の留意事項</li> </ul> <p>⑥ フェーズ2 避難所開設・受入れ・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所の開設</li> <li>・ 避難所の受入れ</li> <li>・ 避難所運営</li> </ul> <p>④ フェーズ3 避難所解消 等</p>

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画                      第2章 災害応急対策への備えの充実                      第16編 要配慮者支援対策の充実                      第1 (略)                      第2 内容                      1 要配慮者支援体制の整備                      (1)～(2) (略)                      (3) 避難行動要支援者名簿の共有                      市町は、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた機関・団体等に対して、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は災害対策基本法に規定する特別の定めを設ける条例の制定等法制上の措置その他の必要な措置を講じることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図ることとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じることとする。</p> <p>(4) 個別避難計画作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備                      市町は、災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿をもとに、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用を支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の適切な管理に努めるものとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画                      第2章 災害応急対策への備えの充実                      第16編 要配慮者支援対策の充実                      第1 (略)                      第2 内容                      1 要配慮者支援体制の整備                      (1)～(2) (略)                      (3) 避難行動要支援者名簿の共有                      市町は、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた機関・団体等に対して、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は災害対策基本法に規定する特別の定めを設ける条例の制定等法制上の措置その他の必要な措置を講じることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するものとする。また、<u>個別避難計画の実効性を確保する観点等から</u>、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図ることとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じることとする。</p> <p>(4) 個別避難計画作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備                      市町は、災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、地域住民、<u>NPO</u>等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿をもとに、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。<u>この場合、コミュニティの希薄化や担い手の高齢化、都市部と山間部の違い、積雪や凍結といった地域特性等に留意するものとする。</u>なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用を支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の適切な管理に努めるものとする。</p> <p><u>市町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p>

現 行	修 正 案
<p>(略)</p> <p>県は、自主防災組織等と連携して<u>個別避難計画の作成に取り組む居宅介護支援事業所、相談支援事業所等を支援し、防災と福祉の連携の促進を図ることとする。</u>また、市町や地域の取組を支援するとともに、情報発信や人材育成を実施することとする。</p> <p>2 情報伝達体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急通報システムの整備</p> <p>県、市町は高齢者、障害者等と消防本部の間に緊急通報システムを整備し、その周知に努めることとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 障害者への情報伝達体制の整備</p> <p>県、市町は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障害者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムを整備することとする。</p>	<p>(略)</p> <p>県は、自主防災組織等や福祉事業所等と連携して防災と福祉の連携の促進を図ることとする。また、市町や地域の多様な取組を支援するとともに、<u>取組事例等の情報発信や地域特性を考慮した実践型の人材育成、ポスター・チラシ等を活用した一体的な普及啓発等</u>を実施することとする。</p> <p>2 情報伝達体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急通報システムの整備</p> <p>県、市町は高齢者、障害者等と消防本部の間に緊急通報システムを整備し、その周知に努めることとする。</p> <p><u>なお、障害者については、県、市町は、緊急の通報を迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずることとする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 障害者への情報伝達体制の整備</p> <p>県、市町は、通常の音声・言語による手段では適切に情報を入手できない障害者が、<u>防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムの整備など、体制の整備充実、設備または機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずることとする。</u></p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第17編 災害ボランティア活動の支援体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 感染症の拡大が懸念される状況下における対応</p> <p><u>感染症の拡大が懸念される状況下では、県及び市町は、感染予防措置を徹底することとする。ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図り、また、県は、災害ボランティアのPCR検査費用を支援するなど派遣環境を整備することとする。</u></p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第17編 災害ボランティア活動の支援体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 感染症の拡大が懸念される状況下における対応</p> <p><u>感染症の拡大が懸念される状況下では、県及び市町は、感染予防措置を徹底し、ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図ることとする。</u></p>

地震災害対策計画

現 行		修 正 案		
第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第18節 津波災害対策の推進 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 防潮堤等の整備 (略) 【事業内容】		第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第18節 津波災害対策の推進 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 防潮堤等の整備 (略) 【事業内容】		
重 点 整 備 地 区 ※	箇 所 名	主 な 対 策 内 容	箇 所 名	主 な 対 策 内 容
	福良港 [南あわじ市]	湾口防波堤整備、防潮堤整備等	福良港 [南あわじ市]	湾口防波堤整備、防潮堤整備等
	阿万港 [南あわじ市]	水門整備、防潮堤整備等	阿万港 [南あわじ市]	水門整備、防潮堤整備等
	沼島漁港 [南あわじ市]	港口水門整備、防潮堤整備等	沼島漁港 [南あわじ市]	港口水門整備、防潮堤整備等
	洲本地区 [洲本市]	水門整備、防潮堤整備等	洲本地区 [洲本市]	樋門整備、防潮堤整備等
	尼崎西宮芦屋港 (尼崎地区) [尼崎市]	防潮堤等の越流対策、 防潮堤の沈下対策等	尼崎西宮芦屋港 (尼崎地区) [尼崎市]	防潮堤等の越流対策、 防潮堤の沈下対策等
	尼崎西宮芦屋港 (鳴尾地区) [西宮市]	防潮堤の沈下対策等	尼崎西宮芦屋港 (鳴尾地区) [西宮市]	防潮堤の沈下対策等
尼崎西宮芦屋港 (西宮・今津地区) [西宮市]	防潮堤の越流対策等	尼崎西宮芦屋港 (西宮・今津地区) [西宮市]	防潮堤の越流対策等	
3～5 (略) 6 県民への啓発活動の実施 (1)～(3) (略) [新設]		3～5 (略) 6 県民への啓発活動の実施 (1)～(3) (略) (4) デジタル技術の活用 県及び市町は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めることとする。		



地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画            第3章 県民参加による地域防災力の向上            第1節 防災に関する学習等の充実            第1 (略)            第2 内容            1～2 (略)            3 災害教訓の伝承支援            県、市町は、災害教訓の伝承について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、県民が災害教訓を伝承する取組を支援することとする。</p> <p>4 (略)            5 一般県民に対する防災知識の普及            (1) (略)            (2) 周知内容            ①～③ (略)            ④津波に関する予報・警報や緊急地震速報、避難指示、警戒区域の設定等について正しい理解とそれに基づく的確な行動についての周知徹底</p>	<p>第2編 災害予防計画            第3章 県民参加による地域防災力の向上            第1節 防災に関する学習等の充実            第1 (略)            第2 内容            1～2 (略)            3 災害教訓の伝承支援            県、市町は、<u>過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。</u>また、<u>災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとし、</u>県民が災害教訓を伝承する取組を支援することとする。</p> <p>4 (略)            5 一般県民に対する防災知識の普及            (1) (略)            (2) 周知内容            ①～③ (略)            ④津波に関する予報・警報や緊急地震速報、避難指示、警戒区域の設定や、<u>津波の特性等について正しい理解とそれに基づく的確な行動についての周知徹底</u></p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画            第3章 県民参加による地域防災力の向上            第3節 消防団の充実強化            第1 (略)            第2 内容            1 (略)            2 充実強化対策            (1) 県の取り組み            県は、広域的な観点から、消防団の育成強化を支援するため、次の事業を推進することとする。            ①～③ (略)            ④女性消防団員の加入促進の支援            ⑤～⑨ (略)            (2) 市町の取り組み            市町は、消防団の充実強化を図るため、次の事業を推進することとする。            ①～⑥ (略)            ⑦女性消防団員の加入促進</p>	<p>第2編 災害予防計画            第3章 県民参加による地域防災力の向上            第3節 消防団の充実強化            第1 (略)            第2 内容            1 (略)            2 充実強化対策            (1) 県の取り組み            県は、広域的な観点から、消防団の育成強化を支援するため、次の事業を推進することとする。            ①～③ (略)            ④女性消防団員の確保に向けた加入促進活動・環境整備への支援            ⑤～⑨ (略)            (2) 市町の取り組み            市町は、消防団の充実強化を図るため、次の事業を推進することとする。            ①～⑥ (略)            ⑦女性消防団員の確保に向けた加入促進活動・環境整備</p>
<p>第2編 災害予防計画            第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備            第1節 防災基盤・施設等の整備            第2款 防災対策事業の推進            第1 (略)            第2 内容            1～2 (略)            3 事業の実施            県、市町は、地域防災計画等に基づき、防災基盤整備事業の計画的執行に努めることとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画            第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備            第1節 防災基盤・施設等の整備            第2款 防災対策事業の推進            第1 (略)            第2 内容            1 (略)            2 公共施設等耐震化事業            (1)～(3) (略)            (4) 事業の実施            県、市町は、地域防災計画等に基づき、防災基盤整備事業の計画的執行に努めることとする。<u>また、所有者不明土地を活用した備蓄倉庫の整備等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を検討するものとする。</u></p>

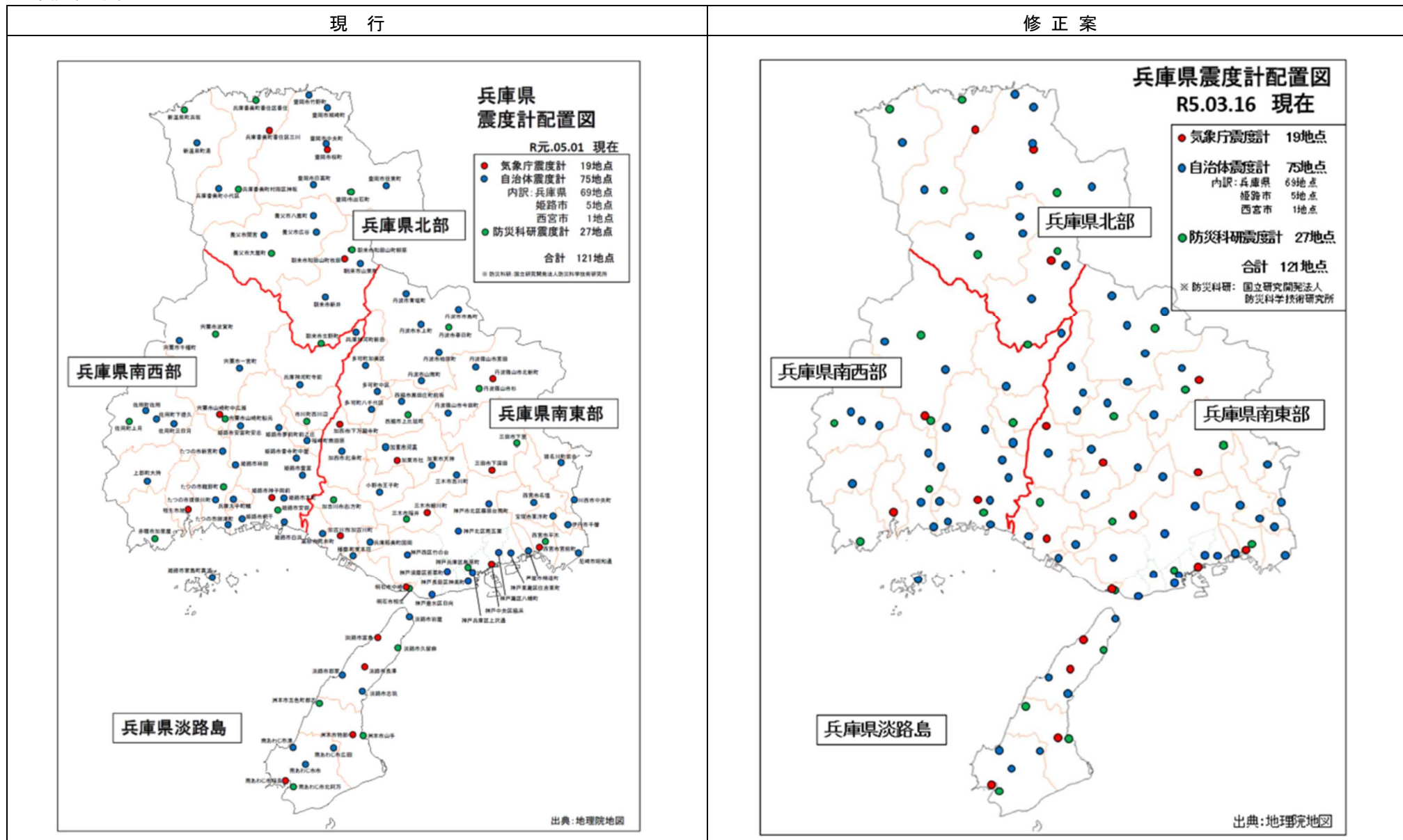
現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画                      第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備                      第4節 地盤災害の防止施設等の整備                      第5款 宅地造成等の規制                      第1 趣旨                      災害に伴う宅地の被害を防止するため、宅地造成等の規制について定める。</p> <p>第2 内容                      1 宅地造成工事規制区域等の指定                      県は、宅地造成に伴う災害が生じるおそれのある地域を再調査し、必要と認めるときは宅地造成工事規制区域の追加指定を行うこととする。</p> <p>また、造成された宅地の耐震性向上を図るため、造成宅地防災区域の指定に向けた調査を行うこととする。</p> <p>また、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p> <p>2 宅地防災パトロールと措置                      (1) 県は、今後行われる宅地造成工事に対し、<u>宅地造成等規制法</u>に定める技術的基準を確実に履行させるとともに、パトロールを強化し、無許可工事等の違反工事の発見に努めることとする。                      (2) 県、市町は、造成された宅地について、必要に応じ、警察署・消防機関の協力を得て、梅雨及び台風期に備えた宅地防災パトロールを実施し、災害のおそれのある宅地については関係者に対し防災措置を指導するなど必要な措置を行うこととする。                      ① 防災措置についての文書による指導                      ② 宅地所有者等関係者の聴聞、勧告                      ③ <u>宅地造成等規制法第14条の規定</u>に基づく工事の停止、<u>宅地</u>の使用禁止及び必要措置の命令</p>	<p>第2編 災害予防計画                      第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備                      第4節 地盤災害の防止施設等の整備                      第5款 宅地造成等の規制                      第1 趣旨                      災害に伴う<u>宅地及び農地等</u>の被害を防止するため、宅地造成等の規制について定める。</p> <p>第2 内容                      1 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく区域等の指定                      県は、宅地造成等に伴う災害が生じるおそれのある地域を<u>宅地造成等工事規制区域に、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害が生じるおそれのある地域を特定盛土等規制区域に指定し、基礎調査の結果、必要と認めるときは区域の見直し</u>を行うこととする。</p> <p>また、<u>宅地造成又は特定盛土等による災害で相当数の居住者等に危害を生ずるおそれがあると見込まれる地域は、基礎調査において造成宅地防災区域の指定を検討することとする。</u></p> <p>また、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p> <p>2 宅地防災パトロールと措置                      (1) 県は、今後行われる<u>宅地造成等の工事</u>に対し、<u>法令</u>に定める技術的基準を確実に履行させるとともに、パトロールを強化し、無許可工事等の違反工事の発見に努めることとする。                      (2) 県、市町は、造成された宅地について、必要に応じ、警察署・消防機関の協力を得て、梅雨及び台風期に備えた宅地防災パトロールを実施し、災害のおそれのある宅地については関係者に対し防災措置を指導するなど必要な措置を行うこととする。                      ① 防災措置についての文書による指導                      ② 宅地所有者等関係者の聴聞、勧告                      ③ <u>法令</u>に基づく工事の停止、<u>土地</u>の使用禁止及び必要措置の命令</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>④ <u>宅地造成等規制法第17条</u>に基づく改善命令</p> <p>(3) 県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを公開し、宅地防災パトロールの点検箇所の選定に活用するとともに、マップの周知により県民の防災意識の向上を図る。</p> <p>3 宅地防災相談所の設置</p> <p>県は、宅地造成等規制法の周知を図るとともに、宅地造成工事規制区域内外における適正な宅地造成工事を指導し、また、既存宅地の保全についての県民の相談窓口を開設することとする。</p> <p>(1) 常設相談所</p> <p>県まちづくり部建築指導課、各県民局（西播磨県民局を除く。）及び中播磨県民センターのまちづくり建築課</p> <p>(2) 現地巡回相談所</p> <p>梅雨及び台風時期の前に必要に応じて設置</p> <p>4 <u>宅地造成等規制法</u>の権限を有する市との連携</p> <p>県内の宅地造成等規制法の権限を有する市と連携し、上記2・3について県内統一的な実施を図る。</p>	<p>④ <u>法令</u>に基づく改善命令</p> <p>(3) 県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを公開し、宅地防災パトロールの点検箇所の選定に活用するとともに、マップの周知により県民の防災意識の向上を図る。</p> <p>3 宅地防災相談所の設置</p> <p>県は、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>の周知を図るとともに、適正な宅地造成等の工事を指導し、また、既存宅地の保全についての県民の相談窓口を開設することとする。</p> <p>(1) 常設相談所</p> <p>県まちづくり部建築指導課、各県民局（西播磨県民局を除く。）及び中播磨県民センターのまちづくり建築課</p> <p>(2) 現地巡回相談所</p> <p>梅雨及び台風時期の前に必要に応じて設置</p> <p>4 <u>法令</u>の権限を有する市との連携</p> <p>県内の権限を有する市と連携し、上記2・3について県内統一的な実施を図る。</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第6節 交通関係施設の整備</p> <p>第2款 港湾施設の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 防災拠点として活用する港湾施設の整備</p> <p>(1) 耐震強化岸壁等の整備</p> <p>姫路港、尼崎西宮芦屋港、東播磨港で岸壁を耐震強化に改良するとともに、背後地域へのアクセス道路・橋梁の耐震強化を図ることとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第6節 交通関係施設の整備</p> <p>第2款 港湾施設の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 防災拠点として活用する港湾施設の整備</p> <p>(1) 耐震強化岸壁等の整備</p> <p>姫路港、尼崎西宮芦屋港、東播磨港において岸壁の耐震強化を進めるとともに、背後地域へのアクセス道路・橋梁の耐震強化を図ることとする。</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 調査研究体制等の強化</p> <p>第1節 地震観測体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県内の地震動の観測施設</p> <p>(1) 気象庁の行う観測</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 調査研究体制等の強化</p> <p>第1節 地震観測体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県内の地震動の観測施設</p> <p>(1) 気象庁の行う観測</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>気象庁は、地震発生時の地震の規模や震源の決定、各地の震度、津波発生の有無・規模の判定と来襲地域予想、<u>M3以上の地震</u>に関する調査研究のため、地震計・計測震度計等を設置して観測を行っており、報道機関にも情報を提供している。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4)事業者が行う観測</p> <p>鉄道事業者等が地震発生時の安全確保のため、設置している地震計は次のとおり。</p> <p>県内の設置数 JR 西日本 <u>14</u></p> <p>2 県内の潮位の観測施設</p> <p>気象庁、県は、津波の高さ等を観測するため、県内 17 箇所の検潮所を設置している。</p>	<p>気象庁は、地震発生時の地震の規模や震源の決定、各地の震度、津波発生の有無・規模の判定と来襲地域予想、地震に関する調査研究のため、地震計・計測震度計等を設置して観測を行っており、報道機関にも情報を提供している。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4)事業者が行う観測</p> <p>鉄道事業者等が地震発生時の安全確保のため、設置している地震計は次のとおり。</p> <p>県内の設置数 JR 西日本 <u>12</u></p> <p>2 県内の潮位の観測施設</p> <p>気象庁、県は、津波の高さ等を観測するため、県内 17 箇所の検潮所を設置している。</p>



地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画                      第5章 調査研究体制等の強化                      第2節 地震に関する調査研究の推進                      第1 (略)                      第2 内容                      1～2 (略)                      3 防災関係機関における調査研究                      (1)～(2) (略)                      (3) 国連防災期間 (UNDRR) 駐日事務所</p>	<p>第2編 災害予防計画                      第5章 調査研究体制等の強化                      第2節 地震に関する調査研究の推進                      第1 (略)                      第2 内容                      1～2 (略)                      3 防災関係機関における調査研究                      (1)～(2) (略)                      (3) 国連防災機関 (UNDRR) 神戸事務所</p>
<p>第2編 災害予防計画                      第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承                      第4節 国際防災・人道支援拠点の形成                      第1 (略)                      第2 内容                      1 国際防災・人道支援拠点の形成                      (略)</p> <p>(1) 設立日 平成14年10月10日                      (2) 事務局 人と防災未来センター                      (3) 構成機関 (19機関)</p> <p>アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)、アジア防災センター(ADRC)、神戸地方気象台、国際エメックスセンター、国際協力機構(JICA)国際センター、国際防災復興協力機構(IRP)、国際連合人道問題調整事務所(OCHA)神戸、国連防災機関(UNDRR)駐日事務所、世界保健機構(WHO)健康開発総合研究センター(神戸センター)、地球環境戦略研究機構(IGES)関西研究センター、日本赤十字社兵庫県支部、阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター(DRI)、兵庫県こころのケアセンター、ひょうご震災記念 21世紀研究機構、兵庫県災害医療センター、防災科学技術研究所兵庫耐震工学研究センター(E-ディフェンス)、兵庫県立大学防災教育センター、神戸赤十字病院、兵庫県立大学大学</p>	<p>第2編 災害予防計画                      第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承                      第4節 国際防災・人道支援拠点の形成                      第1 (略)                      第2 内容                      1 国際防災・人道支援拠点の形成                      (略)</p> <p>(1) 設立日 平成14年10月10日                      (2) 事務局 人と防災未来センター                      (3) 構成機関 (19機関)</p> <p>アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)、アジア防災センター(ADRC)、神戸地方気象台、国際エメックスセンター、国際協力機構(JICA)関西センター、国際防災復興協力機構(IRP)、国際連合人道問題調整事務所(OCHA)神戸、国連防災機関(UNDRR)神戸事務所、世界保健機構(WHO)健康開発総合研究センター(神戸センター)、地球環境戦略研究機構(IGES)関西研究センター、日本赤十字社兵庫県支部、阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター(DRI)、兵庫県こころのケアセンター、ひょうご震災記念 21世紀研究機構、兵庫県災害医療センター、防災科学技術研究所兵庫耐震工学研究センター(E-ディフェンス)、兵庫県立大学防災教育センター、神戸赤十字病院、兵庫県立大学大学</p>

地震災害対策計画

現 行				修 正 案					
院減災復興政策研究科				院減災復興政策研究科					
<p>2 国際防災協力の推進</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国際防災協力の推進</p> <p><u>県は、災害時の応急対策等の実施に要する資金を国連中央緊急対応基金に拠出するなど、「兵庫行動枠組」の具体化による国際防災協力の推進を図っていくこととする。</u></p> <p><u>[新設]</u></p>				<p>2 国際防災協力の推進</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国際防災協力の推進</p> <p><u>県は、阪神・淡路大震災の復旧・復興の中で生まれた「創造的復興 (Build Back Better)」の理念を、国内のみならず世界に発信し、国際防災の推進を図ることとする。</u></p>					
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承</p> <p>第5節 住宅再建共済制度の推進</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>(略)</p> <p>(兵庫県住宅再建共済制度の概要)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 共済制度の概要</p>				<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承</p> <p>第5節 住宅再建共済制度の推進</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>(略)</p> <p>(兵庫県住宅再建共済制度の概要)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 共済制度の概要</p>					
区分		住宅再建共済制度	マンション共用部分再建共済制度	区分		住宅再建共済制度	マンション共用部分再建共済制度	家財再建共済制度	
複数年一括支払割引	3年 〔一部 損壊特約〕	1戸につき1,000円 (1戸につき100円)	500円×住戸数  (50円×住戸数)	1戸につき300円 ※ 住宅再建共済制度加入者(同時加入を含む)は、200円	複数年一括支払割引	3年 〔 <u>準</u> 半壊特約〕	1戸につき1,000円 (1戸につき100円)	500円×住戸数  (50円×住戸数)	1戸につき300円 ※ 住宅再建共済制度加入者(同時加入を含む)は、200円
	5年 〔一部 損壊特約〕	1戸につき2,000円 (1戸につき200円)	1,000円×住戸数  (100円×住戸数)	1戸につき600円 ※ 住宅再建共済制度加入者(同時加入を含む)		5年 〔 <u>準</u> 半壊特約〕	1戸につき2,000円 (1戸につき200円)	1,000円×住戸数  (100円×住戸数)	1戸につき600円 ※ 住宅再建共済制度加入者(同時加入を含む)



地震災害対策計画

現 行					修 正 案				
			戸数)	は、400 円			戸数)	は、400 円	
	10 年 〔一部 損壊特約〕	1 戸につき 5,000 円 (1 戸につき 500 円)	2,500 円 × 住 戸数  (250 円 × 住 戸数)	1 戸につき 1,500 円 ※ 住宅再建共済制度加 入者 (同時加入を含む) は、1,000 円		10 年 〔進 半壊特約〕	1 戸につき 5,000 円 (1 戸につき 500 円)	2,500 円 × 住 戸数  (250 円 × 住 戸数)	1 戸につき 1,500 円 ※ 住宅再建共済制度加 入者 (同時加入を含む) は、1,000 円

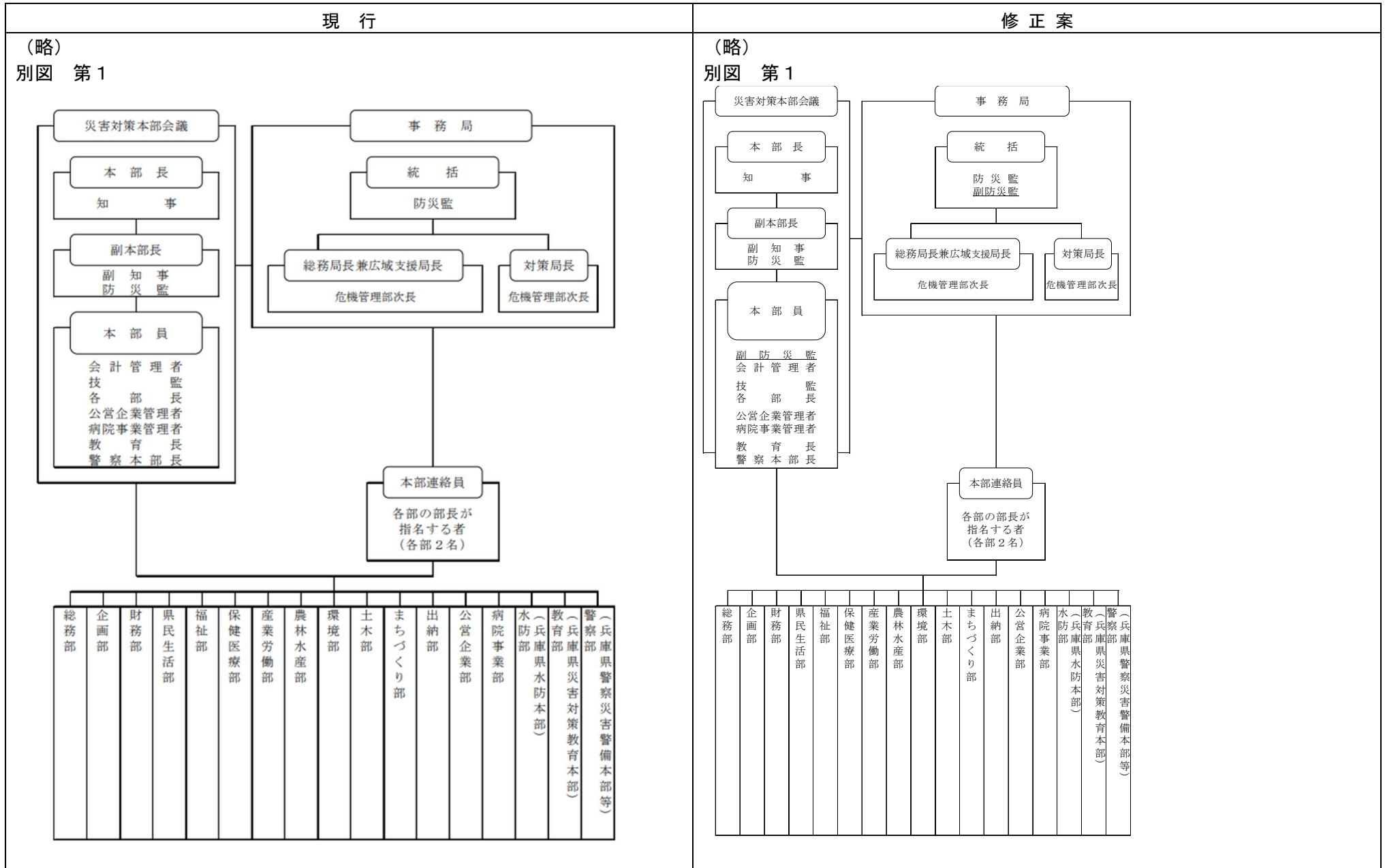
地震災害対策計画

現 行	修 正 案								
<p>第3編 災害応急対策計画                      第2章 迅速な災害応急活動体制の確立                      第1節 組織の設置                      第1 (略)                      第2 内容                      1 県の組織                      (1)兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部                      ①組織の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">兵庫県災害対策本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">そ の 他</td> <td>1 災害対策本部が設置されたときは、兵庫県水防本部、兵庫県警察災害警備本部（又は兵庫県警察災害警備連絡本部）、兵庫県災害対策教育部本部を、それぞれ災害対策本部の水防部、警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	兵庫県災害対策本部	そ の 他	1 災害対策本部が設置されたときは、兵庫県水防本部、兵庫県警察災害警備本部（又は兵庫県警察災害警備連絡本部）、兵庫県災害対策教育部本部を、それぞれ災害対策本部の水防部、警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。	<p>第3編 災害応急対策計画                      第2章 迅速な災害応急活動体制の確立                      第1節 組織の設置                      第1 (略)                      第2 内容                      1 県の組織                      (1)兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部                      ①組織の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">兵庫県災害対策本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">そ の 他</td> <td>1 災害対策本部が設置されたときは、兵庫県水防本部、兵庫県警察災害警備本部（又は兵庫県警察災害警備対策室）、兵庫県災害対策教育部本部を、それぞれ災害対策本部の水防部、警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	兵庫県災害対策本部	そ の 他	1 災害対策本部が設置されたときは、兵庫県水防本部、兵庫県警察災害警備本部（又は兵庫県警察災害警備対策室）、兵庫県災害対策教育部本部を、それぞれ災害対策本部の水防部、警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。
名 称	兵庫県災害対策本部								
そ の 他	1 災害対策本部が設置されたときは、兵庫県水防本部、兵庫県警察災害警備本部（又は兵庫県警察災害警備連絡本部）、兵庫県災害対策教育部本部を、それぞれ災害対策本部の水防部、警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。								
名 称	兵庫県災害対策本部								
そ の 他	1 災害対策本部が設置されたときは、兵庫県水防本部、兵庫県警察災害警備本部（又は兵庫県警察災害警備対策室）、兵庫県災害対策教育部本部を、それぞれ災害対策本部の水防部、警察部、教育部とし、組織の一元化を図ることとする。								

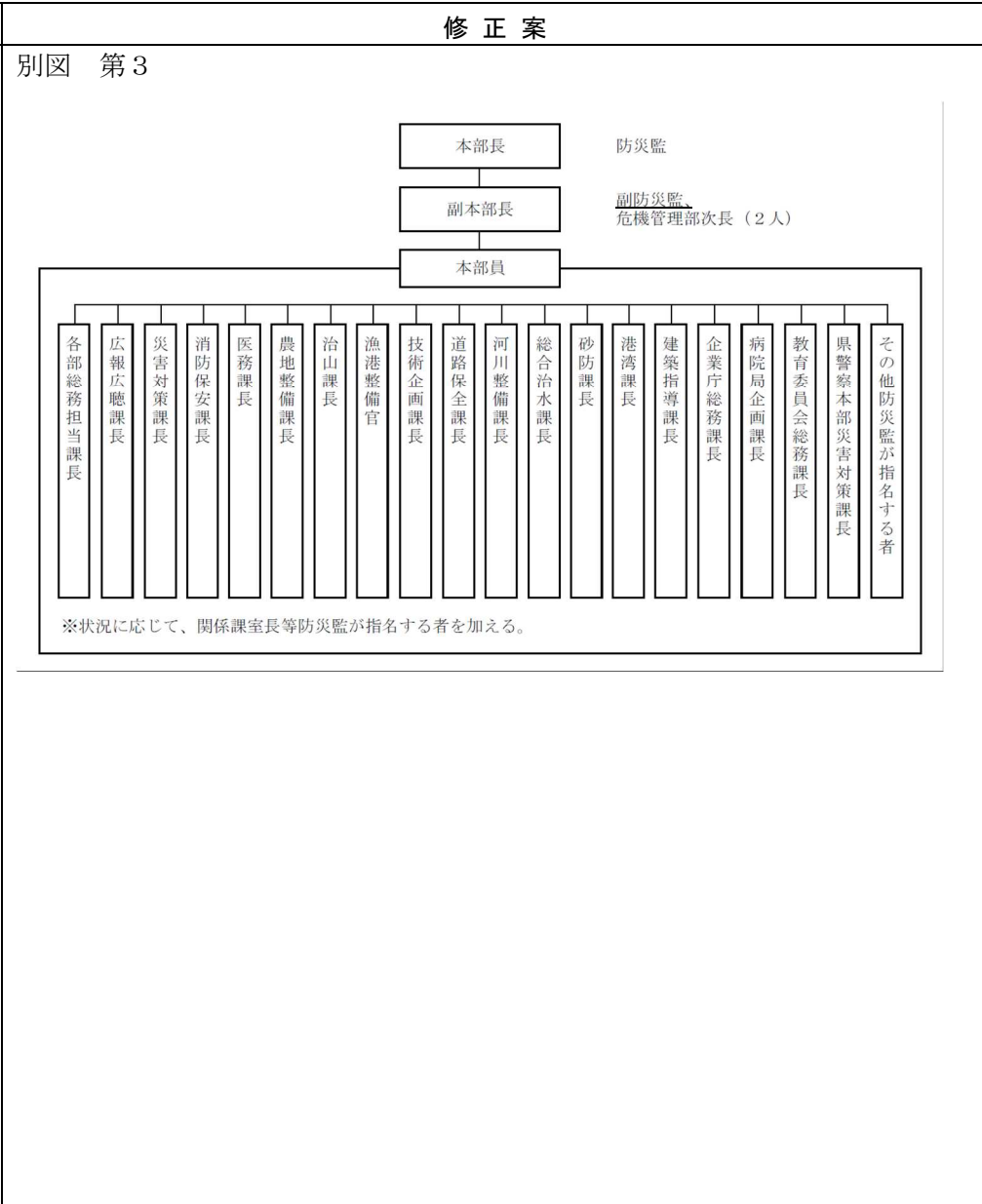
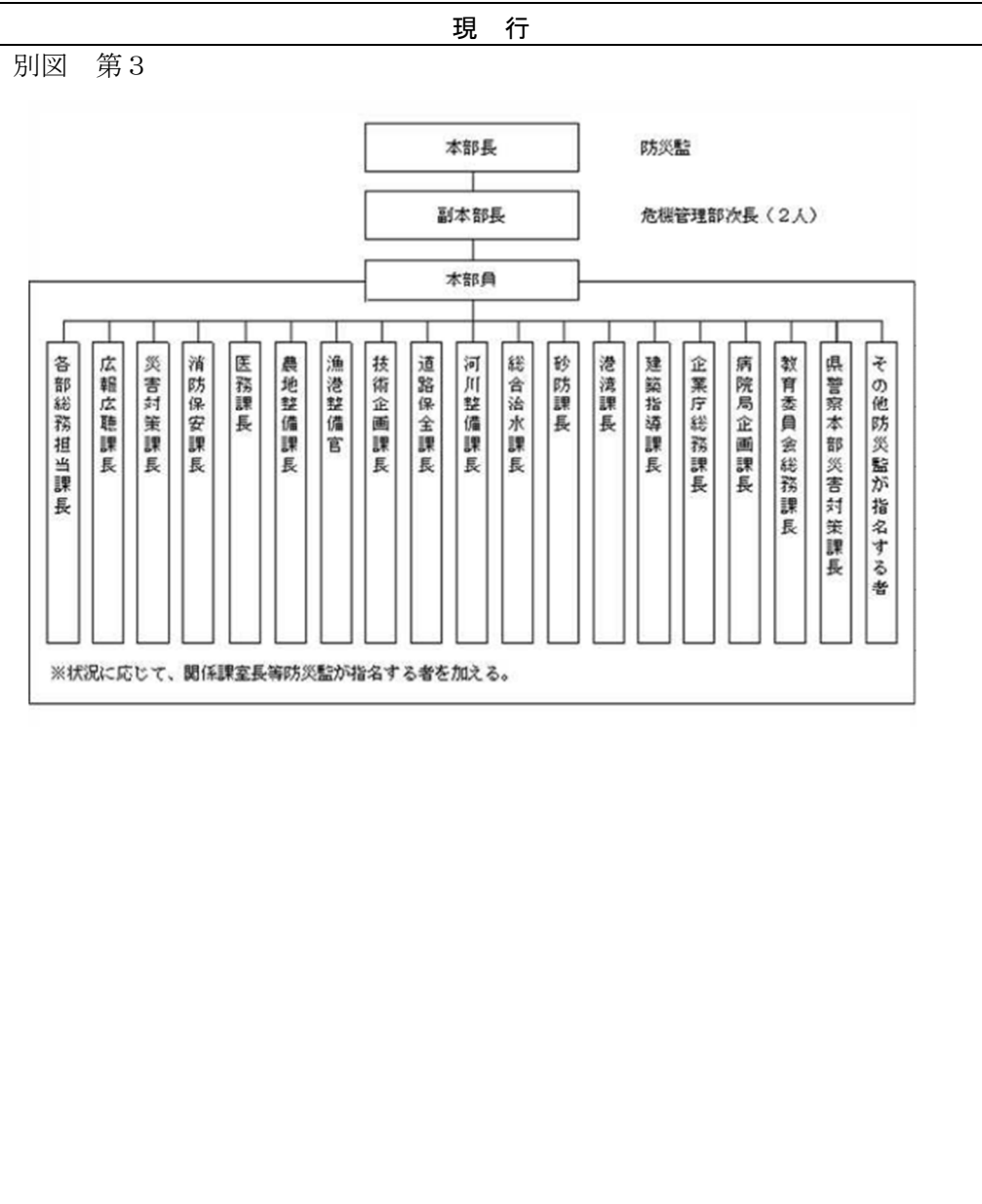
地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>②伝達方法 ア 災害対策本部 災害対策本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。</p> <p>イ 災害対策地方本部 災害対策地方本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。</p>	<p>②伝達方法 ア 災害対策本部 災害対策本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。</p> <p>イ 災害対策地方本部 災害対策地方本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。</p>

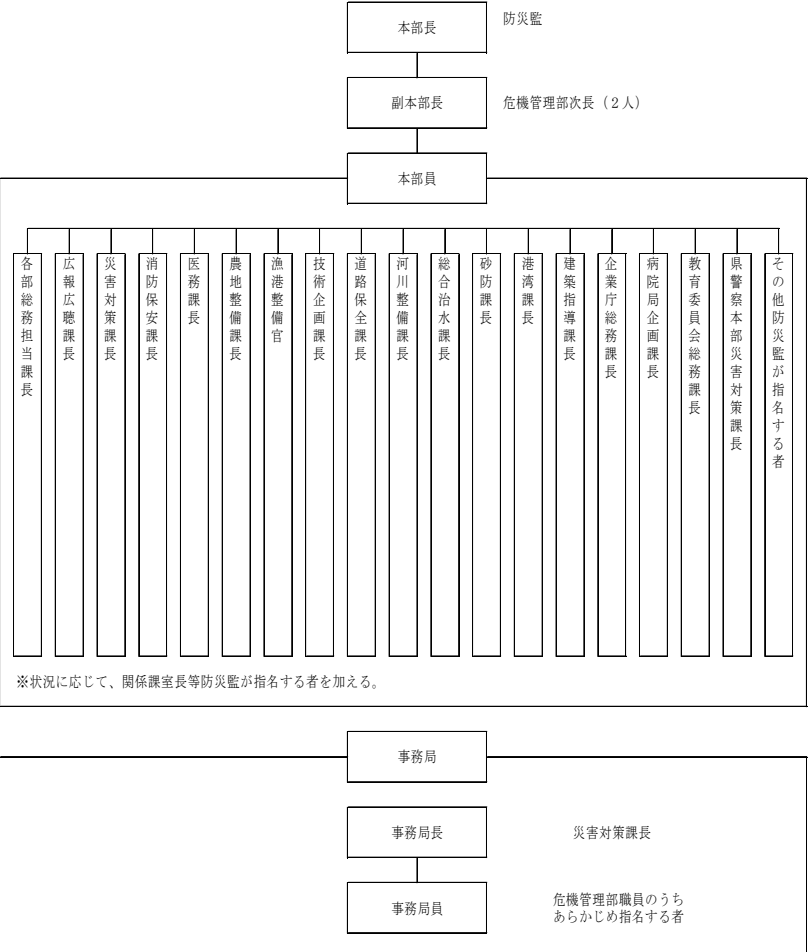
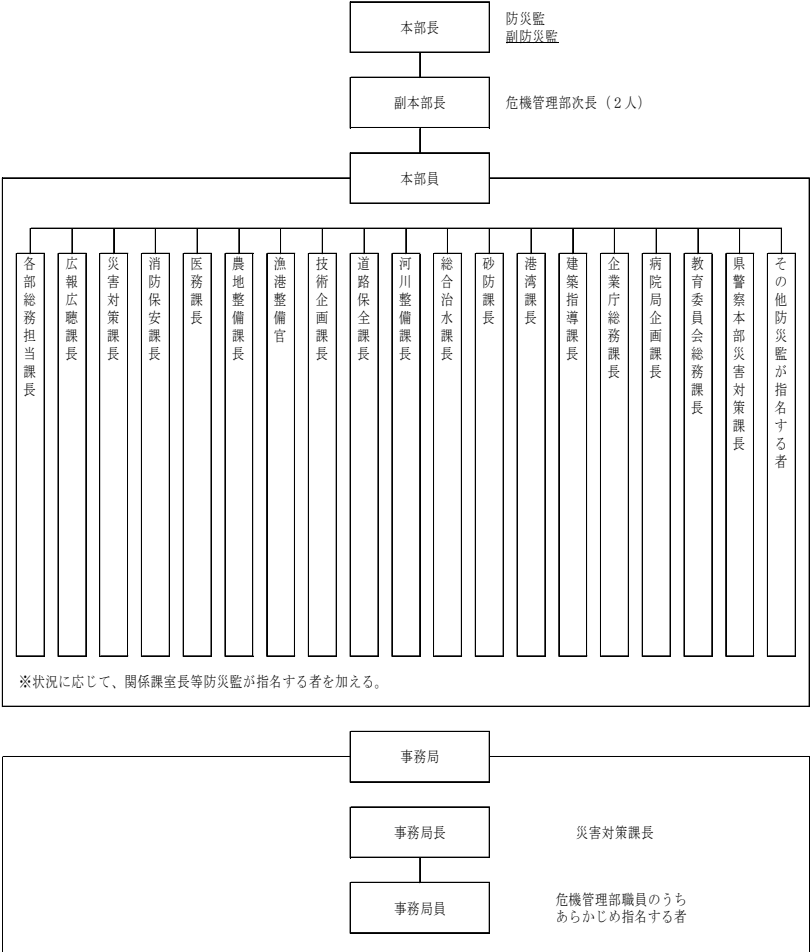
地震災害対策計画



地震災害対策計画



地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>② 津波災害の警戒に当たるために設置する場合</p>  <p>※状況に応じて、関係課室長等防災監が指名する者を加える。</p>	<p>② 津波災害の警戒に当たるために設置する場合</p>  <p>※状況に応じて、関係課室長等防災監が指名する者を加える。</p>
<p>第3編 災害応急対策計画                  第2章 迅速な災害応急活動体制の確立                  第3節 情報の収集・伝達                  第1款 予警報等の発表・伝達</p>	<p>第3編 災害応急対策計画                  第2章 迅速な災害応急活動体制の確立                  第3節 情報の収集・伝達                  第1款 予警報等の発表・伝達</p>

地震災害対策計画

現 行					修 正 案						
第1 (略) 第2 内容 1 地震・津波の発生等に関する情報（大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言等を除く） (略) (津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ)					第1 (略) 第2 内容 1 地震・津波の発生等に関する情報（大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言等を除く） (略) (津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ)						
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の 区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の 区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表					数値での発表	巨大地震の場合の発表	
津波注意報	予想される津波の高さが、 0.2m以上、1m以下であつて、津波災害のおそれがある場合	0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1 m	1 m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がつて、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	津波注意報	予想される津波の高さが、 0.2m以上、1m以下であつて、津波災害のおそれがある場合	0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1 m	1 m	(表記なし)	海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要がある。海の中にいる人はただちに海から上がつて、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
(略) (2) 地震及び津波に関する情報の発表 (略)					(略) (2) 地震及び津波に関する情報の発表 (略)						

地震災害対策計画

現 行			修 正 案		
(地震情報・種類と発表基準及び内容)			(地震情報・種類と発表基準及び内容)		
地震情報の種類	発表基準	内 容	地震情報の種類	発表基準	内 容
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)	長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。
(略)			(略)		
(3) 緊急地震速報(警報)の実施および実施基準等 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域)に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられている。			(3) 緊急地震速報(警報)の実施および実施基準等 気象庁は、震度5弱以上または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上を予想した地域(緊急地震速報で用いる区域)に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、緊急地震速報(警報)のうち、震度6弱以上または長周期地震動階級4を予想した場合は、地震動特別警報に位置づけられている。		
第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 第4款 被災者支援のための情報の収集・活用 [実施機関：県、市町] 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 被災者台帳の作成 市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めることとする。			第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 第4款 被災者支援のための情報の収集・活用 [実施機関：県危機管理部、市町] 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 被災者台帳の作成 市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めることとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。		



地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>3 (略) <u>(新設)</u></p>	<p>3 (略) 4 <u>安否不明者等の氏名等の公表</u> 県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために、安否不明者等の氏名等を原則公表する。 あわせて、県は、発災時に備え、平時から安否不明者等の氏名等の公表について市町等と連携の上、あらかじめ方針等を定める。</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第4節 防災関係機関等との連携促進 第1款 自衛隊への派遣要請 第1 (略) 第2 内容 1～6 (略) 7 活動内容 (1)～(7) (略) <u>(8) 通信支援</u> <u>災害派遣部隊の通信連絡に支障を来さない限度で実施</u> (9) (略) <u>(10) 炊飯及び給水</u> <u>炊飯及び給水の支援</u> (11) (略) (12) (略) (13) (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第4節 防災関係機関等との連携促進 第1款 自衛隊への派遣要請 第1 (略) 第2 内容 1～6 (略) 7 活動内容 (1)～(7) (略) (8) (略) <u>(9) 給食、給水及び入浴支援</u> <u>給食、給水及び入浴支援</u> <u>※入浴支援については上級部隊への依頼及び調整が必要</u> (10) (略) (11) (略) (12) (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第5節 災害救助法の適用 第1 (略) 第2 内容 1 適用基準 知事は、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次の各号のいずれかに該当するときに、災害救助法を適用することとする。(救助実施市を除く)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第5節 災害救助法の適用 第1 (略) 第2 内容 1 適用基準 知事は、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次の各号のいずれかに該当するときに、災害救助法を適用することとする。(救助実施市を除く)</p>

現 行	修 正 案
<p>(1) 市町内で住家の滅失世帯数が基準以上であること（災害救助法施行令第1条第1項第1号）</p> <p>(2) 県の区域内で住家の滅失世帯数が2,500世帯以上に達し、かつ、市町の区域内で住家の滅失世帯数が基準以上であること（災害救助法施行令第1条第1項第2号）</p> <p>(3) 県の区域内で住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合、又は住家の滅失世帯が多数で被害地域が他の集落から隔離、又は孤立している等のため生活必需品などの補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合（災害救助法施行令第1条第1項第3号）</p> <p>(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当すること（災害救助法施行令第1条第1項第4号）</p> <p>① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。</p> <p>② 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 救助の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実施内容</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p>	<p>(1) <u>災害が発生した段階の適用（法第2条第1項）</u></p> <p>① 市町内で住家の滅失世帯数が基準以上であること（災害救助法施行令第1条第1項第1号）</p> <p>② 県の区域内で住家の滅失世帯数が2,500世帯以上に達し、かつ、市町の区域内で住家の滅失世帯数が基準以上であること（災害救助法施行令第1条第1項第2号）</p> <p>③ 県の区域内で住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合、又は住家の滅失世帯が多数で被害地域が他の集落から隔離、又は孤立している等のため生活必需品などの補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合（災害救助法施行令第1条第1項第3号）</p> <p>④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当すること（災害救助法施行令第1条第1項第4号）</p> <p>ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。</p> <p>イ 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。</p> <p>(2) <u>災害が発生するおそれ段階の適用（法第2条第2項）</u></p> <p><u>災害が発生するおそれがある場合において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域内の市町において被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする場合</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 救助の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実施内容</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p> <p><u>ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む）</u></p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第1節 消火活動等の実施            第2款 水防活動の実施            第1 (略)            第2 内容            1～3 (略)            4 水防指令及び水防警報            (1)～(2) (略)            (3) 知事の発する水防警報            ア (略)            イ 津波にかかる水防警報の対象河川は下記のとおりとする。但し、国土交通省が管理する河川の区域を除く。            兵庫県南海トラフ巨大地震津波浸水想定図の津波浸水想定区域内にある全河川(但し、一級及び二級河川に限る。)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第1節 消火活動等の実施            第2款 水防活動の実施            第1 (略)            第2 内容            1～3 (略)            4 水防指令及び水防警報            (1)～(2) (略)            (3) 知事の発する水防警報            ア (略)            イ 津波にかかる水防警報の対象河川は下記のとおりとする。但し、国土交通省が管理する河川の区域を除く。            兵庫県南海トラフ巨大地震津波浸水想定図及び日本海沿岸地域津波浸水想定図の津波浸水想定区域内にある全河川(但し、一級及び二級河川に限る。)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第2節 救助・救急、医療対策の実施            第3款 医療・助産対策の実施            第1 (略)            第2 内容            1 (略)            2 救護所の設置            (1) 市町は、次の場合に救護所を設置することとする。なお県は、救護所では対応しきれない場合には、救護センターを設置することとする。            ①～② (略)            ③被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合            3 (略)            4 県における情報収集・提供            (1)情報の収集</p>	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第2節 救助・救急、医療対策の実施            第3款 医療・助産対策の実施            第1 (略)            第2 内容            1 (略)            2 救護所の設置            (1) 市町は、次の場合に救護所を設置することとする。なお県は、救護所では対応しきれない場合には、救護センターを設置することとする。            ①～② (略)            ③被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかる等の理由で、被災地での対応が必要な場合            3 (略)            4 県における情報収集・提供            (1)情報の収集</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>①～② (略)</p> <p>③県(薬務課)は、以下の情報収集を行うこととする。</p> <p>ア 赤十字血液センターに対する血液製剤等の備蓄量の照会</p> <p>イ 調達可能な医薬品等の種類・数量の確認</p> <p>(2) 情報の提供</p> <p>①県は、厚生労働省に対し、被災状況等について把握した情報を逐次報告するとともに、報道機関の協力のもと、県民等に対し、次のとおり情報提供を行うこととする。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>9 医薬品等の供給</p> <p>(1) 品目</p> <p>(略)</p> <p>※ 県、市町等は、特に、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に配慮することとする。</p> <p>10 医療機関のライフラインの確保</p> <p>(1) 県は、市町と連携を図りながら、水道、電気、ガス等ライフライン関係事業者に対し、医療機関のライフラインの早期復旧のための協力を要請することとする。</p>	<p>①～② (略)</p> <p>③県(薬務課)は、以下の情報収集を行うこととする。</p> <p>ア <u>薬剤師会に対し薬局会員及び患者(利用者)の被災状況の確認</u></p> <p>イ 赤十字血液センターに対する血液製剤等の備蓄量の照会</p> <p>ウ 調達可能な医薬品等の種類・数量の確認</p> <p>(2) 情報の提供</p> <p>①県は、厚生労働省に対し、被災状況等について把握した情報を逐次報告するとともに、報道機関の協力のもと、<u>関係機関</u>や県民等に対し、次のとおり情報提供を行うこととする。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>9 医薬品等の供給</p> <p>(1) 品目</p> <p>(略)</p> <p>※ 県、市町等は、特に、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保を行うこととする。</p> <p>10 医療機関のライフラインの確保</p> <p>(1) 県は、市町と連携を図りながら、<u>電気、水道、ガス等</u>ライフライン関係事業者に対し、<u>医療機関(とくに病院)</u>のライフラインの<u>優先的</u>復旧のための協力を<u>速やかに</u>要請することとする。</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策の実施</p> <p>第1款 交通の確保対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 陸上交通の確保</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策の実施</p> <p>第1款 交通の確保対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 陸上交通の確保</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) <u>交通マネジメント</u></p> <p><u>近畿地方整備局は、大規模災害発生後、道路の通行止め状況や渋滞状況、迂回路状況を各道路管理者や警察等が情報を共有し、渋滞緩和や交通量抑制のためのソフト・ハード対策等の検討を行うため、必要に応じて国、県、警察、市町等で構成する「兵庫県災害時交通マネジメント検討会」を組織</u></p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第4節 避難対策の実施            第1 (略)            第2 内容            1～2 (略)            3 避難所の開設・運営等            (1)～(4)            (5) 保健・衛生対策            ①～⑤ (略)            ⑥ 感染症予防対策            ア～イ (略)            ウ 県（健康福祉事務所）及び保健所設置市の保健所は、<u>自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局に対して、平時からの協議に基づき、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</u></p>	<p>する。</p> <p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第4節 避難対策の実施            第1 (略)            第2 内容            1～2 (略)            3 避難所の開設・運営等            (1)～(4)            (5) 保健・衛生対策            ①～⑤ (略)            ⑥ 感染症予防対策            ア～イ (略)            ウ 県（健康福祉事務所）及び保健所設置市の保健所は、<u>新型コロナウイルス感染症等感染症患者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局に対して、平時からの協議に基づき、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</u></p>
<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施            第1款 精神医療の実施            第1 (略)            第2 内容            1～2 (略)            3 災害拠点精神科病院  <u>県は、災害時の精神医療体制を確保し、精神疾患を有する患者への医療提供、及び地域の精神医療機能を支援することを目的として災害拠点精神科病院の指定を行う。</u></p>	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施            第1款 精神医療の実施            第1 (略)            第2 内容            1～2 (略)            3 災害拠点精神科病院  <u>県及び災害拠点精神科病院（県下3精神科病院）は、災害時の精神医療体制を確保し、精神疾患を有する患者への医療提供、及び地域の精神医療機能を支援する。</u></p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施            第4款 感染症対策の実施            第1 (略)            第2 内容            1 (略)            2 災害時感染症対策活動            (1) 県、保健所設置市の活動            ①～③ (略)            ④患者等に関する措置            県、保健所設置市は、被災地において、1類感染症、2類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者、並びに1類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の無症状病原体保有者等（<u>感染症法に基づき入院勧告等が必要な感染症患者等</u>）が発生したときは、速やかに第1種感染症指定医療機関又は第2種感染症指定医療機関に入院の勧告又は措置をとることとし、感染症指定医療機関が災害により使用できない場合は、近隣の感染症指定医療機関又はその他適当と認められる医療機関に入院の勧告又は措置をとることとする。</p> <p>(2) 保健所設置市以外の市町の対策            ①～② (略)            ③消毒方法            市町（保健所設置市を除く）は、<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）</u>に基づく消毒の実施について指示があった場合には、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒を行うこととする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施            第4款 感染症対策の実施            第1 (略)            第2 内容            1 (略)            2 災害時感染症対策活動            (1) 県、保健所設置市の活動            ①～③ (略)            ④患者等に関する措置            県、保健所設置市は、被災地において、1類感染症、2類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者、並びに1類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の無症状病原体保有者等（<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）</u>）に基づき入院勧告等が必要な感染症患者等）が発生したときは、速やかに第1種感染症指定医療機関又は第2種感染症指定医療機関に入院の勧告又は措置をとることとし、感染症指定医療機関が災害により使用できない場合は、近隣の感染症指定医療機関又はその他適当と認められる医療機関に入院の勧告又は措置をとることとする。</p> <p>(2) 保健所設置市以外の市町の対策            ①～② (略)            ③消毒方法            市町（保健所設置市を除く）は、<u>感染症法に基づく消毒の実施</u>について指示があった場合には、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒を行うこととする。</p>
<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第8節 生活救援対策の実施            第1 (略)            第2 内容            1～7 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第8節 生活救援対策の実施            第1 (略)            第2 内容            1～7 (略)</p>

現 行	修 正 案
<p>8 金融対策</p> <p><u>(1) 日本銀行は、市中金融機関からの現金手当要請に対応することとする。</u></p> <p><u>(2) 日本銀行は、被災状況により、金融特例措置の発動や損傷銀行券引換業務の休日対応等を行うこととする。</u></p>	<p>8 金融対策</p> <p><u>日本銀行は、関係行政機関との密接な連携を図りつつ、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、その他関連法令等の規定に基づき、所要の措置を講じる。災害応急対策に従事する者および関係者の安全の確保を最優先とした上で災害応急対策を的確かつ迅速に実施する。</u></p> <p><u>(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節</u></p> <p><u>① 通貨の円滑な供給の確保</u></p> <p><u>被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。</u></p> <p><u>なお、被災地における損傷日本銀行券および損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>② 現金供給のための輸送、通信手段の確保</u></p> <p><u>被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送または通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。</u></p> <p><u>③ 通貨および金融の調節</u></p> <p><u>災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨および金融の調節を行う。</u></p> <p><u>(2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</u></p> <p><u>① 決済システムの安定的な運行に係る措置</u></p> <p><u>災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないよう考慮し適切な措置を講ずることを要請する。</u></p> <p><u>② 資金の貸付け</u></p> <p><u>災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。</u></p> <p><u>(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置</u></p> <p><u>関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう</u></p>

現 行	修 正 案
	<p><u>必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長または休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長または休日臨時営業を行う。</u></p> <p><u>(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</u></p> <p><u>必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。</u></p> <p><u>① 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。</u></p> <p><u>② 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻しまたは預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。</u></p> <p><u>③ 電子交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。</u></p> <p><u>④ 損傷日本銀行券および貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。</u></p> <p><u>⑤ 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。</u></p> <p><u>(5) 各種措置に関する広報</u></p> <p><u>災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。</u></p> <p><u>とくに金融機関に対し、営業時間延長、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置および損傷日本銀行券・貨幣の引換え要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。</u></p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第9節 要配慮者支援対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 生活支援</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 避難所等における配慮</p> <p>①～② (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第9節 要配慮者支援対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 生活支援</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 避難所等における配慮</p> <p>①～② (略)</p>



地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>③ 福祉サービスの提供</p> <p>県、市町は、福祉サービスが必要な要介護高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、訪問介護員の派遣等、きめ細かな対応に努めることとする。その際、避難所においても介護保険サービスの利用が可能であることに留意することとする。</p>	<p>③ 福祉サービスの提供</p> <p>県、市町は、福祉サービスが必要な要介護高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、訪問介護員の派遣等、きめ細かな対応に努めることとする。その際、避難所においても介護保険サービス及び障害福祉サービスの利用が可能であることに留意することとする。</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施</p> <p>第3款 災害放送の要請</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 防災情報の提供のための放送</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 放送要請に関する連絡調整を円滑かつ確実なものとするため、知事あつては危機管理部総務課長、(株)ラジオ関西代表取締役社長にあつては編成営業局編成部長を連絡責任者としてすることとする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施</p> <p>第3款 災害放送の要請</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 防災情報の提供のための放送</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 放送要請に関する連絡調整を円滑かつ確実なものとするため、知事あつては危機管理部総務課長、(株)ラジオ関西代表取締役社長にあつてはデジタル戦略局プロデュース部長を連絡責任者としてすることとする。</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第12節 廃棄物対策の実施</p> <p>第1款 ガレキ対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 市町の措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 処理作業過程</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県等への応援要請</p> <p>市町は、近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、「兵庫県災害 廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請することとする。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、(公財)ひょうご環境創造協</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第12節 廃棄物対策の実施</p> <p>第1款 ガレキ対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 市町の措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 処理作業過程</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県等への応援要請</p> <p>市町は、近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、<u>応援協定を締結している事業者に対して</u>応援を要請するとともに、「兵庫県災害 廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請することとする。県内市町や他府</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>会の活用または県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、(公財)ひょうご環境創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。</p>	<p>県市町村等による応援が困難な場合は、(公財)ひょうご環境創造協会の活用または県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、(公財)ひょうご環境創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。</p>
<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第12節 廃棄物対策の実施            第2款 ごみ処理対策の実施            第1 (略)            第2 内容            1 市町の措置            (1) (略)            (2) 処理作業過程            ①～② (略)            ③ 県等への応援要請            ア (略)            イ 市町は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請することとする。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、(公財)ひょうご環境創造協会の活用または県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、(公財)ひょうご環境創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第12節 廃棄物対策の実施            第2款 ごみ処理対策の実施            第1 (略)            第2 内容            1 市町の措置            (1) (略)            (2) 処理作業過程            ①～② (略)            ③ 県等への応援要請            ア (略)            イ 市町は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、<u>応援協定を締結している事業者</u>に対して応援を要請するとともに、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請することとする。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、(公財)ひょうご環境創造協会の活用または県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、(公財)ひょうご環境創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。</p>
<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第12節 廃棄物対策の実施            第3款 し尿処理対策の実施            第1 (略)            第2 内容            1 市町の措置</p>	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第12節 廃棄物対策の実施            第3款 し尿処理対策の実施            第1 (略)            第2 内容            1 市町の措置</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 県等への応援要請</p> <p>① (略)</p> <p>② 市町は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して、広域的な応援を要請することとする。</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 県等への応援要請</p> <p>① (略)</p> <p>② 市町は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、<u>応援協定を締結している事業者に対して応援を要請するとともに、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して、広域的な応援を要請することとする。</u></p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第14節 災害ボランティアの派遣・受け入れ</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)災害ボランティアの受け入れ・派遣に当たっての基本事項</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨感染症の拡大が懸念される状況下では、県及び市町は、<u>感染予防措置を徹底することとする。ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図り、また、県は、災害ボランティアのPCR検査費用を支援するなど派遣環境を整備すること。</u></p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第14節 災害ボランティアの派遣・受け入れ</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)災害ボランティアの受け入れ・派遣に当たっての基本事項</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨感染症の拡大が懸念される状況下では、県及び市町は、<u>感染予防措置を徹底し、ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図ることとする。</u></p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第16節 交通・輸送施設の応急対策の実施</p> <p>第1款 鉄道施設における応急対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 (一財)神戸住環境整備公社の応急対策</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第16節 交通・輸送施設の応急対策の実施</p> <p>第1款 鉄道施設における応急対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 (株)こうべ未来都市機構の応急対策</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第16節 交通・輸送施設の応急対策の実施</p> <p>第2款 港湾施設における応急対策の実施</p> <p>第1 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第16節 交通・輸送施設の応急対策の実施</p> <p>第2款 港湾施設における応急対策の実施</p> <p>第1 (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2 内容 1～2 (略) 3 近畿地方整備局 近畿地方整備局は、港湾管理者からの要請により港湾施設復旧等の技術指導を行うこととする。 また、直轄の港湾施設において被害を受けた場合、速やかに応急措置を実施し、港湾機能の回復に努めることとする。</p>	<p>第2 内容 1～2 (略) 3 近畿地方整備局 近畿地方整備局は、港湾管理者からの要請により港湾施設復旧等の技術指導を行うこととする。 また、直轄の港湾施設が被害を受けた場合、速やかに応急措置を実施し、港湾機能の回復に努めることとする。</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第17節 ライフラインの応急対策の実施 第1款 電力の確保 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 関西電力および関西電力送配電の応急対策 (1) 防災体制 ① 地域における防災体制 関西電力および関西電力送配電の各支社が所管する地域（以下、「地域」という。）は、当該地域における非常事態に対処するため、支社長を本部長とする非常災害対策総本部を設置する等、本店に準じた対策組織を設置する。 神戸および播磨・但馬地域内で、非常災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、非常災害に係る予防または復旧対策活動を統括するため、次のとおり対策組織を設置する。 a. 神戸および播磨・但馬地域非常災害対策総本部 b. 神戸および播磨・但馬地域送配電非常災害対策本部 c. 神戸および播磨・但馬地域送配電警戒本部  (2) 災害応急対策に関する事項 ①～② (略) ③通話制限 対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたと</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第17節 ライフラインの応急対策の実施 第1款 電力の確保 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 関西電力および関西電力送配電の応急対策 (1) 防災体制 ① 地域における防災体制 関西電力の各支社および関西電力送配電の各本部が所管する地域（以下、「地域」という。）は、当該地域における非常事態に対処するため、支社長および本部長を対策組織の長とする非常災害対策総本部を設置する等、本店に準じた対策組織を設置する。 神戸および播磨・但馬地域内で、非常災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、非常災害に係る予防または復旧対策活動を統括するため、次のとおり対策組織を設置する。 a. 神戸および播磨・但馬地域非常災害対策総本部 b. 神戸および播磨・但馬地域発販等非常災害対策本部 c. 神戸および播磨・但馬地域送配電非常災害対策本部 d. 神戸および播磨・但馬地域発販等警戒本部 e. 神戸および播磨・但馬地域送配電警戒本部 (2) 災害応急対策に関する事項 ①～② (略) ③通話制限 対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたと</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>きは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めるときは、本店にあっては関西電力の総務室長、地域にあっては関西電力および関西電力送配電の支社長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。</p> <p>(3)～(10) (略)</p> <p>(11) 津波からの防護および円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 津波からの避難 津波警報が発表されたとき、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。</p> <p>③ 津波来襲に備えた措置 津波警報が発令された場合、火力発電所および浸水が予想される変電所等では、対策組織の判断により、津波からの避難に要する時間に配慮しつつ、従業員および作業員等の安全を確保したうえ、可能な範囲で、次の安全措置、緊急点検および巡視を実施する。</p>	<p>ときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めるときは、本店にあっては関西電力の総務室長、地域にあっては関西電力送配電の本部長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。</p> <p>(3)～(10) (略)</p> <p>(11) 津波からの防護および円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 津波からの避難 津波警報等が発表されたとき、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。</p> <p>③ 津波来襲に備えた措置 津波警報等が発表されたとき、火力発電所および浸水が予想される変電所等では、対策組織の判断により、津波からの避難に要する時間に配慮しつつ、従業員および作業員等の安全を確保したうえ、可能な範囲で、次の安全措置、緊急点検および巡視を実施する。</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第17節 ライフラインの応急対策の実施 第3款 電気通信の確保 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の応急対策 (1) (略) (2) 復旧作業にいたるまでの対応 ① (略) ② 通信の混乱防止 地震の発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問合せや見舞いの電話の殺到により交換機が異常ふくそうに陥り、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を下記により規制し、110番、119番、災</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第17節 ライフラインの応急対策の実施 第3款 電気通信の確保 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の応急対策 (1) (略) (2) 復旧作業にいたるまでの対応 ① (略) ② 重要通信の確保 災害の発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問合せや見舞いの電話の殺到により交換機が異常ふくそうに陥り、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>害救助活動に関係する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する<u>こととする。</u></p> <p>ア <u>通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限の実施</u></p> <p>イ <u>非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確認し他の通話に優先した取扱いの実施</u></p> <p>ウ <u>「災害用伝言ダイヤル（171）」及び「災害用伝言板（web171）」でのふくそう緩和の実施</u></p>	<p>に関する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。</p> <p>③ <u>通信の利用と広報</u></p> <p><u>震災により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、広報活動を実施する。</u></p> <p>ア <u>通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。</u></p> <p>イ <u>非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確認し他の通話に優先して取り扱う。</u></p> <p>ウ <u>被害状況に応じた案内トーキを挿入する。</u></p> <p>エ <u>「災害用伝言ダイヤル（171）」及び「災害用伝言板（web171）」でのふくそう緩和を実施する。</u></p> <p>オ <u>一般利用者に対するわかりやすい広報活動を実施する。（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）</u></p> <p>カ <u>NTT西日本兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。</u></p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第4編 災害復旧計画            第2節 被災者の生活再建支援            第1 (略)            第2 内容            1 (略)            2 その他            県及び市町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p>	<p>第4編 災害復旧計画            第2節 被災者の生活再建支援            第1 (略)            第2 内容            1 (略)            2 その他            県及び市町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるとともに、その実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p>
<p>第4編 災害復旧計画            第3節 住宅の復旧・再建支援            第1 (略)            第2 内容            1～3 (略)            4 被災住宅に対する融資等            (1) 災害復興住宅建設、購入または補修資金の貸し付け            ①～③ (略)            ④ 条件（令和4年6月1日現在）            ア 融資限度額（建設融資の場合）            土地を取得する場合…………… 3,700万円            土地を取得しない場合…………… 2,700万円            イ 貸付利率            （団体信用生命保険に加入する場合）            年1.15%（令和4年6月1日現在）            ウ 償還期間            建設・購入の場合は35年以内（据置3年以内）            補修の場合は20年以内（据置1年）</p>	<p>第4編 災害復旧計画            第3節 住宅の復旧・再建支援            第1 (略)            第2 内容            1～3 (略)            4 被災住宅に対する融資等            (1) 災害復興住宅建設、購入または補修資金の貸し付け            ①～③ (略)            ④ 条件（令和5年10月1日現在）            ア 融資限度額（建設融資の場合）            土地を取得する場合…………… 3,700万円            土地を取得しない場合…………… 2,700万円            イ 貸付利率            （団体信用生命保険に加入する場合）            年1.41%（令和5年10月1日現在）            ウ 償還期間            建設・購入の場合は35年以内（据置3年以内）            補修の場合は20年以内（据置1年）</p>

地震災害対策計画

現 行						修 正 案					
第6編 津波災害対策計画（兼南海トラフ地震防災対策推進計画）						第6編 津波災害対策計画（兼南海トラフ地震防災対策推進計画）					
第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項						第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項					
第3節 津波に関する情報の伝達等						第3節 津波に関する情報の伝達等					
第1 (略)						第1 (略)					
第2 内容						第2 内容					
1 (略)						1 (略)					
2 津波の発生等に関する情報						2 津波の発生等に関する情報					
(1) 津波警報等と津波予報の発表						(1) 津波警報等と津波予報の発表					
① (略)						① (略)					
(津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ)						(津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ)					
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の 区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の 区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
津波注意報	予想される津波の高さが0.2m以上1m以下であつて、よのほおるおそれがある場合	0.2m≦予想高さ≦1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がつて、海岸から離れ釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	津波注意報	予想される津波の高さが0.2m以上1m以下であつて、よのほおるおそれがある場合	0.2m≦予想高さ≦1m	1m	(表記なし)	津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動 海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要がある。海の中にいる人はたらち海から離れる。海に釣りで入ると危険なので行わない。解除後海に近付いたりしない。
(略)						(略)					



地震災害対策計画

現 行			修 正 案		
(2) 地震及び津波に関する情報の発表 (略) (地震情報・種類と発表基準及び内容)			(2) 地震及び津波に関する情報の発表 (略) (地震情報・種類と発表基準及び内容)		
地震情報の種類	発表基準	内 容	地震情報の種類	発表基準	内 容
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)	長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。
(略) 3 津波の監視 気象庁は、地震発生後、速やかに津波警報等を発表することとしているが、近地地震によって発生する津波は襲来時間が非常に早く、津波警報等が間に合わない場合も考えられるので、沿岸地域の市町は津波の襲来に備え、震度4以上の地震を感じた場合、速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴を行うこととする。			(略) 3 津波の監視 気象庁は、地震発生後、速やかに津波警報等を発表することとしているが、近地地震によって発生する津波は襲来時間が非常に早く、津波警報等が間に合わない場合も考えられるので、沿岸地域の市町は津波の襲来に備え、震度4以上の地震を感じた場合、 <u>海辺から離れ、より高い安全な場所から速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴を行うこととする。</u>		
第6編 津波災害対策計画(兼南海トラフ地震防災対策推進計画) 第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設の整備 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 県の実施内容 (1)~(2) (略) (3) 土砂災害対策の推進 全県の土砂災害警戒区域・山地災害危険地区(未指定の危険箇所含む)の総点検を実施するとともに、「第3次山地防災・土砂災害対策計画」に基づき、砂防えん堤等の整備、治山ダムの整備など土砂災害防止対策を着実に進			第6編 津波災害対策計画(兼南海トラフ地震防災対策推進計画) 第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設の整備 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 県の実施内容 (1)~(2) (略) (3) 土砂災害対策の推進 全県の土砂災害警戒区域・山地災害危険地区(未指定の危険箇所含む)の総点検を実施するとともに、「第4次山地防災・土砂災害対策計画」に基づき、砂防えん堤等の整備、治山ダムの整備など土砂災害防止対策を着実に進める。		

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
める。	
<p>第6編 津波災害対策計画（兼南海トラフ地震防災対策推進計画）</p> <p>第7章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応</p> <p>第1節 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 内容</p> <p>1 （略）</p> <p>2 時間差発生等における円滑な避難の確保等</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>① （略）</p> <p>② 災害応急対策をとるべき期間等</p> <p>県、市町その他の防災関係機関は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（<u>南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。</u>）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</p>	<p>第6編 津波災害対策計画（兼南海トラフ地震防災対策推進計画）</p> <p>第7章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応</p> <p>第1節 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 内容</p> <p>1 （略）</p> <p>2 時間差発生等における円滑な避難の確保等</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>① （略）</p> <p>② 災害応急対策をとるべき期間等</p> <p>県、市町その他の防災関係機関は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</p>

海上災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第1編 総則                      第2節 防災機関の事務又は業務の大綱                      第1～4 (略)                      第5 指定公共機関                      (機関名) <u>西日本旅客鉄道(株)(大阪支社)(神戸支社)(福知山支社)</u>                      第6 指定地方公共機関                      (機関名) <u>(一財)神戸住環境整備公社</u></p>	<p>第1編 総則                      第2節 防災機関の事務又は業務の大綱                      第1～4 (略)                      第5 指定公共機関                      (機関名) <u>西日本旅客鉄道(株)(兵庫支社)</u>                      第6 指定地方公共機関                      (機関名) <u>(株)こうべ未来都市機構</u></p>

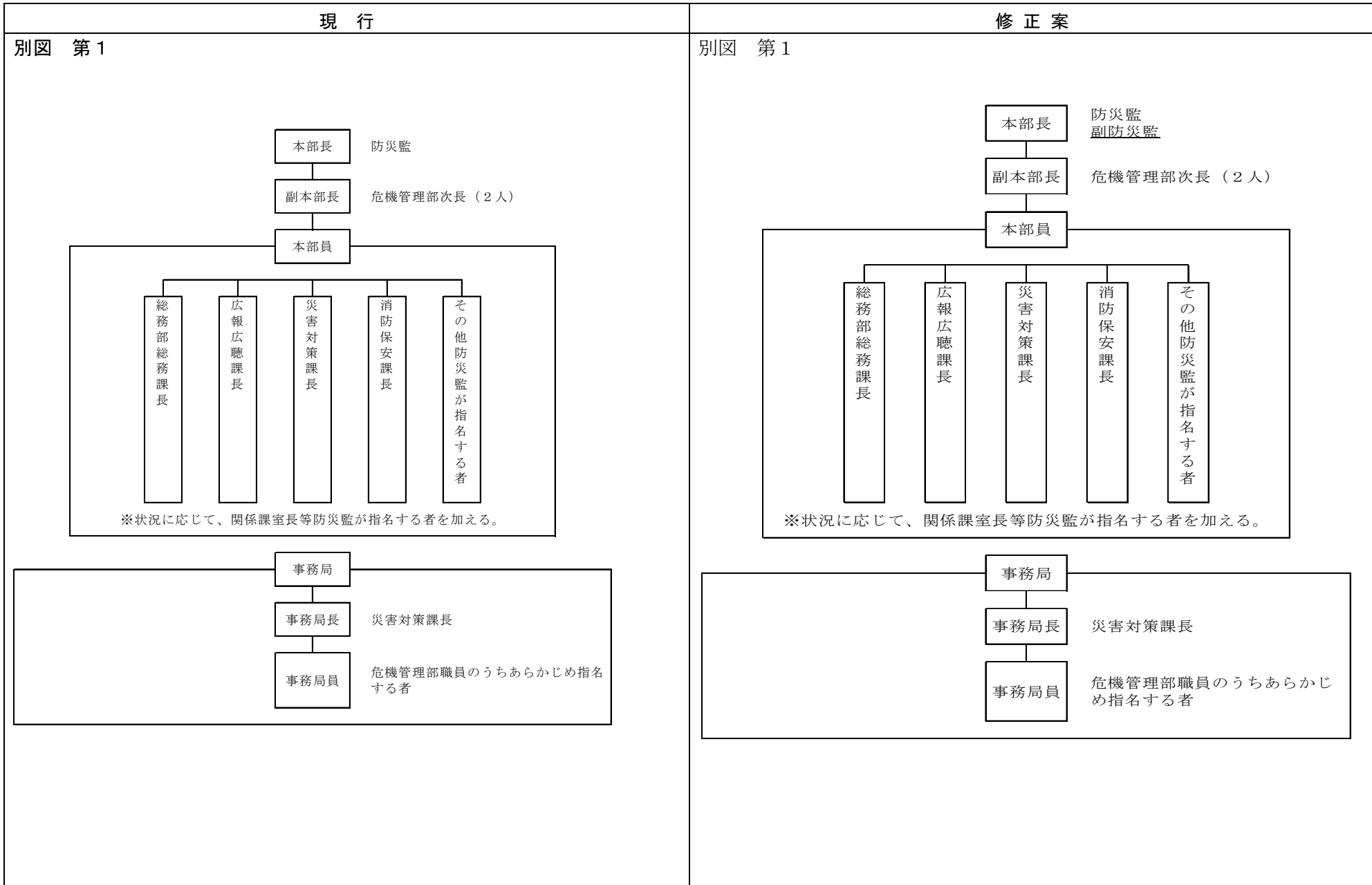
海上災害対策計画

現 行	修 正 案																																						
<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第2節 情報の収集・伝達 1 災害情報の収集、報告等 (1)～(5) (略) (6)報告内容 ○各部等における調査事項及び調査（報告）系統</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害対策本部 事務局</td> <td>災害即報 (災害の全般的な状況)</td> <td>事務局 ← 各部・各所属 ← 地方本部事務局 ← 市町 ← 市町 [緊急を要する即報] ← 消防本部</td> </tr> <tr> <td>各部局が把握した被害の状況</td> <td>事務局 ← 各部局総務課等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農林水産部</td> <td>農林水産業被害</td> <td>総務課 ← 農林(水産)新興事務所 但馬水産事務所 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>漁港関係施設被害</td> <td>総務課 ← 水産漁港課 ← 農林(水産)新興事務所・但馬水産事務所[県管理] ← 市町[市町管理]</td> </tr> <tr> <td>土木部</td> <td>港湾関係施設被害</td> <td>総務課 ← 港湾課 ← 土木事務所[県管理] ← 市[市管理]</td> </tr> <tr> <td>県警本部</td> <td>災害全般の被害調査</td> <td>災害対策課 ← 警察署 ← 交番・駐在所</td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	災害対策本部 事務局	災害即報 (災害の全般的な状況)	事務局 ← 各部・各所属 ← 地方本部事務局 ← 市町 ← 市町 [緊急を要する即報] ← 消防本部	各部局が把握した被害の状況	事務局 ← 各部局総務課等	農林水産部	農林水産業被害	総務課 ← 農林(水産)新興事務所 但馬水産事務所 ← 市町	漁港関係施設被害	総務課 ← 水産漁港課 ← 農林(水産)新興事務所・但馬水産事務所[県管理] ← 市町[市町管理]	土木部	港湾関係施設被害	総務課 ← 港湾課 ← 土木事務所[県管理] ← 市[市管理]	県警本部	災害全般の被害調査	災害対策課 ← 警察署 ← 交番・駐在所	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第2節 情報の収集・伝達 1 災害情報の収集、報告等 (1)～(5) (略) (6)報告内容 ○各部等における調査事項及び調査（報告）系統</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害対策本部 事務局</td> <td>災害即報 (災害の全般的な状況)</td> <td>事務局 ← 各部・各所属 ← 地方本部事務局 ← 市町 ← 市町 [緊急を要する即報] ← 消防本部</td> </tr> <tr> <td>各部局が把握した被害の状況</td> <td>事務局 ← 各部局総務課等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農林水産部</td> <td>農林水産業被害</td> <td>総務課 ← 農林(水産)新興事務所 但馬水産事務所 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>漁港関係施設被害</td> <td>総務課 ← 水産漁港課 ← 農林(水産)振興事務所・但馬水産事務所[県管理] ← 市町[市町管理]</td> </tr> <tr> <td>土木部</td> <td>港湾関係施設被害</td> <td>総務課 ← 港湾課 ← 土木事務所[県管理] ← 市[市管理]</td> </tr> <tr> <td>県警本部</td> <td>災害全般の被害調査</td> <td>災害対策課 ← 警察署 ← 交番・駐在所</td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	災害対策本部 事務局	災害即報 (災害の全般的な状況)	事務局 ← 各部・各所属 ← 地方本部事務局 ← 市町 ← 市町 [緊急を要する即報] ← 消防本部	各部局が把握した被害の状況	事務局 ← 各部局総務課等	農林水産部	農林水産業被害	総務課 ← 農林(水産)新興事務所 但馬水産事務所 ← 市町	漁港関係施設被害	総務課 ← 水産漁港課 ← 農林(水産)振興事務所・但馬水産事務所[県管理] ← 市町[市町管理]	土木部	港湾関係施設被害	総務課 ← 港湾課 ← 土木事務所[県管理] ← 市[市管理]	県警本部	災害全般の被害調査	災害対策課 ← 警察署 ← 交番・駐在所
部	調査事項	調査（報告）系統																																					
災害対策本部 事務局	災害即報 (災害の全般的な状況)	事務局 ← 各部・各所属 ← 地方本部事務局 ← 市町 ← 市町 [緊急を要する即報] ← 消防本部																																					
	各部局が把握した被害の状況	事務局 ← 各部局総務課等																																					
農林水産部	農林水産業被害	総務課 ← 農林(水産)新興事務所 但馬水産事務所 ← 市町																																					
	漁港関係施設被害	総務課 ← 水産漁港課 ← 農林(水産)新興事務所・但馬水産事務所[県管理] ← 市町[市町管理]																																					
土木部	港湾関係施設被害	総務課 ← 港湾課 ← 土木事務所[県管理] ← 市[市管理]																																					
県警本部	災害全般の被害調査	災害対策課 ← 警察署 ← 交番・駐在所																																					
部	調査事項	調査（報告）系統																																					
災害対策本部 事務局	災害即報 (災害の全般的な状況)	事務局 ← 各部・各所属 ← 地方本部事務局 ← 市町 ← 市町 [緊急を要する即報] ← 消防本部																																					
	各部局が把握した被害の状況	事務局 ← 各部局総務課等																																					
農林水産部	農林水産業被害	総務課 ← 農林(水産)新興事務所 但馬水産事務所 ← 市町																																					
	漁港関係施設被害	総務課 ← 水産漁港課 ← 農林(水産)振興事務所・但馬水産事務所[県管理] ← 市町[市町管理]																																					
土木部	港湾関係施設被害	総務課 ← 港湾課 ← 土木事務所[県管理] ← 市[市管理]																																					
県警本部	災害全般の被害調査	災害対策課 ← 警察署 ← 交番・駐在所																																					
<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 動員の実施 第1 (略) 第2 内容 1 県の動員体制 (1) 本庁の動員体制 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 動員の実施 第1 (略) 第2 内容 1 県の動員体制 (1) 本庁の動員体制 (略)</p>																																						

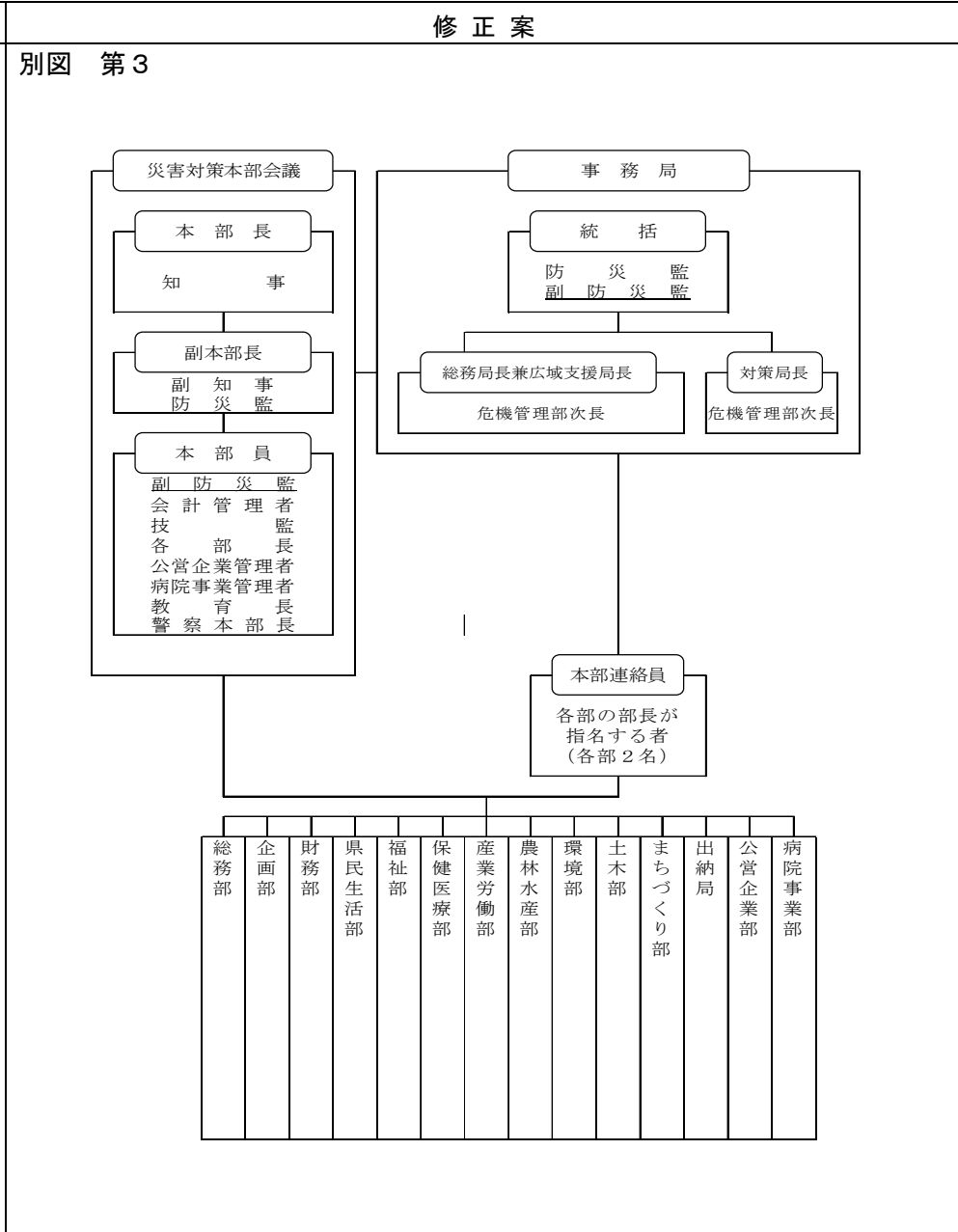
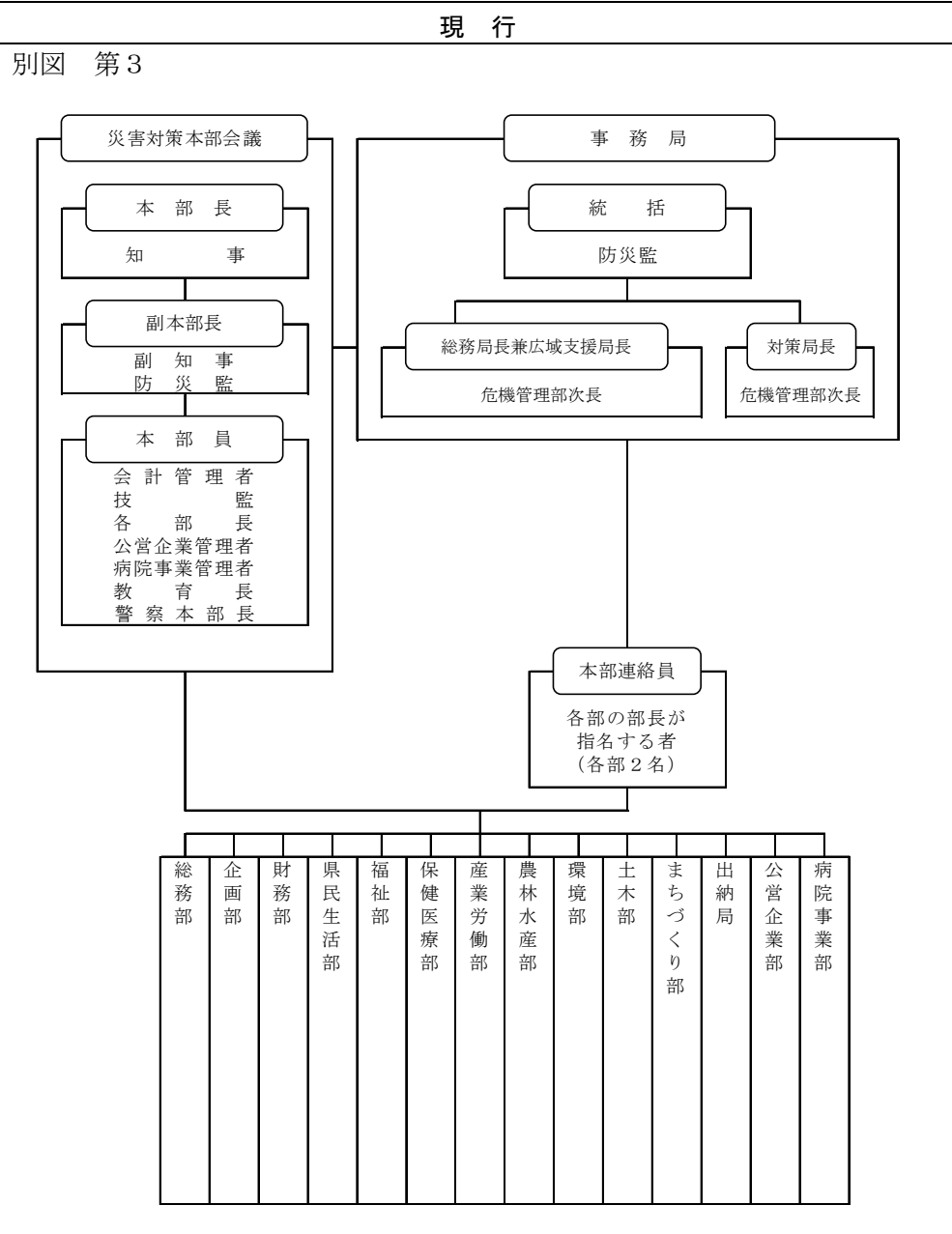
海上災害対策計画

現 行	修 正 案
<p style="text-align: center;">(2) 地方機関の動員体制 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(2) 地方機関の動員体制 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第4節 組織の設置 第1 (略) 第2 内容 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第4節 組織の設置 第1 (略) 第2 内容 (略)</p>

海上災害対策計画



海上災害対策計画



海上災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画            第2章 迅速な災害応急活動体制の確立            第5節 防災関係機関等との連携促進            第2款 自衛隊への派遣要請            第1 (略)            第2 内容            1～6 (略)            7 活動内容            (1)～(7) (略)            (8) <u>炊飯及び給水</u>  <u>炊飯及び給水の支援</u></p>	<p>第3編 災害応急対策計画            第2章 迅速な災害応急活動体制の確立            第5節 防災関係機関等との連携促進            第2款 自衛隊への派遣要請            第1 (略)            第2 内容            1～6 (略)            7 活動内容            (1)～(7) (略)            (8) <u>給食、給水及び入浴支援</u>  <u>給食、給水及び入浴支援</u>            ※入浴支援については上級部隊への依頼及び調整が必要</p>
<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第3節 こころのケア対策の実施            第1 (略)            第2 内容            1 被災者等のこころのケア対策            (1) (略)            (2) 県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、健康福祉事務所の要請に応じ、精神科医師、精神科看護師、<u>精神保健福祉士、臨床心理士</u>等で構成された「ひょうごDPAT」を派遣する（被災により健康福祉事務所が機能しない場合は、派遣の可否を本庁が判断する）。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第3節 こころのケア対策の実施            第1 (略)            第2 内容            1 被災者等のこころのケア対策            (1) (略)            (2) 県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、健康福祉事務所の要請に応じ、精神科医師、精神科看護師、<u>業務調整員（精神保健福祉士、臨床心理技術者等）</u>等で構成された「ひょうごDPAT」を派遣する（被災により健康福祉事務所が機能しない場合は、派遣の可否を本庁が判断する）。</p>



原子力等防災計画

現 行	修 正 案																
<p>第1編 総則</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 名</th> <th style="text-align: center;">災害予防対策</th> <th style="text-align: center;">災害応急対策</th> <th style="text-align: center;">災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">西日本旅客鉄道 (株) (大阪支社、神戸支社、福知山支社)</td> <td></td> <td style="vertical-align: top;">1 対象原子力災害等発生時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策の実施</td> <td style="vertical-align: top;">被災鉄道施設の復旧</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第3節 兵庫県に係る原子力施設等の現状</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 原子力施設</p> <p>(1) 兵庫県周辺の原子力施設の立地状況</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 兵庫県周辺における原子力発電所の立地状況 (令和4年8月現在)</li> <li>(略)</li> <li>○ 兵庫県周辺における研究開発段階発電用原子炉施設の立地状況 (令和4年8月現在)</li> <li>(略)</li> <li>○ 兵庫県周辺における試験研究炉及び臨界実験装置 (令和4年8月現在)</li> <li>(略)</li> <li>○ 兵庫県周辺における核燃料加工施設 (令和4年8月現在)</li> <li>(略)</li> </ul>	機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧	西日本旅客鉄道 (株) (大阪支社、神戸支社、福知山支社)		1 対象原子力災害等発生時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧	<p>第1編 総則</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 名</th> <th style="text-align: center;">災害予防対策</th> <th style="text-align: center;">災害応急対策</th> <th style="text-align: center;">災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">西日本旅客鉄道 (株) (大阪支社、兵庫支社、福知山管理部)</td> <td></td> <td style="vertical-align: top;">1 対象原子力災害等発生時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策の実施</td> <td style="vertical-align: top;">被災鉄道施設の復旧</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第3節 兵庫県に係る原子力施設等の現状</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 原子力施設</p> <p>(1) 兵庫県周辺の原子力施設の立地状況</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 兵庫県周辺における原子力発電所の立地状況 (令和5年8月現在)</li> <li>(略)</li> <li>○ 兵庫県周辺における研究開発段階発電用原子炉施設の立地状況 (令和5年8月現在)</li> <li>(略)</li> <li>○ 兵庫県周辺における試験研究炉及び臨界実験装置 (令和5年8月現在)</li> <li>(略)</li> <li>○ 兵庫県周辺における核燃料加工施設 (令和5年8月現在)</li> <li>(略)</li> </ul>	機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧	西日本旅客鉄道 (株) (大阪支社、兵庫支社、福知山管理部)		1 対象原子力災害等発生時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧
機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧														
西日本旅客鉄道 (株) (大阪支社、神戸支社、福知山支社)		1 対象原子力災害等発生時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧														
機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧														
西日本旅客鉄道 (株) (大阪支社、兵庫支社、福知山管理部)		1 対象原子力災害等発生時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧														

原子力等防災計画

現 行	修 正 案																																																																																																																																																																																																																																														
<p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放射性物質の取扱施設</p> <p>(1) 兵庫県における立地状況</p> <p>① 核燃料物質の使用許可を受けている施設</p> <p>原子炉等規制法に基づく使用許可を受けている施設は9施設となっている(原子力規制庁、<u>R4.7.1</u>現在)。</p> <p>いずれも臨界のおそれのない少量の核燃料物質を使用している施設で、施設検査と保安規定策定は義務づけられていない。</p> <p><b>【市町別事業所数】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>神戸市</td> <td>姫路市</td> <td>尼崎市</td> <td>三田市</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">9</td> </tr> </table> <p>② 放射性同位元素等使用事業所</p> <p>336事業所が所在している(原子力規制庁、<u>R2.3.31</u>現在)。</p> <p><b>【使用事業所の機関別内訳】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>医療機関</td> <td>研究機関</td> <td>教育機関</td> <td>民間機関</td> <td>その他機関</td> <td>合 計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">53</td> <td style="text-align: center;">16</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">212</td> <td style="text-align: center;">40</td> <td style="text-align: center;">336</td> </tr> </table> <p><b>【市町別事業所数】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>事業所数</th> <th>市町名</th> <th>事業所数</th> <th>市町名</th> <th>事業所数</th> <th>市町名</th> <th>事業所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸市</td> <td style="text-align: center;">102</td> <td>たつの市</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td>養父市</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>神河町</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>姫路市</td> <td style="text-align: center;">34</td> <td>赤穂市</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td>丹波市</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td>市川町</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>尼崎市</td> <td style="text-align: center;">27</td> <td>西脇市</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td>南あわじ市</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>福崎町</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>明石市</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td>宝塚市</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td>朝来市</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td>太子町</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>西宮市</td> <td style="text-align: center;">23</td> <td>三木市</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>淡路市</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td>上郡町</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>洲本市</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td>高砂市</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td>宍粟市</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td>佐用町</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>芦屋市</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>川西市</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td>加東市</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td>香美町</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>伊丹市</td> <td style="text-align: center;">18</td> <td>小野市</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td>猪名川町</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td>新温泉町</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>相生市</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td>三田市</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td>多可町</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>豊岡市</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td>加西市</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td>稲美町</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>加古川市</td> <td style="text-align: center;">23</td> <td>丹波篠山市</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td>播磨町</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	神戸市	姫路市	尼崎市	三田市	計	4	1	2	2	9	医療機関	研究機関	教育機関	民間機関	その他機関	合 計	53	16	15	212	40	336	市町名	事業所数	市町名	事業所数	市町名	事業所数	市町名	事業所数	神戸市	102	たつの市	8	養父市	1	神河町	0	姫路市	34	赤穂市	5	丹波市	7	市川町	0	尼崎市	27	西脇市	2	南あわじ市	1	福崎町	1	明石市	11	宝塚市	10	朝来市	3	太子町	0	西宮市	23	三木市	1	淡路市	0	上郡町	4	洲本市	3	高砂市	14	宍粟市	2	佐用町	4	芦屋市	1	川西市	2	加東市	3	香美町	0	伊丹市	18	小野市	4	猪名川町	0	新温泉町	0	相生市	3	三田市	3	多可町	0			豊岡市	5	加西市	5	稲美町	0			加古川市	23	丹波篠山市	0	播磨町	6			<p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放射性物質の取扱施設</p> <p>(1) 兵庫県における立地状況</p> <p>① 核燃料物質の使用許可を受けている施設</p> <p>原子炉等規制法に基づく使用許可を受けている施設は8施設となっている(原子力規制庁、<u>R5.7.1</u>現在)。</p> <p>いずれも臨界のおそれのない少量の核燃料物質を使用している施設で、施設検査と保安規定策定は義務づけられていない。</p> <p><b>【市町別事業所数】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>神戸市</td> <td>尼崎市</td> <td>三田市</td> <td>姫路市</td> <td>佐用町</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> </table> <p>② 放射性同位元素等使用事業所</p> <p>326事業所が所在している(原子力規制庁、<u>R5.3.31</u>現在)。</p> <p><b>【使用事業所の機関別内訳】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>医療機関</td> <td>研究機関</td> <td>教育機関</td> <td>民間機関</td> <td>その他機関</td> <td>合 計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">49</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">220</td> <td style="text-align: center;">37</td> <td style="text-align: center;">326</td> </tr> </table> <p><b>【市町別事業所数】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>事業所数</th> <th>市町名</th> <th>事業所数</th> <th>市町名</th> <th>事業所数</th> <th>市町名</th> <th>事業所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸市</td> <td style="text-align: center;">96</td> <td>たつの市</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td>養父市</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td>神河町</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>姫路市</td> <td style="text-align: center;">35</td> <td>赤穂市</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td>丹波市</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td>市川町</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>尼崎市</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td>西脇市</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td>南あわじ市</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td>福崎町</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>明石市</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td>宝塚市</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td>朝来市</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td>太子町</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>西宮市</td> <td style="text-align: center;">19</td> <td>三木市</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>淡路市</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>上郡町</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>洲本市</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td>高砂市</td> <td style="text-align: center;">13</td> <td>宍粟市</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>佐用町</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>芦屋市</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td>川西市</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td>加東市</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td>香美町</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>伊丹市</td> <td style="text-align: center;">18</td> <td>小野市</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td>猪名川町</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td>新温泉町</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>相生市</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td>三田市</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td>多可町</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>豊岡市</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td>加西市</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td>稲美町</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>加古川市</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td>丹波篠山市</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td>播磨町</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	神戸市	尼崎市	三田市	姫路市	佐用町	計	2	2	2	1	1	8	医療機関	研究機関	教育機関	民間機関	その他機関	合 計	49	8	12	220	37	326	市町名	事業所数	市町名	事業所数	市町名	事業所数	市町名	事業所数	神戸市	96	たつの市	4	養父市	2	神河町	0	姫路市	35	赤穂市	4	丹波市	4	市川町	0	尼崎市	30	西脇市	3	南あわじ市	0	福崎町	1	明石市	12	宝塚市	11	朝来市	3	太子町	0	西宮市	19	三木市	1	淡路市	1	上郡町	4	洲本市	3	高砂市	13	宍粟市	1	佐用町	2	芦屋市	0	川西市	4	加東市	3	香美町	0	伊丹市	18	小野市	4	猪名川町	0	新温泉町	1	相生市	3	三田市	3	多可町	0			豊岡市	6	加西市	6	稲美町	0			加古川市	20	丹波篠山市	0	播磨町	9		
神戸市	姫路市	尼崎市	三田市	計																																																																																																																																																																																																																																											
4	1	2	2	9																																																																																																																																																																																																																																											
医療機関	研究機関	教育機関	民間機関	その他機関	合 計																																																																																																																																																																																																																																										
53	16	15	212	40	336																																																																																																																																																																																																																																										
市町名	事業所数	市町名	事業所数	市町名	事業所数	市町名	事業所数																																																																																																																																																																																																																																								
神戸市	102	たつの市	8	養父市	1	神河町	0																																																																																																																																																																																																																																								
姫路市	34	赤穂市	5	丹波市	7	市川町	0																																																																																																																																																																																																																																								
尼崎市	27	西脇市	2	南あわじ市	1	福崎町	1																																																																																																																																																																																																																																								
明石市	11	宝塚市	10	朝来市	3	太子町	0																																																																																																																																																																																																																																								
西宮市	23	三木市	1	淡路市	0	上郡町	4																																																																																																																																																																																																																																								
洲本市	3	高砂市	14	宍粟市	2	佐用町	4																																																																																																																																																																																																																																								
芦屋市	1	川西市	2	加東市	3	香美町	0																																																																																																																																																																																																																																								
伊丹市	18	小野市	4	猪名川町	0	新温泉町	0																																																																																																																																																																																																																																								
相生市	3	三田市	3	多可町	0																																																																																																																																																																																																																																										
豊岡市	5	加西市	5	稲美町	0																																																																																																																																																																																																																																										
加古川市	23	丹波篠山市	0	播磨町	6																																																																																																																																																																																																																																										
神戸市	尼崎市	三田市	姫路市	佐用町	計																																																																																																																																																																																																																																										
2	2	2	1	1	8																																																																																																																																																																																																																																										
医療機関	研究機関	教育機関	民間機関	その他機関	合 計																																																																																																																																																																																																																																										
49	8	12	220	37	326																																																																																																																																																																																																																																										
市町名	事業所数	市町名	事業所数	市町名	事業所数	市町名	事業所数																																																																																																																																																																																																																																								
神戸市	96	たつの市	4	養父市	2	神河町	0																																																																																																																																																																																																																																								
姫路市	35	赤穂市	4	丹波市	4	市川町	0																																																																																																																																																																																																																																								
尼崎市	30	西脇市	3	南あわじ市	0	福崎町	1																																																																																																																																																																																																																																								
明石市	12	宝塚市	11	朝来市	3	太子町	0																																																																																																																																																																																																																																								
西宮市	19	三木市	1	淡路市	1	上郡町	4																																																																																																																																																																																																																																								
洲本市	3	高砂市	13	宍粟市	1	佐用町	2																																																																																																																																																																																																																																								
芦屋市	0	川西市	4	加東市	3	香美町	0																																																																																																																																																																																																																																								
伊丹市	18	小野市	4	猪名川町	0	新温泉町	1																																																																																																																																																																																																																																								
相生市	3	三田市	3	多可町	0																																																																																																																																																																																																																																										
豊岡市	6	加西市	6	稲美町	0																																																																																																																																																																																																																																										
加古川市	20	丹波篠山市	0	播磨町	9																																																																																																																																																																																																																																										

原子力等防災計画

現 行	修 正 案																																																																																																																																																																																																
<p>③ 放射性医薬品使用施設 55施設が所在している（(公社)日本アイソトープ協会、R3年度。②の施設と重複あり。）。</p> <p>(2) 過去の災害事例</p> <p>① (略)</p> <p>② その他の事故事例 最近の全国の事故発生状況は次のとおりである（原子力規制委員会）。従業員等が被ばくした事例も報告されている。</p> <p><b>【最近の事故の発生状況】</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">型別</th> <th colspan="12">年度</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紛失・誤廃棄・盗取</td> <td>5</td><td>3</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>3</td><td>1</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>0</td><td></td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>被ばく</td> <td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>汚染・漏えい</td> <td>0</td><td>2</td><td>4</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>3</td><td>1</td><td>0</td><td>2</td><td></td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5</td><td>5</td><td>4</td><td>2</td><td>2</td><td>4</td><td>2</td><td>7</td><td>5</td><td>3</td><td>2</td><td></td> <td>41</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	型別	年度												合計	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3		紛失・誤廃棄・盗取	5	3	0	1	1	3	1	4	3	2	0		23	被ばく	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0		2	汚染・漏えい	0	2	4	1	1	0	1	3	1	0	2		15	その他	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0		1	計	5	5	4	2	2	4	2	7	5	3	2		41	<p>③ 放射性医薬品使用施設 54施設が所在している（(公社)日本アイソトープ協会、R4年度。②の施設と重複あり。）。</p> <p>(2) 過去の災害事例</p> <p>① (略)</p> <p>② その他の事故事例 最近の全国の事故発生状況は次のとおりである（原子力規制委員会）。従業員等が被ばくした事例も報告されている。</p> <p><b>【最近の事故の発生状況】</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">型別</th> <th colspan="12">年度</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紛失・誤廃棄・盗取</td> <td>3</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>3</td><td>1</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>0</td><td>2</td><td></td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>被ばく</td> <td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>汚染・漏えい</td> <td>2</td><td>4</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>3</td><td>1</td><td>0</td><td>2</td><td>2</td><td></td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5</td><td>4</td><td>2</td><td>2</td><td>4</td><td>2</td><td>7</td><td>5</td><td>3</td><td>2</td><td>5</td><td></td> <td>41</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	型別	年度												合計	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4		紛失・誤廃棄・盗取	3	0	1	1	3	1	4	3	2	0	2		20	被ばく	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1		3	汚染・漏えい	2	4	1	1	0	1	3	1	0	2	2		17	その他	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0		1	計	5	4	2	2	4	2	7	5	3	2	5		41
型別		年度													合計																																																																																																																																																																																		
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3																																																																																																																																																																																						
紛失・誤廃棄・盗取	5	3	0	1	1	3	1	4	3	2	0		23																																																																																																																																																																																				
被ばく	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0		2																																																																																																																																																																																				
汚染・漏えい	0	2	4	1	1	0	1	3	1	0	2		15																																																																																																																																																																																				
その他	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0		1																																																																																																																																																																																				
計	5	5	4	2	2	4	2	7	5	3	2		41																																																																																																																																																																																				
型別	年度												合計																																																																																																																																																																																				
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4																																																																																																																																																																																						
紛失・誤廃棄・盗取	3	0	1	1	3	1	4	3	2	0	2		20																																																																																																																																																																																				
被ばく	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1		3																																																																																																																																																																																				
汚染・漏えい	2	4	1	1	0	1	3	1	0	2	2		17																																																																																																																																																																																				
その他	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0		1																																																																																																																																																																																				
計	5	4	2	2	4	2	7	5	3	2	5		41																																																																																																																																																																																				

原子力等防災計画

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画 第1章 (略)</p> <p>第2章 応急対策への備えの充実 第1節 組織体制の整備 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 県の災害対策要員等の確保体制 (1) (略) (2) 災害対策要員等への連絡手段の確保 県の幹部職員等は、常時、災害時優先携帯電話等を携行することとする。 ○災害時優先携帯電話携行者 知事（災害対策本部長） 副知事、防災監（副本部長） <u>理事</u>、<u>会計管理者</u>、各部長、<u>福祉監</u>、<u>公営企業管理者</u>、<u>病院事業管理者</u>、<u>教育長</u>、<u>警察本部長</u>（本部員）、<u>防災担当指定要員</u>（危機管理部次長 等）</p> <p>(略)</p> <p>第2節 研修・訓練の実施 第1 (略) 第2 内容 1 研修の実施 県及び市町は、対象原子力災害等の対策業務に携わる者の充実・育成を図るため、対象原子力災害等の対策に関する次に掲げる事項について研修を実施することとする。なお、研修の実施方法として、専門家招へいによる講習会のほか、関係機関が行う研修等を活用することとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第1章 (略)</p> <p>第2章 応急対策への備えの充実 第1節 組織体制の整備 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 県の災害対策要員等の確保体制 (1) (略) (2) 災害対策要員等への連絡手段の確保 県の幹部職員等は、常時、災害時優先携帯電話等を携行することとする。 ○災害時優先携帯電話携行者 知事（災害対策本部長） 副知事、防災監（副本部長） <u>副防災監</u>、<u>会計管理者</u>、<u>技監</u>、各部長、<u>公営企業管理者</u>、<u>病院事業管理者</u>、<u>教育長</u>、<u>警察本部長</u>（本部員）、<u>防災担当指定要員</u>（危機管理部次長 等）</p> <p>(略)</p> <p>第2節 研修・訓練の実施 第1 (略) 第2 内容 1 研修の実施 県及び市町は、対象原子力災害等の対策業務に携わる者の充実・育成を図るため、対象原子力災害等の対策に関する次に掲げる事項について研修を実施することとする。なお、研修の実施方法として、専門家招へいによる講習会のほか、関係機関が行う研修等を活用することとする。</p>

原子力等防災計画

現 行	修 正 案																																																
<p>①～② (略)</p> <p>③ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること</p> <p>④～⑨ (略)</p> <p>(略)</p> <p>第6節 防護措置にかかる体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 活動用資機材の整備</p> <p>県、市町、県警、消防本部は、それぞれの役割に応じて、対象原子力災害等の応急対策に従事する者等が使用する資機材を整備することとする。</p> <p>【消防本部・県消防防災航空隊が保有している資機材】(令和4年4月1日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">数 量</th> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線防護服</td> <td style="text-align: center;">95</td> <td>放射線測定器(空間線量計)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射性ヨウ素対応吸収缶</td> <td style="text-align: center;">721</td> <td>電離箱式</td> <td style="text-align: center;">32</td> </tr> <tr> <td>ポケット線量計</td> <td style="text-align: center;">902</td> <td>GM計数管式</td> <td style="text-align: center;">191</td> </tr> <tr> <td>中性子線測定可能なもの</td> <td style="text-align: center;">(34)</td> <td>シンチレーション式</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>中性子線用</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> </tbody> </table> <p>【県が保有している資機材】 (令和4年4月1日現在)</p> <p>(略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 汚染検査、避難退域時検査の体制整備</p> <p>(1) 資機材の整備</p> <p>県、市町、県警、消防本部は、放射能汚染の発生に備え、汚染検査、避難退域時検査のための資機材の整備に努めることとする。</p>	種 類	数 量	種 類	数 量	放射線防護服	95	放射線測定器(空間線量計)		放射性ヨウ素対応吸収缶	721	電離箱式	32	ポケット線量計	902	GM計数管式	191	中性子線測定可能なもの	(34)	シンチレーション式	4			中性子線用	7	<p>①～② (略)</p> <p>③ 放射線による健康への影響及び放射線防護(放射線防護に係る指標を含む)に関すること</p> <p>④～⑨ (略)</p> <p>(略)</p> <p>第6節 防護措置にかかる体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 活動用資機材の整備</p> <p>県、市町、県警、消防本部は、それぞれの役割に応じて、対象原子力災害等の応急対策に従事する者等が使用する資機材を整備することとする。</p> <p>【消防本部・県消防防災航空隊が保有している資機材】(令和5年4月1日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">数 量</th> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線防護服</td> <td style="text-align: center;">109</td> <td>放射線測定器(空間線量計)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射性ヨウ素対応吸収缶</td> <td style="text-align: center;">666</td> <td>電離箱式</td> <td style="text-align: center;">26</td> </tr> <tr> <td>ポケット線量計</td> <td style="text-align: center;">872</td> <td>GM計数管式</td> <td style="text-align: center;">188</td> </tr> <tr> <td>中性子線測定可能なもの</td> <td style="text-align: center;">(29)</td> <td>シンチレーション式</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>中性子線用</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> </tbody> </table> <p>【県が保有している資機材】 (令和5年4月1日現在)</p> <p>(略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 汚染検査、避難退域時検査の体制整備</p> <p>(1) 資機材の整備</p> <p>県、市町、県警、消防本部は、放射能汚染の発生に備え、汚染検査、避難退域時検査のための資機材の整備に努めることとする。</p>	種 類	数 量	種 類	数 量	放射線防護服	109	放射線測定器(空間線量計)		放射性ヨウ素対応吸収缶	666	電離箱式	26	ポケット線量計	872	GM計数管式	188	中性子線測定可能なもの	(29)	シンチレーション式	7			中性子線用	7
種 類	数 量	種 類	数 量																																														
放射線防護服	95	放射線測定器(空間線量計)																																															
放射性ヨウ素対応吸収缶	721	電離箱式	32																																														
ポケット線量計	902	GM計数管式	191																																														
中性子線測定可能なもの	(34)	シンチレーション式	4																																														
		中性子線用	7																																														
種 類	数 量	種 類	数 量																																														
放射線防護服	109	放射線測定器(空間線量計)																																															
放射性ヨウ素対応吸収缶	666	電離箱式	26																																														
ポケット線量計	872	GM計数管式	188																																														
中性子線測定可能なもの	(29)	シンチレーション式	7																																														
		中性子線用	7																																														

原子力等防災計画

現 行				修 正 案			
【消防本部・県消防防災航空隊が保有している資機材】（令和4年4月1日現在）				【消防本部・県消防防災航空隊が保有している資機材】（令和5年4月1日現在）			
種 類	数量	種 類	数量	種 類	数量	種 類	数量
被除染者用簡易衣服	483	表面汚染検査計		被除染者用簡易衣服	416	表面汚染検査計	
除染剤散布器	36	GM計数管式	104	除染剤散布器	37	GM計数管式	128
除染シャワー	27	シンチレーション式	2	除染シャワー	31	シンチレーション式	7
<p>【県が保有している資機材】（令和4年4月1日現在）</p> <p>県では保有していない。</p> <p>※県立病院、研究機関等で保有しているものを除く。</p> <p>（略）</p> <p>第7節 県外からの避難の受入れ体制の整備</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 内容</p> <p>1 想定される広域避難</p> <p>県及び市町は、福井県に立地する原子力施設で事故等が発生した場合、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」（以下、「ガイドライン」と言う。）に基づき、福井県及び京都府からの避難者を受け入れることとする。市町ごとのマッチングは表のとおりである。</p>				<p>【県が保有している資機材】（令和5年4月1日現在）</p> <p>県では保有していない。</p> <p>※県立病院、研究機関等で保有しているものを除く。</p> <p>（略）</p> <p>第7節 県外からの避難の受入れ体制の整備</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 内容</p> <p>1 想定される広域避難</p> <p>県及び市町は、福井県に立地する原子力施設で事故等が発生した場合、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」（以下、「ガイドライン」と言う。）に基づき、福井県及び京都府からの避難者を受け入れることとする。市町ごとのマッチングは表のとおりである。</p>			

原子力等防災計画

現 行					修 正 案				
表 原子力災害における避難元市町・避難先市町マッチング (令和4年4月1日現在、単位：人)					表 原子力災害における避難元市町・避難先市町マッチング (令和5年4月1日現在、単位：人)				
避難元府県	避難元市	対象人口	地域	市町	避難元府県	避難元市	対象人口	地域	市町
福井県 (嶺南西部) 1市3町	小浜市	28,428	中播磨	姫路市、市川町、福崎町、 神河町	福井県 (嶺南西部) 1市3町	小浜市	28,189	中播磨	姫路市、市川町、福崎町、 神河町
			但馬	豊岡市、養父市、朝来市、 香美町、新温泉町				但馬	豊岡市、養父市、朝来市、 香美町、新温泉町
	高浜町	9,934	阪神北	宝塚市、三田市、猪名川町	高浜町	9,783	阪神北	宝塚市、三田市、猪名川町	
	おおい町	8,040	阪神北	伊丹市、川西市	おおい町	7,823	阪神北	伊丹市、川西市	
	若狭町	13,980	北播磨	西脇市、三木市、小野市、 加西市、加東市、多可町	若狭町	13,751	北播磨	西脇市、三木市、小野市、 加西市、加東市、多可町	
			丹波	丹波篠山市、丹波市			丹波	丹波篠山市、丹波市	
小 計	60,382			小 計	59,546				
京都府 5市2町	福知山市	410	西播磨	上郡町	京都府 5市2町	福知山市	390	西播磨	上郡町
	舞鶴市※	63,046	神戸市			舞鶴市	62,076	神戸市	
			阪神南	尼崎市、西宮市				阪神南	尼崎市、西宮市
			淡路	淡路市				淡路	淡路市
	綾部市	7,557	西播磨	相生市、赤穂市、宍粟市、 たつの市、太子町、佐用町		綾部市	7,411	西播磨	相生市、赤穂市、宍粟市、 たつの市、太子町、佐用町
	宮津市	16,944	東播磨	明石市、加古川市、高砂市		宮津市	16,554	東播磨	明石市、加古川市、高砂市
	南丹市	3,304	淡路	洲本市、南あわじ市		南丹市	3,213	淡路	洲本市、南あわじ市
	京丹波町	2,641	阪神南	芦屋市		京丹波町	2,559	阪神南	芦屋市
伊根町	1,344	東播磨	稲美町、播磨町	伊根町	1,327	東播磨	稲美町、播磨町		
小 計	95,246			小 計	93,530				
合 計	155,628			合 計	153,076				

原子力等防災計画

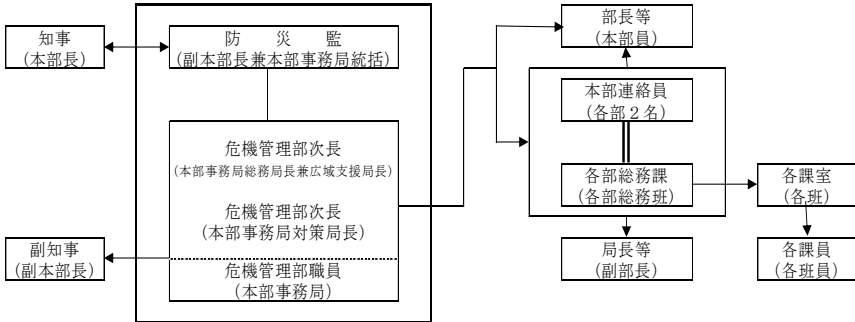
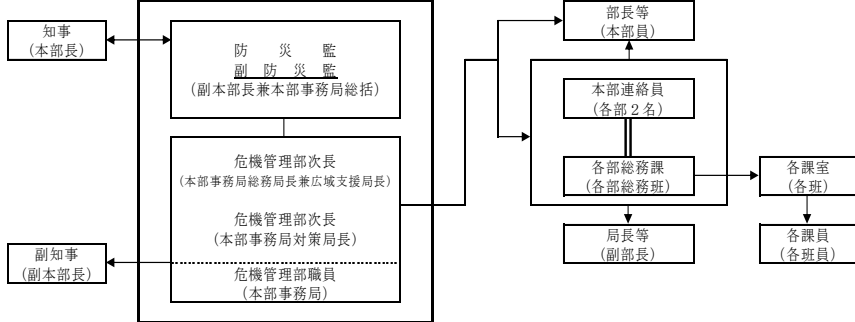
現 行	修 正 案
<p>(略)</p> <p>第8節 原子力防災に関する知識の普及啓発</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 専門的情報の提供</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 放射線による健康被害等に関する情報 環境省「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料」 <a href="http://www.env.go.jp/chemi/rhm/r1kisoshiryo.html">http://www.env.go.jp/chemi/rhm/r1kisoshiryo.html</a></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第8節 原子力防災に関する知識の普及啓発</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 専門的情報の提供</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 放射線による健康被害等に関する情報 環境省「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料」 <a href="https://www.env.go.jp/chemi/rhm/r4kisoshiryo.html">https://www.env.go.jp/chemi/rhm/r4kisoshiryo.html</a></p> <p>(略)</p>



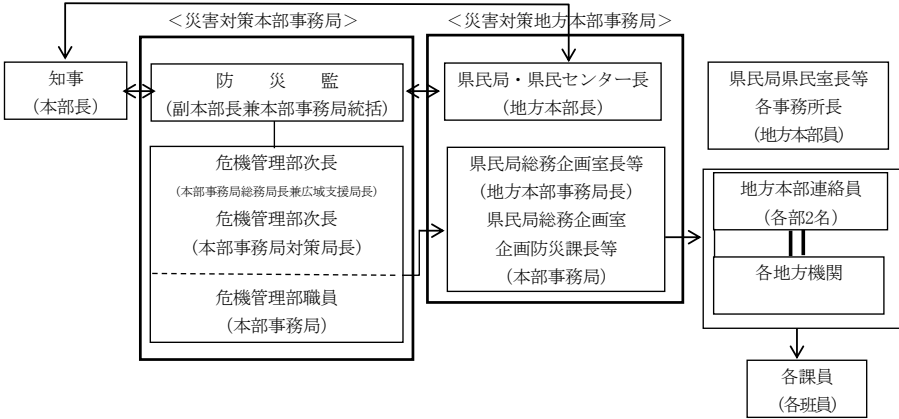
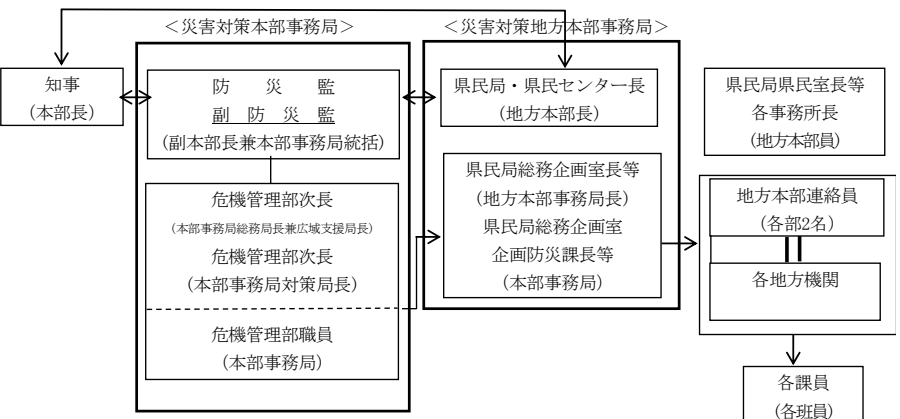
原子力等防災計画

		現 行			修 正 案		
第3編 災害応急対策計画		第3編 災害応急対策計画			第3編 災害応急対策計画		
第1章 基本方針		第1章 基本方針			第1章 基本方針		
1 (略)		1 (略)			1 (略)		
2 対応方針		2 対応方針			2 対応方針		
(1)原子力施設における事故等への対応		(1)原子力施設における事故等への対応			(1)原子力施設における事故等への対応		
(略)		(略)			(略)		
【防護措置の全体像】		【防護措置の全体像】			【防護措置の全体像】		
		PAZ内	UPZ内	UPZ外	PAZ内	UPZ内	UPZ外
放射線物質の放出前	数時間以内	避難 安定ヨウ素剤	屋内退避	屋内退避の注意喚起 プラントの状況悪化に応じて段階的に実施	避難 安定ヨウ素剤	屋内退避	屋内退避の注意喚起 プラントの状況悪化に応じて段階的に実施
	数時間以内	緊急時モニタリング	緊急時モニタリング (汚染範囲の特定)	緊急時モニタリング (汚染範囲の特定) ※放出の通報または検知により開始	緊急時モニタリング	緊急時モニタリング (汚染範囲の特定)	緊急時モニタリング (汚染範囲の特定) ※放出の通報または検知により開始
放射線物質の放出後	1日以内	避難	避難	避難 避難地域時検査 OIL4超	避難	避難	避難 避難地域時検査及び除染 OIL4超
	数日以内	飲食物 放射性能濃度測定	飲食物 放射性能濃度測定	飲食物 放射性能濃度測定 OIL8超 飲食物摂取制限	飲食物 放射性能濃度測定	飲食物 放射性能濃度測定	飲食物 放射性能濃度測定 OIL8超 飲食物摂取制限
	1週間以内	一時移転	一時移転	一時移転 避難地域時検査 OIL4超 簡易除染等	一時移転	一時移転	一時移転 避難地域時検査 OIL4超 簡易除染等
	1月以内		※OIL2の基準値を超えた際には、併せて地域生産物の摂取を制限する。			※OIL2の基準値を超えた際には、併せて地域生産物の摂取を制限する。	

原子力等防災計画

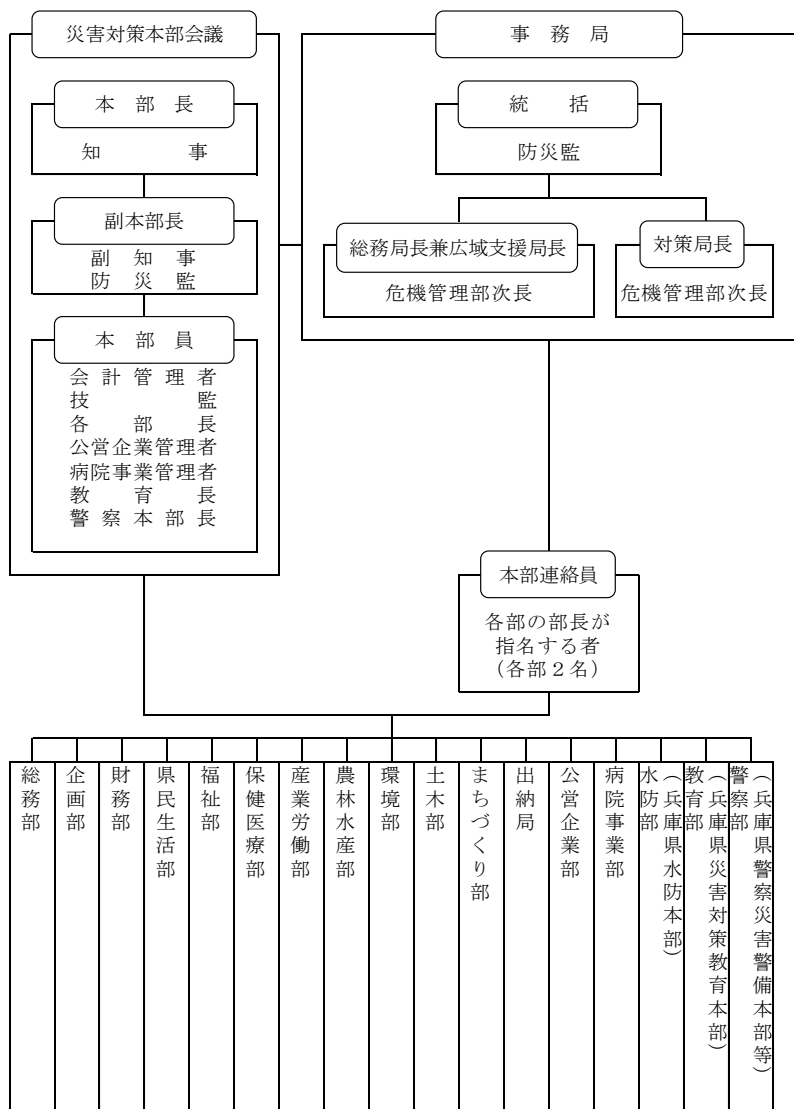
現 行	修 正 案																		
<p>(略)</p> <p>第2章 迅速な応急活動体制の確立</p> <p>第1節 組織の設置</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の組織</p> <p>(1) 兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部</p> <p>① 組織の概要</p> <table border="1" data-bbox="219 632 1106 903"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>兵庫県災害対策(支援)本部</th> <th>兵庫県災害対策地方本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置者</td> <td>知事</td> <td>災害対策本部長(知事)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ただし、緊急を要する場合、県民局長は、災害対策本部長に代わり災害対策地方本部を設置することができることとする。 県民局長又は県民センター長は、緊急的に災害対策地方本部を設置した場合、その旨を速やかに災害対策本部長に報告することとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">以下、略</p> <p>② 伝達方法</p> <p>ア 災害対策本部</p> <p>災害対策本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。</p> 	名 称	兵庫県災害対策(支援)本部	兵庫県災害対策地方本部	設置者	知事	災害対策本部長(知事)			ただし、緊急を要する場合、県民局長は、災害対策本部長に代わり災害対策地方本部を設置することができることとする。 県民局長又は県民センター長は、緊急的に災害対策地方本部を設置した場合、その旨を速やかに災害対策本部長に報告することとする。	<p>(略)</p> <p>第2章 迅速な応急活動体制の確立</p> <p>第1節 組織の設置</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の組織</p> <p>(1) 兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部</p> <p>① 組織の概要</p> <table border="1" data-bbox="1218 632 2105 903"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>兵庫県災害対策(支援)本部</th> <th>兵庫県災害対策地方本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置者</td> <td>知事</td> <td>災害対策本部長(知事)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ただし、緊急を要する場合、県民局長・県民センター長は、災害対策本部長に代わり災害対策地方本部を設置することができることとする。 県民局長・県民センター長は、緊急的に災害対策地方本部を設置した場合、その旨を速やかに災害対策本部長に報告することとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">以下、略</p> <p>② 伝達方法</p> <p>ア 災害対策本部</p> <p>災害対策本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。</p> 	名 称	兵庫県災害対策(支援)本部	兵庫県災害対策地方本部	設置者	知事	災害対策本部長(知事)			ただし、緊急を要する場合、県民局長・県民センター長は、災害対策本部長に代わり災害対策地方本部を設置することができることとする。 県民局長・県民センター長は、緊急的に災害対策地方本部を設置した場合、その旨を速やかに災害対策本部長に報告することとする。
名 称	兵庫県災害対策(支援)本部	兵庫県災害対策地方本部																	
設置者	知事	災害対策本部長(知事)																	
		ただし、緊急を要する場合、県民局長は、災害対策本部長に代わり災害対策地方本部を設置することができることとする。 県民局長又は県民センター長は、緊急的に災害対策地方本部を設置した場合、その旨を速やかに災害対策本部長に報告することとする。																	
名 称	兵庫県災害対策(支援)本部	兵庫県災害対策地方本部																	
設置者	知事	災害対策本部長(知事)																	
		ただし、緊急を要する場合、県民局長・県民センター長は、災害対策本部長に代わり災害対策地方本部を設置することができることとする。 県民局長・県民センター長は、緊急的に災害対策地方本部を設置した場合、その旨を速やかに災害対策本部長に報告することとする。																	

原子力等防災計画

現 行	修 正 案
<p>イ 災害対策地方本部 災害対策地方本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。</p>  <p>(略)</p>	<p>イ 災害対策地方本部 災害対策地方本部の設置その他の事項は、次のとおり伝達することとする。</p>  <p>(略)</p>

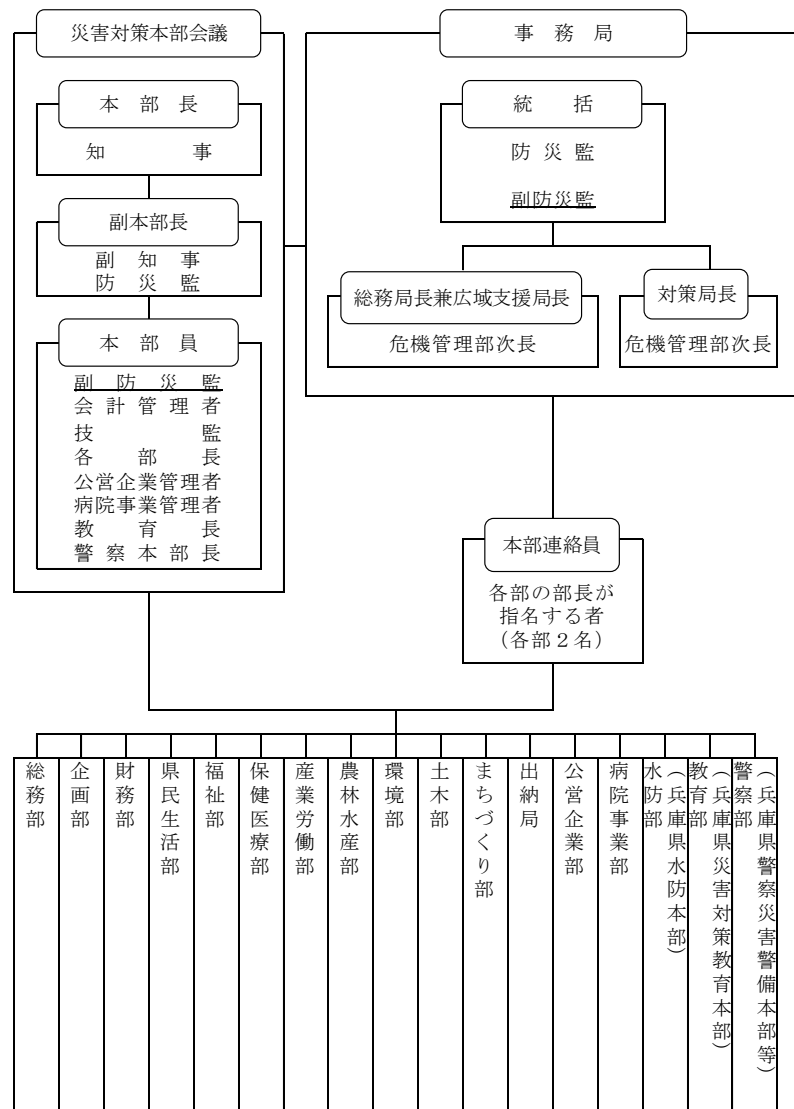
現 行

別図 第 1 災害対策本部組織図



修 正 案

別図 第 1 災害対策本部組織図

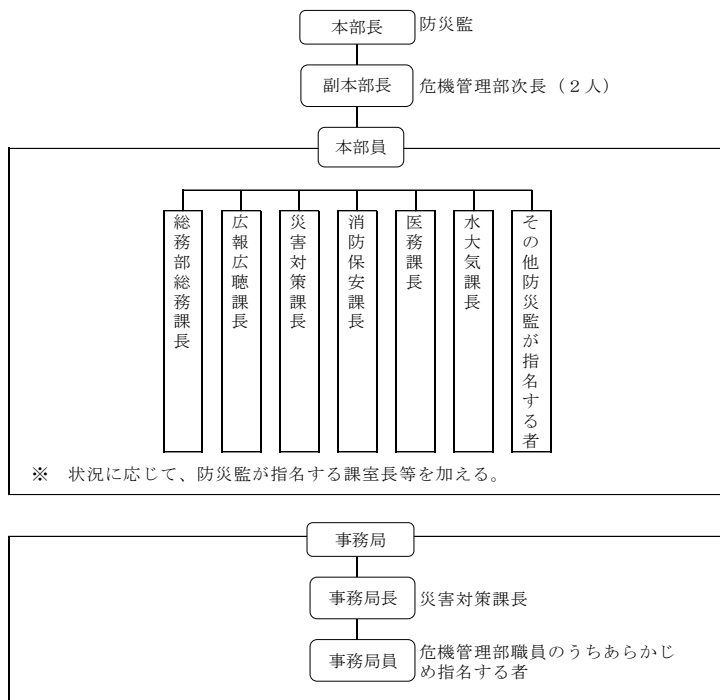


原子力等防災計画

現 行

別図 第2 (略)

別図 第3 警戒本部組織図



※ 状況に応じて、防災監が指名する課室長等を加える。

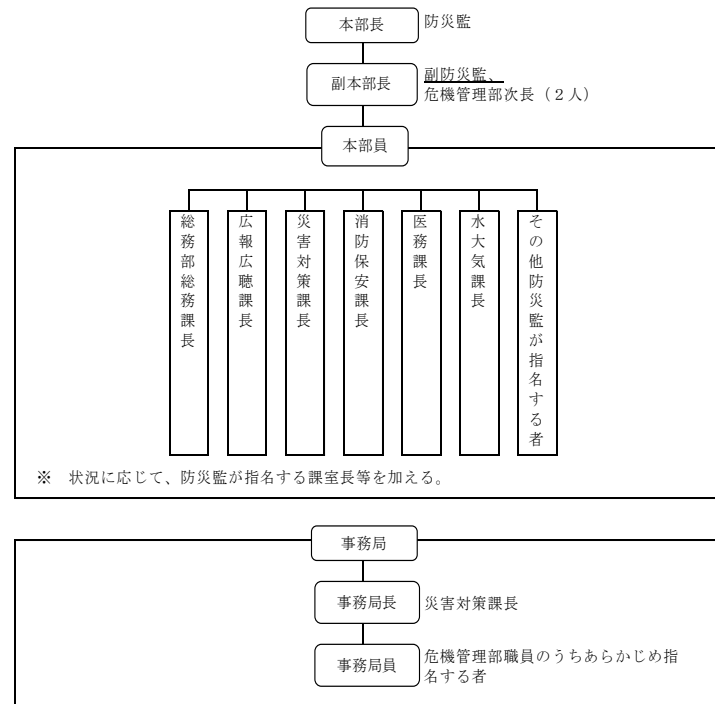
※その他防災監が指名する警戒本部員の一般的な基準

基 準	該 当 者
健康管理対策（健康相談等）について特に必要があると認められるとき	疾病対策課長
水道水が汚染されるおそれがあるとき	生活衛生課長、企業庁水道課長
食品が汚染されるおそれがあるとき	生活衛生課長
農林水産物が汚染されるおそれがあるとき	消費流通課長、農産園芸課長、畜産課長、林務課長、水産課長
工業用水が汚染されるおそれがあるとき	企業庁水道課長
県管理道路の交通規制を行う必要が生じるおそれがあるとき	道路保全課長、県警察本部災害対策課長

修 正 案

別図 第2 (略)

別図 第3 警戒本部組織図



※ 状況に応じて、防災監が指名する課室長等を加える。

※その他防災監が指名する警戒本部員の一般的な基準

基 準	該 当 者
健康管理対策（健康相談等）について特に必要があると認められるとき	疾病対策課長
水道水が汚染されるおそれがあるとき	生活衛生課長、企業庁水道課長
食品が汚染されるおそれがあるとき	生活衛生課長
農林水産物が汚染されるおそれがあるとき	流通戦略課長、農産園芸課長、畜産課長、林務課長、水産漁港課長
工業用水が汚染されるおそれがあるとき	企業庁水道課長
県管理道路の交通規制を行う必要が生じるおそれがあるとき	道路保全課長、県警察本部災害対策課長

現 行	修 正 案																												
<p>別図 第4 警戒地方本部組織図</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD     A[本部長 県民局長・県民センター長] --&gt; B[副本部長 副局長]     B --&gt; C[本部長 県民局長・県民センター長が指名する者]     C --&gt; D[事務局]     D --&gt; E[事務局長 総務企画室長等]     E --&gt; F[事務局員 県民局長等職員のうち事務局長が指名する者]                     </pre> </div> <p>※県民局長が指名する地方本部員の一般的な基準</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">基 準</th> <th style="width:70%;">該 当 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多数の者が被ばくするおそれがあるとき</td> <td>県立病院管理局長</td> </tr> <tr> <td>水道水が汚染されるおそれがあるとき</td> <td>猪名川広域水道事務所長、北摂広域水道事務所長、東播磨利水事務所長、姫路利水事務所長、水質管理センター所長</td> </tr> <tr> <td>食品が汚染されるおそれがあるとき</td> <td>食肉衛生検査センター所長</td> </tr> <tr> <td>農林水産物が汚染されるおそれがあるとき</td> <td>農林（水産）振興事務所長、但馬水産事務所長</td> </tr> <tr> <td>工業用水が汚染されるおそれがあるとき</td> <td>東播磨利水事務所長、姫路利水事務所長</td> </tr> <tr> <td>県管理道路の交通規制を行う必要が生じるおそれがあるとき</td> <td>土木事務所長、警察署長</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 動員の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の動員体制</p> <p>(1) 本庁の動員体制</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p>	基 準	該 当 者	多数の者が被ばくするおそれがあるとき	県立病院管理局長	水道水が汚染されるおそれがあるとき	猪名川広域水道事務所長、北摂広域水道事務所長、東播磨利水事務所長、姫路利水事務所長、水質管理センター所長	食品が汚染されるおそれがあるとき	食肉衛生検査センター所長	農林水産物が汚染されるおそれがあるとき	農林（水産）振興事務所長、但馬水産事務所長	工業用水が汚染されるおそれがあるとき	東播磨利水事務所長、姫路利水事務所長	県管理道路の交通規制を行う必要が生じるおそれがあるとき	土木事務所長、警察署長	<p>別図 第4 警戒地方本部組織図</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD     A[本部長 県民局長・県民センター長] --&gt; B[副本部長 副局長]     B --&gt; C[本部長 県民局長・県民センター長が指名する者]     C --&gt; D[事務局]     D --&gt; E[事務局長 総務企画室長等]     E --&gt; F[事務局員 県民局長等職員のうち事務局長が指名する者]                     </pre> </div> <p>※県民局長・県民センター長が指名する地方本部員の一般的な基準</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">基 準</th> <th style="width:70%;">該 当 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多数の者が被ばくするおそれがあるとき</td> <td>県立病院管理局長</td> </tr> <tr> <td>水道水が汚染されるおそれがあるとき</td> <td>広域水道事務所長、利水事務所長、水質管理センター所長</td> </tr> <tr> <td>食品が汚染されるおそれがあるとき</td> <td>食肉衛生検査センター所長</td> </tr> <tr> <td>農林水産物が汚染されるおそれがあるとき</td> <td>農林（水産）振興事務所長、但馬水産事務所長</td> </tr> <tr> <td>工業用水が汚染されるおそれがあるとき</td> <td>利水事務所長</td> </tr> <tr> <td>県管理道路の交通規制を行う必要が生じるおそれがあるとき</td> <td>土木事務所長、警察署長</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2節 動員の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の動員体制</p> <p>(1) 本庁の動員体制</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p>	基 準	該 当 者	多数の者が被ばくするおそれがあるとき	県立病院管理局長	水道水が汚染されるおそれがあるとき	広域水道事務所長、利水事務所長、水質管理センター所長	食品が汚染されるおそれがあるとき	食肉衛生検査センター所長	農林水産物が汚染されるおそれがあるとき	農林（水産）振興事務所長、但馬水産事務所長	工業用水が汚染されるおそれがあるとき	利水事務所長	県管理道路の交通規制を行う必要が生じるおそれがあるとき	土木事務所長、警察署長
基 準	該 当 者																												
多数の者が被ばくするおそれがあるとき	県立病院管理局長																												
水道水が汚染されるおそれがあるとき	猪名川広域水道事務所長、北摂広域水道事務所長、東播磨利水事務所長、姫路利水事務所長、水質管理センター所長																												
食品が汚染されるおそれがあるとき	食肉衛生検査センター所長																												
農林水産物が汚染されるおそれがあるとき	農林（水産）振興事務所長、但馬水産事務所長																												
工業用水が汚染されるおそれがあるとき	東播磨利水事務所長、姫路利水事務所長																												
県管理道路の交通規制を行う必要が生じるおそれがあるとき	土木事務所長、警察署長																												
基 準	該 当 者																												
多数の者が被ばくするおそれがあるとき	県立病院管理局長																												
水道水が汚染されるおそれがあるとき	広域水道事務所長、利水事務所長、水質管理センター所長																												
食品が汚染されるおそれがあるとき	食肉衛生検査センター所長																												
農林水産物が汚染されるおそれがあるとき	農林（水産）振興事務所長、但馬水産事務所長																												
工業用水が汚染されるおそれがあるとき	利水事務所長																												
県管理道路の交通規制を行う必要が生じるおそれがあるとき	土木事務所長、警察署長																												

原子力等防災計画

現 行	修 正 案
<p>② 災害警戒本部が設置されたとき</p> <p>ア 災害警戒本部長（防災監）、副本部長（危機管理部次長）、事務局長（災害対策課長）、警戒本部員、危機管理部その他各部応急対策主管課のあらかじめ定めた職員は、直ちに参集し、情報の収集・伝達等に当たり、状況により、必要な災害応急対策を実施することとする。</p> <p>イ 上記以外の職員については、原則として、平常勤務体制で対応することとする。</p> <p>（略）</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第1款 災害情報の収集・伝達</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 内容</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 支援要請</p> <p>県、市町は、大規模な被害により応急活動を実施することが困難になったときは、速やかに関係機関に支援を要請することとする。</p>	<p>② 災害警戒本部が設置されたとき</p> <p>ア 災害警戒本部長（防災監）、副本部長（<u>副防災監</u>・危機管理部次長）、事務局長（災害対策課長）、警戒本部員、危機管理部その他各部応急対策主管課のあらかじめ定めた職員は、直ちに参集し、情報の収集・伝達等に当たり、状況により、必要な災害応急対策を実施することとする。</p> <p>イ 上記以外の職員については、原則として、平常勤務体制で対応することとする。</p> <p>（略）</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第1款 災害情報の収集・伝達</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 内容</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 支援要請</p> <p>県、市町は、大規模な被害により応急活動を実施することが困難になったときは、速やかに関係機関に支援を要請することとする。</p>

原子力等防災計画

現 行			修 正 案		
○ 市町からの主な緊急対策支援要請			○ 市町からの主な緊急対策支援要請		
部	要請事項	支援要請系統	部	要請事項	支援要請系統
災害対策本部 事務局	自衛隊派遣 各種支援要請	第3師団[陸上・航空] 第3特科隊[陸上] 阪神基地隊[海上] 事務局 各部総務課 ← 各主管課 ← 地方本部 ← 市町	災害対策本部 事務局	自衛隊派遣 各種支援要請	第3師団[陸上・航空] 第3特科隊[陸上] 阪神基地隊[海上] 事務局 各部総務課 ← 各主管課 ← 地方本部 ← 市町
	隣接市町での避難所の開設	隣接市町 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町		隣接市町での避難所の開設	隣接市町 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
	陸上鉄道輸送の要請	J R 西日本 私鉄各社 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町		陸上鉄道輸送の要請	J R 西日本 私鉄各社 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
	海上輸送の要請	神戸運輸監理部 海上保安本部 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町		海上輸送の要請	神戸運輸監理部 海上保安本部 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
	航空輸送の要請	大阪空港事務所 関空エアポート(株) 神戸空港管理事務所 但馬空港ターミナル(株) 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町		航空輸送の要請	大阪空港事務所 関空エアポート(株) 神戸空港管理事務所 但馬空港ターミナル(株) 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
	陸上自動車輸送の あつせん	トラック協会 バス協会 近畿運輸局 事務局 ← 警察本部 ← 地方本部事務局 ← 市町		陸上自動車輸送の あつせん	トラック協会 バス協会 近畿運輸局 事務局 ← 警察本部 ← 地方本部事務局 ← 市町
	物資のあつせん	関係団体 緊急災害対策本部 工業振興課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 市町 ↑		物資のあつせん	関係団体 緊急災害対策本部 地域産業立地課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 市町 ↑
	物資のあつせん (福祉関係機器)	関係団体 障害福祉課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町		物資のあつせん (福祉関係機器)	関係団体 障害福祉課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
	食料の調達・あつせん	農林水産省農産局長 協定業者 総合農政課 ← 消費流通課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 市町 ↑		食料の調達・あつせん	農林水産省農産局長 協定業者 総合農政課 ← 流通戦略課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 市町 ↑
以下、略			以下、略		



原子力等防災計画

現 行			修 正 案						
部	要請事項	支援要請系統	部	要請事項	支援要請系統				
保 健 医 療 部	ヘリによる患者搬送		保 健 医 療 部	ヘリによる患者搬送					
	船艇による患者搬送			保 健 医 療 部	船艇による患者搬送				
	ライフラインの優先復旧(医療機関関係)				保 健 医 療 部	ライフラインの優先復旧(医療機関関係)			
企 業 庁	飲料水の供給		企 業 庁			飲料水の供給			
	給水車の派遣			企 業 庁		給水車の派遣			
	水道復旧工事に関する人材派遣				企 業 庁	水道復旧工事に関する人材派遣			
	医療用水の確保					企 業 庁	医療用水の確保		
	警 察 本 部	警察官の協力要請					警察署 ← 市町	警 察 本 部	警察官の協力要請
交通誘導の実施		警備業協会 ← 警察本部	警 察 本 部				交通誘導の実施		警備業協会 ← 警察本部
他府県警察官の派遣要請		警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会		警 察 本 部			他府県警察官の派遣要請		警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会
他府県警察ヘリの派遣要請		警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会			警 察 本 部		他府県警察ヘリの派遣要請		警察庁又は他の都道府県警察 ← 県公安委員会
救助用建設資機材		建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 警察署				警 察 本 部	救助用建設資機材		建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 警察署
							警 察 本 部		

- 1 県民局において所管部・担当名が異なる場合は、事務を所管する担当に読み替えることとする。
- 2 各県民局内における調査状況及び支援要請状況に関する連絡体制については、各県民局の実態に応じて別途定めることとする。

- (注) 1 県民局等において所管部・担当名が異なる場合は、事務を所管する担当に読み替えることとする。
- 2 各県民局等内における調査状況及び支援要請状況に関する連絡体制については、各県民局等の実態に応じて別途定めることとする。

原子力等防災計画

現 行	修 正 案
<p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第2款 通信手段の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 兵庫県防災行政無線</p> <p>(1) 衛星系(兵庫県衛星通信ネットワーク)</p> <p>県、市町等は、公衆回線網・専用線とは別に、災害に強い地域衛生通信ネットワークを使用して市町、消防等の関係機関との通信を確保することとする。</p> <p>① 構成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計84局</li> <li>・県庁統制局1局、県機関局(広域防災センター・災害医療センター)2局、市町・消防本部局70局、防災関係機関局9局、平面可搬局2局</li> <li>・地域衛星通信ネットワークの一翼を担うことにより、消防庁、東京事務所、各都道府県等との通話が可能</li> </ul> <p>(略)</p> <p>3 通信事業者回線等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 警察電話</p> <p>県は、県庁内に設置されている警察電話を緊急時に活用することとする。</p> <p>(県庁内の設置場所)</p> <p>災害対策センター(災害対策課、消防保安課、災害対策本部室等)、秘書課、財政課、管財課、交通安全課、道路保全課、会計課、管理課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、交通事故相談室、第3号館ヘリポート</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第2款 通信手段の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 兵庫県防災行政無線</p> <p>(1) 衛星系(兵庫県衛星通信ネットワーク)</p> <p>県、市町等は、公衆回線網・専用線とは別に、災害に強い地域衛生通信ネットワークを使用して市町、消防等の関係機関との通信を確保することとする。</p> <p>① 構成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計85局</li> <li>・県庁統制局1局、県機関局(広域防災センター・災害医療センター)2局、市町・消防本部局70局、防災関係機関局9局、平面可搬局3局</li> <li>・地域衛星通信ネットワークの一翼を担うことにより、消防庁、東京事務所、各都道府県等との通話が可能</li> </ul> <p>(略)</p> <p>3 通信事業者回線等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 警察電話</p> <p>県は、県庁内に設置されている警察電話を緊急時に活用することとする。</p> <p>(県庁内の設置場所)</p> <p>災害対策センター(災害対策課、消防保安課、災害対策本部室等)、秘書課、財政課、管財課、<u>くらし安全課</u>、道路保全課、会計課、管理課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、交通事故相談室、第3号館ヘリポート</p> <p>(略)</p>

原子力等防災計画

現 行	修 正 案
<p>第5節 民間事業者等との連携</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 従事者の防護措置</p> <p>県は、民間事業者への要請を行った場合、従事者が安全を確保し業務に従事できるよう、必要に応じ、国や専門機関等の協力を得て、線量管理や放射線防護のための資機材を確保することとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 円滑な応急活動の展開</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 モニタリング活動の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>(1) 県内への影響調査</p> <p>県及び市町は、国がリアルタイムでホームページ上に公表している空間放射線量率のデータを監視し、国と連携し県内への影響を調査することとする。</p> <div data-bbox="190 1182 909 1305" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>原子力規制委員会 放射線モニタリング情報</p> <p><a href="http://www.erms.nsr.gp.jp/nra-ramis-webg/">http://www.erms.nsr.gp.jp/nra-ramis-webg/</a></p> </div> <p>(略)</p> <p>第3節 屋内退避等の実施</p>	<p>第5節 民間事業者等との連携</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 従事者の防護措置</p> <p>県は、民間事業者への要請を行った場合、従事者が安全を確保し業務に従事できるよう、必要に応じ、国や専門機関等の協力を得て、線量管理や放射線防護のための資機材を確保するとともに、<u>放射線防護に係る指標の設定について必要に応じて協議を行う</u>こととする。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 円滑な応急活動の展開</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 モニタリング活動の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>(1) 県内への影響調査</p> <p>県及び市町は、国がリアルタイムでホームページ上に公表している空間放射線量率のデータを監視し、国と連携し県内への影響を調査することとする。</p> <div data-bbox="1211 1182 1908 1305" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>原子力規制委員会 放射線モニタリング情報</p> <p><a href="https://www.erms.nsr.go.jp/nra-ramis-webg/">https://www.erms.nsr.go.jp/nra-ramis-webg/</a></p> </div> <p>(略)</p> <p>第3節 屋内退避等の実施</p>

現 行
<p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 避難所の開設・運営等</p> <p>市町は、住民等に避難・一時退避を指示したときは、必要に応じて避難所の開設・運営を行うこととする。</p> <p>避難所の開設・運営の方法、手順等については、兵庫県地域防災計画（地震災害対策計画）第3編第3章第4節「避難対策の実施」3「避難所の開設・運営等」によることとする。</p> <p>【原発事故時の兵庫県内における防護措置実施フロー】</p> <p>(略)</p> <p>第6節 医療及び健康相談の実施</p> <p>第1 (略)</p>

修 正 案
<p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 避難所の開設・運営等</p> <p>市町は、住民等に避難・一時退避を指示したときは、必要に応じて避難所の開設・運営を行うこととする。</p> <p>避難所の開設・運営の方法、手順等については、兵庫県地域防災計画（地震災害対策計画）第3編第3章第4節「避難対策の実施」3「避難所の開設・運営等」によることとする。</p> <p>【原発事故時の兵庫県内における防護措置実施フロー】</p> <p>(略)</p> <p>第6節 医療及び健康相談の実施</p> <p>第1 (略)</p>

原子力等防災計画

現 行		修 正 案	
<p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 医療救護活動の実施 (略)</p> <p>【原子力災害医療の体制】</p>		<p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 医療救護活動の実施 (略)</p> <p>【原子力災害医療の体制】</p>	
名称	役割	名称	役割
高度被ばく医療支援センター	原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療及び支援並びに高度専門教育研修等を行う。	高度被ばく医療支援センター	原子力災害時において高度専門的な被ばく医療を行う機関であり、拠点病院では対応できない高度専門的な治療を必要とする傷病者や除染が困難で二次汚染等の可能性がある傷病者に対応するとともに、拠点病院等に対し、必要な診療支援や助言等が行える専門家の派遣等を行う。
基幹高度被ばく医療支援センター	平時において、地域の中核となる医療従事者等や、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターに所属する従事者、専門技術者等を対象とする高度専門的な研修を行う。また、原子力災害時には高度被ばく医療支援センター等への支援を行う。	基幹高度被ばく医療支援センター	高度被ばく医療支援センターにおいて中心的・先導的な役割を担う機関であり、同センターの役割に加え、特に重篤な被ばくを伴う傷病者への診療等の対応を行うとともに、これらの分野の研究開発や人材育成を行う。
原子力災害医療・総合支援センター	平時において、原子力災害拠点病院に対する支援や関連医療機関とのネットワークの構築を行うとともに原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行う。	原子力災害医療・総合支援センター	原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整やその活動の支援を行う機関であり、自ら原子力災害医療派遣チームを編成するとともに、平時から全国的な規模の関連医療機関とのネットワークの構築を行う。
原子力災害拠点病院 (旧2次被ばく医療機関)	原子力災害時に、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。立地道府県等内の協力機関の職員に対する基礎的な研修を定期的に実施し、又は立地道府県等が実施する研修に協力する。	原子力災害拠点病院	原子力災害時に、汚染の有無にかかわらず傷病者を受け入れ、適切な医療を提供する。また、被ばくや汚染を伴う傷病者及びそれらの疑いのある者に対しては適切な診療等を行う。
原子力災害医療協力機関 (旧初期被ばく医療機関)	原子力災害時において行われる診療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する。	原子力災害医療協力機関	原子力災害時において被ばく傷病者等に対する初期診療及び救急診療の提供や、住民等の被ばくや汚染に対する検査への協力等を行う。
原子力災害医療派遣チーム	原子力災害拠点病院等に所属し、原子力災害が発生した立地道府県等内において救急医療等を行う。	原子力災害医療派遣チーム	原子力災害拠点病院等に所属し、原子力災害が発生した立地道府県等内において救急医療等を行う。
	主な医療機関		主な医療機関
	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 国立大学弘前大学 公立大学法人福島県立医科大学 国立大学法人広島大学 国立大学法人長崎大学		国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 国立大学法人弘前大学 公立大学法人福島県立医科大学 国立大学法人福井大学 国立大学法人広島大学 国立大学法人長崎大学
	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構		国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
	国立大学弘前大学 公立大学法人福島県立医科大学 国立大学法人広島大学 国立大学法人長崎大学		国立大学法人弘前大学 公立大学法人福島県立医科大学 国立大学法人広島大学 国立大学法人長崎大学
	独立行政法人国立病院機構 京都医療センター 独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター 福井県立病院緊急時医療対策施設 福井大学医学部附属病院 独立行政法人国立病院機構 岡山医療センター 鳥取県立中央病院		(福井県内) 福井県立病院外2カ所 (滋賀県内) 日本赤十字社長浜赤十字病院外2カ所 (京都府内) 独立行政法人国立病院機構 京都医療センター外2カ所 (大阪府内) 独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター (鳥取県内) 鳥取県立中央病院外1カ所
	(京都府内) 市立福知山市民病院外28カ所 (大阪府内) 府立中河内救急救命センター外1カ所 (福井県内) 若狭高浜病院外14カ所 (鳥取県内) 鳥取市立病院外13カ所		(福井県内) 若狭高浜病院外14カ所 (滋賀県内) 市立大津市民病院外13カ所 (京都府内) 市立福知山市民病院外28カ所 (大阪府内) 府立中河内救急救命センター外1カ所 (鳥取県内) 鳥取市立病院外13カ所

原子力等防災計画

現 行	修 正 案
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>基幹高度被ばく医療支援センター (中心的・先導的役割)</b></p> <p>○機能： ・高度専門的な教育研修 (対象：高度被ばく医療支援センター等に所属する医療従事者、専門技術者等)</p> <p>○機関：(国研)量子科学技術研究開発機構</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p><b>原子力災害医療・総合支援センター</b></p> <p>○機能： ・高線量被ばく傷病者の救急治療 ・医療機関連携体制の構築 ・原子力災害医療派遣チーム整備 ・派遣チームの派遣調整 ・派遣チームを対象とした研修の実施 ・防災訓練への参加</p> <p>○機関：長崎大、弘前大、広島大、福島医大</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>↓ 支援 ※国が指定</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: center;"> <div style="width: 60%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>原子力災害拠点病院</b></p> <p>○機能： ・被ばく傷病者等に対する専門医療の実施 ・地域内の関係者に対する研修 ・防災訓練への参加 ・原子力災害医療派遣チーム整備</p> <p>○機関： ・地域の中核病院(例：大学病院等)</p> </div> <div style="width: 35%; text-align: right;"> <p>※国が指定</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>↑ 協力 ※立地道府県等が指定</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: center;"> <div style="width: 60%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>原子力災害医療協力機関</b></p> <p>○機能： ・被ばく傷病者等に対する初期診療の実施 ・立地道府県等が行う原子力災害対策への協力</p> <p>○機能： ・地域の関係機関等</p> </div> <div style="width: 35%; text-align: right;"> <p>※立地道府県等が登録</p> </div> </div> <p>(略)</p> <p>第9節 消火・救急救助活動の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>基幹高度被ばく医療支援センター (中心的・先導的役割)</b></p> <p>○機能： ・高度専門的な教育研修 (対象：高度被ばく医療支援センター等に所属する医療従事者、専門技術者等)</p> <p>○機関：(国研)量子科学技術研究開発機構</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p><b>原子力災害医療・総合支援センター</b></p> <p>○機能： ・高線量被ばく傷病者の救急治療 ・医療機関連携体制の構築 ・原子力災害医療派遣チーム整備 ・派遣チームの派遣調整 ・派遣チームを対象とした研修の実施 ・防災訓練への参加</p> <p>○機関：弘前大、福島医大、広島大、長崎大</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>↓ 支援 ※国が指定</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: center;"> <div style="width: 60%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>原子力災害拠点病院</b></p> <p>○機能： ・被ばく傷病者等に対する専門医療の実施 ・地域内の関係者に対する研修 ・防災訓練への参加 ・原子力災害医療派遣チーム整備</p> <p>○機関： ・地域の中核病院(例：大学病院等)</p> </div> <div style="width: 35%; text-align: right;"> <p>※国が指定</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>↑ 協力 ※立地道府県等が指定</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: center;"> <div style="width: 60%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>原子力災害医療協力機関</b></p> <p>○機能： ・被ばく傷病者等に対する初期診療の実施 ・立地道府県等が行う原子力災害対策への協力</p> <p>○機能： ・地域の関係機関等</p> </div> <div style="width: 35%; text-align: right;"> <p>※立地道府県等が登録</p> </div> </div> <p>(略)</p> <p>第9節 消火・救急救助活動の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p>

原子力等防災計画

現 行	修 正 案
<p>1 (略)</p> <p>2 現場での対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防本部の措置</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 消火・救助活動の実施</p> <p>被ばく管理など安全管理を図りつつ、消火・救助活動を実施することとする。</p> <p>消火にあたっては、放射性物質の飛散防止、汚染水による拡大防止に留意することとする。</p> <p>⑦～⑧ (略)</p> <p>(略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 現場での対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防本部の措置</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 消火・救助活動の実施</p> <p><u>被ばく線量をできる限り少なくするよう</u>被ばく管理など安全管理を図りつつ、消火・救助活動を実施することとする。</p> <p>消火にあたっては、放射性物質の飛散防止、汚染水による拡大防止に留意することとする。</p> <p>⑦～⑧ (略)</p> <p>(略)</p>

大規模事故災害対策計画

現 行	修 正 案																																																																						
<p>第1編 総則 第2節 防災機関の事務又は業務の大綱 第1～4 (略) 第5 指定公共機関 (機関名) <u>西日本旅客鉄道(株)(大阪支社)(神戸支社)(福知山支社)</u> 第6 指定地方公共機関 (機関名) <u>(一財)神戸住環境整備公社</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> <th>災 害 復 興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路管理者 兵庫県道路公社 神戸ドライブウェイ 株式会社</td> <td>有料道路(所管)の整備 と防災管理</td> <td>有料道路(所管)の応急 対策の実施</td> <td>被災有料道路(所管)の 復旧</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興	道路管理者 兵庫県道路公社 神戸ドライブウェイ 株式会社	有料道路(所管)の整備 と防災管理	有料道路(所管)の応急 対策の実施	被災有料道路(所管)の 復旧		<p>第1編 総則 第2節 防災機関の事務又は業務の大綱 第1～4 (略) 第5 指定公共機関 (機関名) <u>西日本旅客鉄道(株)(兵庫支社)</u> 第6 指定地方公共機関 (機関名) <u>(株)こうべ未来都市機構</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> <th>災 害 復 興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路管理団体 兵庫県道路公社 神戸ドライブウェイ 株式会社</td> <td>有料道路(所管)の整備 と防災管理</td> <td>有料道路(所管)の応急 対策の実施</td> <td>被災有料道路(所管)の 復旧</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興	道路管理団体 兵庫県道路公社 神戸ドライブウェイ 株式会社	有料道路(所管)の整備 と防災管理	有料道路(所管)の応急 対策の実施	被災有料道路(所管)の 復旧																																																			
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興																																																																			
道路管理者 兵庫県道路公社 神戸ドライブウェイ 株式会社	有料道路(所管)の整備 と防災管理	有料道路(所管)の応急 対策の実施	被災有料道路(所管)の 復旧																																																																				
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興																																																																			
道路管理団体 兵庫県道路公社 神戸ドライブウェイ 株式会社	有料道路(所管)の整備 と防災管理	有料道路(所管)の応急 対策の実施	被災有料道路(所管)の 復旧																																																																				
<p>第1編 総則 第3節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等 第2款 鉄道の整備状況等 第1 (略) 第2 内容 (1)～(4) (略) (5)普通索道(ケーブルカー・ロープウェイ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>線 名</th> <th>自</th> <th>至</th> <th>営業キロ (km)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>六甲山観光鉄</td> <td>鋼索線</td> <td>六甲ケーブル下</td> <td>六甲山上</td> <td>1.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>能勢電鉄鉄</td> <td>〃</td> <td>黒川</td> <td>ケーブル山上</td> <td>0.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(一財)神戸住環境 整備公社</td> <td>〃</td> <td>摩耶ケーブル</td> <td>虹</td> <td>0.9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>索道線</td> <td>虹</td> <td>星</td> <td>0.9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>六甲山頂</td> <td>有馬温泉</td> <td>2.8</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業者	線 名	自	至	営業キロ (km)	備 考	六甲山観光鉄	鋼索線	六甲ケーブル下	六甲山上	1.7		能勢電鉄鉄	〃	黒川	ケーブル山上	0.6		(一財)神戸住環境 整備公社	〃	摩耶ケーブル	虹	0.9		索道線	虹	星	0.9		〃	〃	六甲山頂	有馬温泉	2.8		<p>第1編 総則 第3節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等 第2款 鉄道の整備状況等 第1 (略) 第2 内容 (1)～(4) (略) (5)普通索道(ケーブルカー・ロープウェイ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>線 名</th> <th>自</th> <th>至</th> <th>営業キロ (km)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>六甲山観光鉄</td> <td>鋼索線</td> <td>六甲ケーブル下</td> <td>六甲山上</td> <td>1.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>能勢電鉄鉄</td> <td>〃</td> <td>黒川</td> <td>ケーブル山上</td> <td>0.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(株)こうべ未来 都市機構</td> <td>〃</td> <td>摩耶ケーブル</td> <td>虹</td> <td>0.9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>索道線</td> <td>虹</td> <td>星</td> <td>0.9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>六甲山頂</td> <td>有馬温泉</td> <td>2.8</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業者	線 名	自	至	営業キロ (km)	備 考	六甲山観光鉄	鋼索線	六甲ケーブル下	六甲山上	1.7		能勢電鉄鉄	〃	黒川	ケーブル山上	0.6		(株)こうべ未来 都市機構	〃	摩耶ケーブル	虹	0.9		索道線	虹	星	0.9		〃	〃	六甲山頂	有馬温泉	2.8	
事業者	線 名	自	至	営業キロ (km)	備 考																																																																		
六甲山観光鉄	鋼索線	六甲ケーブル下	六甲山上	1.7																																																																			
能勢電鉄鉄	〃	黒川	ケーブル山上	0.6																																																																			
(一財)神戸住環境 整備公社	〃	摩耶ケーブル	虹	0.9																																																																			
	索道線	虹	星	0.9																																																																			
〃	〃	六甲山頂	有馬温泉	2.8																																																																			
事業者	線 名	自	至	営業キロ (km)	備 考																																																																		
六甲山観光鉄	鋼索線	六甲ケーブル下	六甲山上	1.7																																																																			
能勢電鉄鉄	〃	黒川	ケーブル山上	0.6																																																																			
(株)こうべ未来 都市機構	〃	摩耶ケーブル	虹	0.9																																																																			
	索道線	虹	星	0.9																																																																			
〃	〃	六甲山頂	有馬温泉	2.8																																																																			
<p>第1編 総則 第3節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等 第3款 道路の整備状況等 第1 (略) 第2 内容 1 道路交通の概況 兵庫県は、日本の標準時を定める東経 135 度の子午線が通過していることが示すように、日本のほぼ中央部に位置し、本県の道路は、国内交通・</p>	<p>第1編 総則 第3節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等 第3款 道路の整備状況等 第1 (略) 第2 内容 1 道路交通の概況 兵庫県は、日本の標準時を定める東経 135 度の子午線が通過していることが示すように、日本のほぼ中央部に位置し、本県の道路は、国内交通・</p>																																																																						



大規模事故災害対策計画

現 行							修 正 案								
<p>輸送上重要な位置を占めている。                      本県の道路は、実延長約 36,750km であり、高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道別の内訳は次のとおりである。</p>							<p>輸送上重要な位置を占めている。                      本県の道路は、実延長約 36,750km であり、高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道別の内訳は次のとおりである。</p>								
○兵庫県内道路種別現況 (平成29年4月1日現在、延長: km (高速自動車国道: 平成30年4月1日現在))							○兵庫県内道路種別現況 (平成29年4月1日現在、延長: km (高速自動車国道: 令和4年4月1日現在))								
法区分	管 理 者 等		実延長	改良済	改良率	舗装延長	舗装率	法区分	管 理 者 等		実延長	改良済	改良率	舗装延長	舗装率
高速 国道	西日本高 速道路(株) ・国土交 通省	名神高速	11.2	11.2	100%	11.2	100%	高速 国道	西日本高 速道路(株) ・国土交 通省	名神高速	11.2	11.2	100%	11.2	100%
		新名神高速	21.0	21.0	100%	21.0	100%			新名神高速	21.0	21.0	100%	21.0	100%
		中国自動車道	117.9	117.9	100%	117.9	100%			中国自動車道	117.9	117.9	100%	117.9	100%
		山陽自動車道	103.5	103.5	100%	103.5	100%			山陽自動車道	103.5	103.5	100%	103.5	100%
		舞鶴若狭道	44.6	44.6	100%	44.6	100%			舞鶴若狭道	44.6	44.6	100%	44.6	100%
		播磨道	12.8	12.8	100%	12.8	100%			播磨道	24.3	24.3	100%	24.3	100%
		鳥取道	9.4	9.4	100%	9.4	100%			鳥取道	9.4	9.4	100%	9.4	100%
	計		320.4	320.4	100%	320.4	100%		計		331.9	331.9	100%	331.9	100%
(略)							(略)								
市 町 村 道	神戸市 道	主要市道	42.2	42.2	100%	42.2	100%	市 町 村 道	神戸市 道	主要市道	42.2	42.2	100%	42.2	100%
		他の神戸市道	5,546.7	3,264.7	58.9%	4,034.7	72.7%			他の神戸市道	5,546.7	3,264.7	58.9%	4,034.7	72.7%
		阪高北神戸線	3.3	3.3	100%	3.3	100%			阪高北神戸線	3.3	3.3	100%	3.3	100%
		阪高湾岸線	1.2	1.2	100%	1.2	100%			阪高湾岸線	1.2	1.2	100%	1.2	100%
		阪高神戸山手線	9.1	9.1	100%	9.1	100%			阪高神戸山手線	9.1	9.1	100%	9.1	100%
		阪高新神戸トンネル	8.5	8.5	100%	8.5	100%			阪高新神戸トンネル	8.5	8.5	100%	8.5	100%
		神戸市以外の40市町道	24,932.5	15,063.5	60.4%	21,655.6	86.9%			神戸市以外の40市町道	24,932.5	15,063.5	60.4%	21,655.6	86.9%
	計		30,543.6	18,392.6	60.2%	25,754.6	84.3%		計		30,543.6	18,392.6	60.2%	25,754.6	84.3%
	総 計		36,780.9	23,734.3	64.5%	31,749.1	86.3%		総 計		36,792.4	23,734.3	64.5%	31,760.6	86.3%

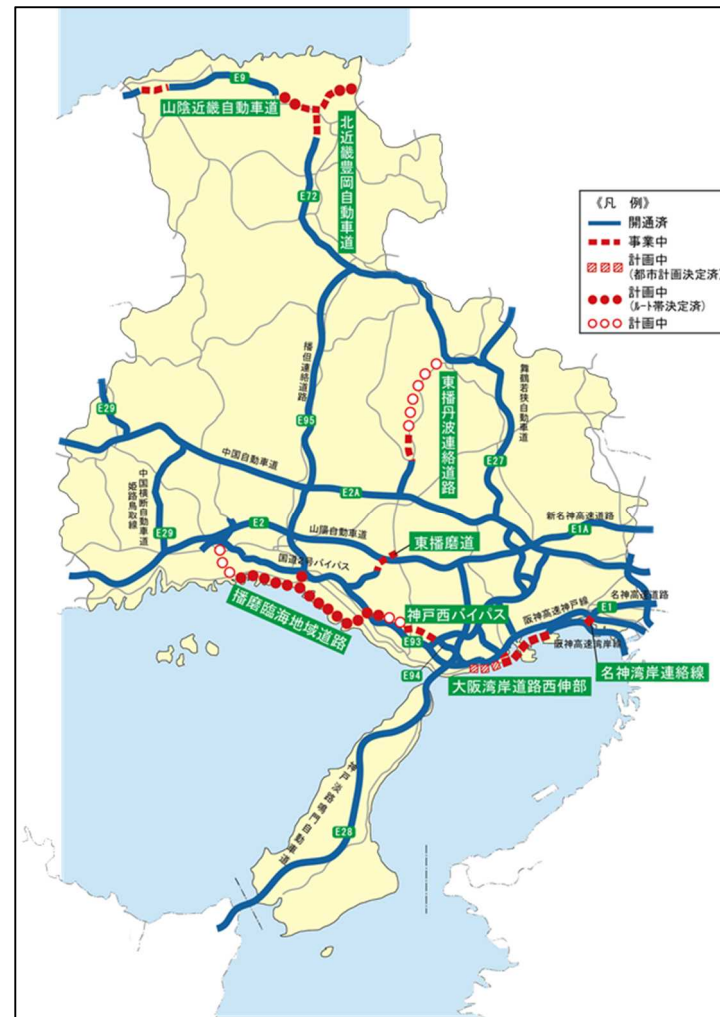
大規模事故災害対策計画

現行



令和4年4月現在

修正案



令和5年4月現在

大規模事故災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画                      第2章 交通の安全性の確保                      第1節 交通の安全のための情報の充実                      第1 (略)                      第2 内容                      1～2 (略)                      3 道路交通の安全のための情報の充実                      (1)～(3) (略)                      (4) 県及び消防本部等は、危険物の輸送時の大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実等を図るため、イエローカード（危険有害物質の性状、処理剤及びその調達先等事故の際必要な情報を記載した緊急連絡カード）の携行について、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等とともに荷主及び危険物運送事業者への指導に努めることとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画                      第2章 交通の安全性の確保                      第1節 交通の安全のための情報の充実                      第1 (略)                      第2 内容                      1～2 (略)                      3 道路交通の安全のための情報の充実                      (1)～(3) (略)                      (4) 県、消防本部等は、危険物の輸送時の大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実等を図るため、イエローカード（危険有害物質の性状、処理剤及びその調達先等事故の際必要な情報を記載した緊急連絡カード）の携行について、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等とともに荷主及び危険物運送事業者への指導に努めることとする。</p>
<p>第2編 災害予防計画                      第3章 情報の収集・伝達体制の整備                      第3節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え                      第1 (略)                      第2 内容                      1 (略)                      2 救助・救急関係                      (1)～(5) (略)                      (6) 消防本部は、負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう、救急業務計画を定めることとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画                      第3章 情報の収集・伝達体制の整備                      第3節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え                      第1 (略)                      第2 内容                      1 (略)                      2 救助・救急関係                      (1)～(5) (略)                      (6) 消防本部は、負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう、救急業務計画を定めることとする。<u>平時から、災害救急医療情報システムを活用し、医療機関との連携を図る。</u></p>
<p>第2編 災害予防計画                      第3章 情報の収集・伝達体制の整備                      第5節 雑踏事故の予防                      第1 (略)                      第2 内容                      1 (略)                      2 行事等の主催者等の留意事項                      (1) 行事等の主催者等は、行事等の規模、内容等に応じて実施計画において</p>	<p>第2編 災害予防計画                      第3章 情報の収集・伝達体制の整備                      第5節 雑踏事故の予防                      第1 (略)                      第2 内容                      1 (略)                      2 行事等の主催者等の留意事項                      (1) 行事等の主催者等は、行事等の規模、内容等に応じて実施計画におい</p>

大規模事故災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>次の事項を定めることとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 消防機関への連絡及び警備員等による救助等、事故発生時の初動対応並びに消防機関及び医療機関と連携した救急・救護体制</p> <p>3 (略)</p> <p>4 消防機関</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地区医師会、医療機関との連携を図り、行事等の開催される当日の地域内の医療機関の救急体制を確認し、多数の負傷者等が発生した場合に、医師の派遣の要請及び隣接地域等を含めた搬送先の医療機関の確保を的確に行うことができるようにすることとする。</p>	<p>て次の事項を定めることとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 消防機関への連絡及び警備員等による救助等、事故発生時の初動対応並びに消防機関及び<u>災害拠点病院等の</u>医療機関と連携した救急・救護体制</p> <p>3 (略)</p> <p>4 消防機関</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地区医師会、医療機関<u>(とくに災害拠点病院)</u>との連携を図り、行事等の開催される当日の地域内の医療機関の救急体制を確認し、多数の負傷者等が発生した場合に、<u>災害救急医療情報システム</u>を活用し、医師の派遣の要請及び隣接地域等を含めた搬送先の医療機関の確保を的確に行うことができるようにすることとする。</p>

大規模事故災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画            第2章 迅速な災害応急活動体制の確立            第1節 情報の収集・伝達            第1 (略)            第2 内容            1 航空災害の第一報の情報伝達            (略)            ① 大阪国際空港及びその周辺で発生した航空災害            (略)            注4 連絡先            (略)            警察庁：警備局警備運用部警備第二課            (略)            注5 連絡先            (略)            警察庁：警備局警備運用部警備第二課            (略)            ② 但馬空港及びその周囲で発生した航空災害の場合            (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画            第2章 迅速な災害応急活動体制の確立            第1節 情報の収集・伝達            第1 (略)            第2 内容            1 航空災害の第一報の情報伝達            (略)            ① 大阪国際空港及びその周辺で発生した航空災害            (略)            注4 連絡先            (略)            警察庁：警備局警備運用部警備第三課            (略)            注5 連絡先            (略)            警察庁：警備局警備運用部警備第三課            (略)            ② 但馬空港及びその周囲で発生した航空災害の場合            (略)</p>

大規模事故災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>注3 連絡先 (略) 警察庁：警備局警備運用部警備第二課</p> <p>③ 神戸空港及びその周囲で発生した航空災害の場合 (略)</p> <p>(略)</p> <p>注2 連絡先 (略) 警察庁：警備局警備運用部警備第二課</p> <p>(略)</p> <p>注2 連絡先 (略) 警察庁：警備局警備運用部警備第二課</p> <p>2 鉄道災害の第一報の情報伝達 (略)</p> <p>注2 連絡先 (略) 警察庁：警備局警備運用部警備第二課</p>	<p>注3 連絡先 (略) 警察庁：警備局警備運用部警備第三課</p> <p>③ 神戸空港及びその周囲で発生した航空災害の場合 (略)</p> <p>(略)</p> <p>注2 連絡先 (略) 警察庁：警備局警備運用部警備第三課</p> <p>(略)</p> <p>注2 連絡先 (略) 警察庁：警備局警備運用部警備第三課</p> <p>2 鉄道災害の第一報の情報伝達 (略)</p> <p>注2 連絡先 (略) 警察庁：警備局警備運用部警備第三課</p>

大規模事故災害対策計画

現 行	修 正 案
<p><b>3 道路災害等の第一報の伝達情報</b> (略)</p> <p>注2 連絡先 (略) 警察庁：警備局警備運用部警備第二課 (略) 注2 連絡先 (略) 警察庁：警備局警備運用部警備第二課</p>	<p><b>3 道路災害等の第一報の伝達情報</b> (略)</p> <p>注2 連絡先 (略) 警察庁：警備局警備運用部警備第三課 (略) 注2 連絡先 (略) 警察庁：警備局警備運用部警備第三課</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第2節 動員の実施 第1 (略) 第2 内容 (1) (略) (2) 本庁の動員体制 ① (略) ② 災害対策本部が設置されたとき (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第2節 動員の実施 第1 (略) 第2 内容 (1) (略) (2) 本庁の動員体制 (略)</p>

大規模事故災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>(3) 地方機関の動員体制</p> <p>① (略)</p> <p>② 災害対策地方本部が設置されたとき</p>	<p>(3) 地方機関の動員体制</p> <p>① (略)</p> <p>② 災害対策地方本部が設置されたとき</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第1款 関係機関の連携</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 関係機関の連携強化</p> <p>(1) 県、県警察本部、関係市町、消防機関、自衛隊、海上保安本部及び事業者等は、必要に応じ、可能な限り隣接して現地指揮所等を設営するとともに、事故現場における協議調整の場として現地調整所を設けることとする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第1款 関係機関の連携</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 関係機関の連携強化</p> <p>(1) 県、県警察本部、関係市町、消防機関、自衛隊、海上保安本部、<u>災害拠点病院等の医療機関</u>及び事業者等は、必要に応じ、可能な限り隣接して現地指揮所等を設営するとともに、事故現場における協議調整の場として現</p>



大規模事故災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第1節 救援・救護活動等の実施            第2款 医療活動等の実施            第1 (略)            第2 内容            1 実施方法            (1)～(3) (略)            (4) 負傷者等の搬送先の確保            ① 負傷者等の搬送については、原則として消防本部（指令室）が搬送先医療機関を確保することとし、下記施設の活用を図ることとする。その際、必要に応じて災害医療コーディネーター等から医療面に関する助言を得て、負傷者の重症度と緊急度に応じた搬送先医療機関の選定や搬送先のバランスの確保等に配慮することとする。</p> <p>(5) (略)            (6) 医薬品等の供給            ①市町は、救護所等で使用する医薬品等を確保することとする。また、医療機関で使用する医薬品等に不足が生じる場合・県健康福祉事務所等と連携し、補給を行うこととする。            ②～④ (略)            ⑤販売業者は、市町等の指定する搬送先医療機関への供給を行うこととする。</p> <p>2 県における活動            (1)情報の収集            ③県（薬務課）は、以下の情報収集を行うこととする。  <u>ア</u> 兵庫県赤十字血液センターに対する血液製剤等の備蓄量の照会  <u>イ</u> 調達可能な医薬品等の種類・数量の確認</p>	<p>地調整所を設けることとする。</p> <p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第1節 救援・救護活動等の実施            第2款 医療活動等の実施            第1 (略)            第2 内容            1 実施方法            (1)～(3) (略)            (4) 負傷者等の搬送先の確保            ① 負傷者等の搬送については、原則として消防本部（指令室）が搬送先医療機関を確保することとし、下記施設の活用を図ることとする。その際、<u>災害救急医療情報システム</u>を活用し、必要に応じて災害医療コーディネーター等から医療面に関する助言を得て、負傷者の重症度と緊急度に応じた搬送先医療機関の選定や搬送先のバランスの確保等に配慮することとする。</p> <p>(5) (略)            (6) 医薬品等の供給            ①市町は、救護所等で使用する医薬品等を確保することとする。また、医療機関で使用する医薬品等に不足が生じる場合、<u>災害薬事コーディネーター</u>・<u>県健康福祉事務所</u>等と連携し、補給及び調整を行うこととする。            ②～④ (略)            ⑤販売業者は、<u>災害薬事コーディネーターと調整し</u>、市町等の指定する搬送先医療機関への供給を行うこととする。</p> <p>2 県における活動            (1)情報の収集            ③県（薬務課）は、以下の情報収集を行うこととする。  <u>ア</u> <u>災害薬事コーディネーターと連携し、業務可能な薬局の状況を把握</u>  <u>イ</u> 兵庫県赤十字血液センターに対する血液製剤等の備蓄量の照会  <u>ウ</u> 調達可能な医薬品等の種類・数量の確認</p>
<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第1節 救援・救護活動等の実施</p>	<p>第3編 災害応急対策計画            第3章 円滑な災害応急活動の展開            第1節 救援・救護活動等の実施</p>

大規模事故災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3款 特殊な医療活動等への対応</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 多発外傷への対応</p> <p>② 搬送担当機関、災害医療コーディネーター、医療機関等は、負傷者等の数及び隣接地域を含めた医療機関の受け入れ能力を考慮して、県による搬送先医療機関の広域調整、救護班、その他県医師会等を通じた医師等の派遣要請が必要となる可能性があるとは判断した時点で、その状況を県（地域保健医療情報センター又は県（医務課））に連絡することとする。</p> <p>2 広範囲熱傷、化学熱傷への対応</p> <p>(1) 現場から医療施設への負傷者等の搬送の初動対応</p> <p>① (略)</p> <p>② 搬送担当機関、災害医療コーディネーター、医療機関等は、負傷者等の数及び隣接地域を含めた医療機関の受け入れ能力を考慮して、他府県を含めた広域搬送が必要となる可能性があるとは判断した時点で、県（地域医療情報センター又は県（医務課））に連絡することとする。</p> <p>3 有毒ガス、化学物質等による中毒への対応</p> <p>(1) 原因物質の特定</p> <p>① 中毒患者又はそのおそれのある者を発見した消防本部、警察署等は、原因物質の特定が困難な場合は、公益財団法人日本中毒情報センターに連絡をとり、原因物質の絞り込みを行うこととする。</p> <p>(2) 二次搬送等</p> <p>① 消防本部、医療機関等は、必要に応じて搬送、受入れに当たって除染を行い、二次災害防止等に努めることとする。</p>	<p>第3款 特殊な医療活動等への対応</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 多発外傷への対応</p> <p>② 搬送担当機関、災害医療コーディネーター、医療機関等は、<u>災害救急医療情報システムを活用し</u>、負傷者等の数及び隣接地域を含めた医療機関の受け入れ能力を考慮して、県による搬送先医療機関の広域調整、救護班、その他県医師会等を通じた医師等の派遣要請が必要となる可能性があるとは判断した時点で、その状況を県（地域保健医療情報センター又は県（医務課））に連絡することとする。</p> <p>2 広範囲熱傷、化学熱傷への対応</p> <p>(1) 現場から医療施設への負傷者等の搬送の初動対応</p> <p>① (略)</p> <p>② 搬送担当機関、災害医療コーディネーター、医療機関等は、<u>災害救急医療情報システムを活用し</u>、負傷者等の数及び隣接地域を含めた医療機関の受け入れ能力を考慮して、他府県を含めた広域搬送が必要となる可能性があるとは判断した時点で、県（地域医療情報センター又は県（医務課））に連絡することとする。</p> <p>3 有毒ガス、化学物質等による中毒への対応</p> <p>(1) 原因物質の特定</p> <p>① 中毒患者又はそのおそれのある者を発見した消防本部、警察署等は、<u>速やかに医療機関に情報提供するとともに</u>、原因物質の特定が困難な場合は、公益財団法人日本中毒情報センターに連絡をとり、原因物質の絞り込みを行うこととする。</p> <p>(2) 二次搬送等</p> <p>① 消防本部、医療機関等は、<u>災害救急医療情報システムを活用しつつ</u>、必要に応じて搬送、受入れに当たって除染を行い、二次災害防止等に努めることとする。</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第2節 緊急輸送活動及び代替輸送</p> <p>第1 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第2節 緊急輸送活動及び代替輸送</p> <p>第1 (略)</p>

大規模事故災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2 内容                      1 (略)                      2 陸上交通の確保等                      (1)～(4) (略)                      (新設)</p>	<p>第2 内容                      1 (略)                      2 陸上交通の確保等                      (1)～(4) (略)                      (5) <u>交通マネジメント</u>                      近畿地方整備局は、大規模災害発生後、道路の通行止め状況や渋滞状況、迂回路状況を各道路管理者や警察等が情報を共有し、渋滞緩和や交通量抑制のためのソフト・ハード対策等の検討を行うため、必要に応じて国、県、警察、市町等で構成する「兵庫県災害時交通マネジメント検討会」を組織する。</p>
<p>第3編 災害応急対策計画                      第3章 円滑な災害応急活動の展開                      第3節 ころのケア対策の実施                      第1 (略)                      第2 内容                      1 被災者等のころのケア対策                      (1) (略)                      (2) 県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、健康福祉事務所の要請に応じ、精神科医師、精神科看護師、<u>精神保健福祉士、臨床心理士</u>等で構成された「ひょうごDPAT」を派遣する(被災により健康福祉事務所が機能しない場合は、派遣の可否を本庁が判断する)。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画                      第3章 円滑な災害応急活動の展開                      第3節 ころのケア対策の実施                      第1 (略)                      第2 内容                      1 被災者等のころのケア対策                      (1) (略)                      (2) 県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、健康福祉事務所の要請に応じ、精神科医師、精神科看護師、<u>業務調整員(精神保健福祉士、臨床心理技術者等)</u>等で構成された「ひょうごDPAT」を派遣する(被災により健康福祉事務所が機能しない場合は、派遣の可否を本庁が判断する)。</p>
<p>第3編 災害応急対策計画                      第3章 円滑な災害応急活動の展開                      第5節 雑踏事故の応急対応                      第1 (略)                      第2 内容                      1～2 (略)                      3 雑踏事故発生時の対策                      (1) (略)                      (2) 消防機関                      ①～② (略)                      ③ 多数の負傷者が発生した場合、地区医師会へ情報提供し、協力を依頼する</p>	<p>第3編 災害応急対策計画                      第3章 円滑な災害応急活動の展開                      第5節 雑踏事故の応急対応                      第1 (略)                      第2 内容                      1～2 (略)                      3 雑踏事故発生時の対策                      (1) (略)                      (2) 消防機関                      ①～② (略)                      ③ 多数の負傷者が発生した場合、速やかに災害救急医療情報システムを活</p>

大規模事故災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>とともに、必要に応じて災害拠点病院等の医師と連携をとり、医療上の助言を得るなど、医療機関と連携をとり、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行うこととする。</p>	<p><u>用し、災害拠点病院、地区医師会</u>へ情報提供し、協力を依頼するとともに、必要に応じて災害拠点病院等の医師と連携をとり、医療上の助言を得るなど、医療機関と連携をとり、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行うこととする。</p>